

令和 7 年 12 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	ページ
議案第144号	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	… 1
議案第145号	北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	… 8
議案第146号	北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について	… 14
議案第147号	北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について	… 83
議案第148号	北九州市旅費条例の一部改正について	… 86
議案第149号	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 104
議案第150号	北九州市保健所及び保健センター条例の一部改正について	… 108
議案第151号	児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	… 111
議案第152号	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐市場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 120
議案第153号	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 126
議案第154号	北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正について	… 137
議案第155号	北九州市火災予防条例の一部改正について	… 143
議案第156号	北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について	… 148
議案第157号	北九州市モーターボート競走実施条例の一部改正について	… 154
議案第158号	北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について	… 157
議案第159号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について	… 174
議案第160号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について	… 225

議案第161号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	…229
議案第162号	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約の一部変更について	…234
議案第163号	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7－1）請負契約締結について	…236
議案第164号	公有水面埋立てによる土地確認について	…237
議案第165号	町の区域の変更について	…240
議案第166号	当せん金付証票の発売について	…243
議案第167号	市道路線の認定及び廃止について	…245
議案第168号	市有地の処分について	…249
議案第169号	芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する協議について	…252
議案第170号	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立男女共同参画センター）	…256
議案第171～ 177号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）	…258
議案第178号	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立到津ひまわり学園等）	…260
議案第179～ 182号	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）	…261
議案第183号	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市旧九州鉄道本社）	…262
議案第184号	指定管理者の指定について（北九州市立思永中学校温水プール）	…263
議案第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算について	} 別冊
議案第186号	令和7年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
議案第187号	令和7年度北九州市渡船特別会計補正予算について	
議案第188号	令和7年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
議案第189号	令和7年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	

議案第190号	令和7年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	}
議案第191号	令和7年度北九州市交通事業会計補正予算について	

議案第 1 4 4 号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 関係省令の一部改正に伴い、執行機関内で連携を行うことができる
特定個人情報を整理するため、関係規定を改める必要があるので、この条例
案を提出する。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成２７年北九州市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

別表第２の６の項を次のように改める。

６ 削除		
------	--	--

別表第２の９の項を次のように改める。

９ 削除		
------	--	--

別表第２の１０の項特定個人情報の欄第１号の号番号を削り、同欄第２号を削り、同表の１２の項特定個人情報の欄第１号の号番号を削り、同欄第２号を削り、同表の１３の項特定個人情報の欄第１号の号番号を削り、同欄第２号を削り、同表の１７の項特定個人情報の欄第１号の号番号を削り、同欄第２号を削り、同表の２０の項特定個人情報の欄第１号の号番号を削り、同欄第２号を削り、同表の２２の項を次のように改める。

２２ 削除		
-------	--	--

別表第２の２３の項事務の欄中「母子保健法」の次に「（昭和４０年法律第１４１号）」を加え、同表の２５の項特定個人情報の欄第１号の号番号を削り、同欄第２号を削り、同表の３０の項を次のように改める。

３０ 削除		
-------	--	--

別表第２の３２の項特定個人情報の欄第１号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「（昭和２５年法律第１２３号）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新				旧			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
機関	事務	特定個人情報		機関	事務	特定個人情報	
略				略			
6 削除				6 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
略				略			
9 削除				9 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
10 市長	略	北九州市営住宅条例による市営住宅等の管理に関する情報であって規則で定めるもの		10 市長		(1) 北九州市営住宅条例による市営住宅等の管理に関する情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	

新		旧	
略		略	
1 2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 2 市長	(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1 3 市長	(1) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
略		略	
1 7 市長	中国残留邦人等支援給付等関係情報	1 7 市長	(1) 中国残留邦人等支援給付

新		旧	
	略	略	等関係情報であって規則で定めるもの (2) <u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
略		略	
20 市長	略	20 市長	(1) <u>中国残留邦人等支援給付</u> 等関係情報であって規則で定めるもの (2) <u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
略		略	
22 削除		22 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものの
23 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、	23 市長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、

新		旧	
新生児の訪問指導、健康 診査、妊産婦の訪問指導 、未熟児の訪問指導又は こども家庭センターの事 業の実施に関する事務で あって規則で定めるもの	略	妊産婦の訪問指導、未熟 児の訪問指導又はこども 家庭センターの事業の実 施に関する事務であって 規則で定めるもの	略
25 市長	略	略	略
30 削除			(1) 北九州市営住宅条例によ る市営住宅等の管理に関する情 報であって規則で定めるもの (2) 外国生活保護関係情報 であって規則で定めるもの
			略
30 市長		子ども・子育て支援法（ 平成24年法律第65号 ）による子どものための 教育・保育給付又は子育て のための施設等利用給 付の支給に関する事務で	子ども・子育て支援法（ 平成24年法律第65号 ）による子どものための 教育・保育給付又は子育て のための施設等利用給 付の支給に関する事務で
			外国生活保護関係情報であって 規則で定めるもの

新		旧	
		あつて規則で定めるもの	
略		略	
3 2 市長	(1) 児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	3 2 市長	(1) 児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
略		略	

議案第 1 4 5 号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正
について

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 職員の多様で柔軟な働き方をより一層推進することを目的にフレック
スタイム制を導入するため、関係規定を改める必要があるので、この条例
案を提出する。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1週間について」を「4週間を超えない期間につき1週間当たり」に改め、同条第2項中「除き、」の次に「4週間を超えない期間につき」を加える。

第3条第1項中「こえる」を「超える」に改め、同条第2項中「又は」を削り、「ときは」を「とき、又は職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるときは」に改める。

第4条の見出しを「（週休日等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項及び次条第4項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項又は第2項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設けることが公務の運営に支障がないと認める場合には、次条第1項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申告を経て、第1項又は第2項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設けることができる。

第4条の2に次の1項を加える。

- 4 任命権者は、職員について、職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、職員の中告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき第2条第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第7条本文中「週休日」の次に「、第4条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日」を加える。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、職員に第4条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準

用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 北九州市職員の給与に関する条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 4 項中「第 4 条」を「第 4 条第 1 項から第 3 項まで」に、「以下」を「第 2 1 条の 2 第 1 項において」に改める。

第 1 8 条第 2 項中「第 8 条第 1 項」の次に「又は同条第 2 項の規定において読み替えて準用する同条第 1 項」を加える。

第 1 9 条第 3 項中「第 8 条第 2 項」を「第 8 条第 3 項」に改める。

第 2 1 条の 2 第 1 項中「より週休日」の次に「、勤務時間条例第 4 条第 4 項に規定する勤務時間を割り振らない日」を加える。

新	旧
(勤務時間) 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、<u>4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</u> 2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間については、<u>休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、任命権者が別に定めることができる。</u> 3～5 略 (休憩時間) 第3条 休憩時間は、勤務を要しない時間とし、<u>1Hの勤務時間が6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合においては1時間以上の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置かなければならない。</u> 2 前項の休憩時間は、<u>職務の性質により必要があるとき、職務の遂行上特別の必要があるとき、又は職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるときは、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。</u> (週休日等) 第4条 略 2 略 3 略 4 <u>任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項及び次条</u>	(勤務時間) 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、<u>1週間について38時間45分を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</u> 2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間については、<u>休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、任命権者が別に定めることができる。</u> 3～5 略 (休憩時間) 第3条 休憩時間は、勤務を要しない時間とし、<u>1Hの勤務時間が6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合においては1時間以上の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置かなければならない。</u> 2 前項の休憩時間は、<u>職務の性質により必要があるとき、又は職務の遂行上特別の必要があるときは、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。</u> (週休日) 第4条 略 2 略 3 略

新	旧
<u>第4項において同じ。）について、職員の中告を考慮して、第1項又は第2項の規定による週休日</u>のほか<u>に当該職員の勤務時間を割り振らない日</u>を設けることが<u>公務の運営に支障がないと認める場合には、次条第1項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、職員の中告を経て、第1項又は第2項の規定による週休日</u>のほか<u>に当該職員の勤務時間を割り振らない日</u>を設けることができる。 (勤務時間の割振り) 第4条の2 略 2 略 3 略 4 任命権者は、職員について、職員の中告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、職員の中告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき第2条第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (時間外勤務及び休日勤務) 第7条 公務のため、臨時に必要があるときは、任命権者は、職員に対し、Ⅱ規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日、第4条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日若しくは休日に勤務することを命ずることができる。 ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合には、公務の運営に	(勤務時間の割振り) 第4条の2 略 2 略 3 略 (時間外勤務及び休日勤務) 第7条 公務のため、臨時に必要があるときは、任命権者は、職員に対し、Ⅱ規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日に勤務すること を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会
(時間外勤務及び休日勤務) 第7条 公務のため、臨時に必要があるときは、任命権者は、職員に対し、Ⅱ規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日、第4条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日若しくは休日に勤務することを命ずることができる。 ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合には、公務の運営に	(時間外勤務及び休日勤務) 第7条 公務のため、臨時に必要があるときは、任命権者は、職員に対し、Ⅱ規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日に勤務すること を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会

新	旧
著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休H若しくは休Hに勤務することができる。 (週休Hの振替及び休Hの代休) 第8条 略 2 前項の規定は、職員に第4条第4項の規定により勤務時間を割り振らないHとされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。 <u>この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。</u> 3 略	規則で定める場合に限り、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休H若しくは休Hに勤務することを命ずることができる。 (週休Hの振替及び休Hの代休) 第8条 略 2 略

議案第 1 4 6 号

北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「31万円」を「31万800円」に改める。

第15条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2,900円」を「1万3,500円」に改め、同号カ中「1万5,800円」を「1万6,600円」に改め、同号キ中「1万8,700円」を「1万9,700円」に改め、同号ク中「2万1,600円」を「2万2,800円」に改め、同号ケ中「2万4,400円」を「2万5,900円」に改め、同号コ中「2万6,200円」を「2万9,100円」に改め、同号サ中「2万8,000円」を「3万2,300円」に改め、同号シ中「2万9,800円」を「3万5,500円」に改め、同号ス中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改める。

第22条第1項中「5,300円」を「5,400円」に、「7,900円」を「8,100円」に改める。

付則第61項第2号中「次号」の次に「及び付則第68項」を加え、付則第69項中「当分の間」を「令和8年3月31日までの間」に改め、同項を付則第70項とし、付則第68項を付則第69項とし、付則第67項の次に次の1項を加える。

68 令和14年3月31日までの間、定年条例第6条第1号に規定する職を占める定年前再任用短時間勤務職員が、第8条第14項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表第8の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。

付則別表第7の次に次の1表を加える。

付則別表第8

給料表	職務の級	基準給料月額
行政職給料表	5 級	3 3 1 , 5 0 0 円
	6 級	3 7 3 , 3 0 0 円
	7 級	4 2 2 , 5 0 0 円
消防職給料表	5 級	3 3 1 , 5 0 0 円
	6 級	3 7 3 , 3 0 0 円
	7 級	4 2 2 , 5 0 0 円
研究職給料表	3 級	3 4 4 , 0 0 0 円
	4 級	3 8 5 , 7 0 0 円
医療職給料表（2）	5 級	3 3 1 , 5 0 0 円

別表第 1 から別表第 6 までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	202,100	268,000	293,800	301,000	341,300	372,700	434,400
	2	203,200	269,600	295,500	303,100	343,100	375,000	437,200
	3	204,300	271,000	297,400	305,000	344,800	377,400	439,900
	4	206,000	272,700	299,300	307,300	346,900	380,000	442,600
	5	207,700	274,400	301,000	309,100	348,400	382,200	445,400
	6	209,500	275,800	303,100	311,400	350,700	384,700	448,600
	7	211,200	277,400	305,000	313,500	352,600	387,100	451,800
	8	212,800	279,100	307,300	315,600	354,600	389,800	454,900
	9	214,200	280,800	308,900	317,400	356,200	392,100	458,100
	10	216,200	282,300	311,200	319,200	358,300	394,400	461,400
	11	218,000	283,600	313,300	321,000	360,200	396,400	464,700
	12	219,800	284,800	315,400	322,600	362,400	398,300	468,000
	13	221,700	285,400	316,900	324,400	364,200	400,100	471,300
	14	223,500	286,700	318,700	326,700	365,800	402,600	474,600
	15	225,200	288,100	320,600	328,900	367,500	405,100	477,700
	16	227,200	289,600	322,200	330,600	369,200	408,000	481,000
	17	229,000	291,000	323,600	332,700	370,800	410,700	484,200
	18	230,900	292,400	325,900	334,600	372,800	413,400	487,600
	19	232,800	294,000	328,000	336,600	374,900	416,200	490,900
	20	234,000	295,600	329,700	338,800	377,100	419,000	494,200
	21	235,100	297,200	331,700	340,600	378,900	421,500	497,600
	22	236,400	299,000	333,700	342,400	381,000	424,100	501,000
	23	237,500	300,700	335,300	344,100	383,100	426,700	504,500
	24	239,000	302,600	337,400	346,200	385,100	429,400	507,900
	25	240,500	303,800	338,900	347,500	387,100	431,700	511,000
	26	242,100	305,800	340,500	349,700	389,100	434,200	514,400
	27	243,600	307,500	341,900	351,500	390,700	436,700	517,800
	28	245,100	309,400	343,500	353,400	392,400	439,300	521,300
	29	246,500	310,700	344,800	355,000	393,600	441,800	524,500
	30	248,000	312,100	346,600	357,000	396,000	444,300	528,000
	31	249,300	313,700	348,100	358,800	398,000	446,800	531,400
	32	250,900	315,000	349,800	361,000	400,400	449,200	535,000
	33	252,500	316,600	351,300	362,600	402,500	451,600	538,200
	34	254,000	318,200	352,900	364,000	404,800	454,100	541,500
	35	255,500	319,900	354,300	365,700	406,900	456,600	544,800
	36	257,300	321,300	356,300	367,300	409,200	459,100	548,200
	37	258,700	323,300	357,700	368,700	411,100	461,500	551,300
	38	260,500	324,600	359,000	370,800	413,300	464,000	553,400
	39	262,000	326,100	360,500	372,700	415,500	466,200	555,500
	40	263,700	328,100	361,700	374,700	417,900	468,600	557,600
	41	264,900	329,700	362,700	376,400	420,100	471,100	559,600
	42	266,300	331,200	364,200	378,300	422,100	473,300	560,500

定年 前再 任用 短時 問勤 務職 員以 外の 職員	43	267,700	332,500	365,700	380,200	424,200	475,500	561,400
	44	269,000	334,200	367,200	382,100	426,200	477,700	562,300
	45	270,100	335,600	368,500	383,400	428,200	479,800	563,200
	46	271,700	337,200	369,800	385,500	430,200	481,600	563,900
	47	273,000	338,900	371,200	386,900	432,100	483,500	564,500
	48	274,600	340,400	372,600	388,500	434,100	485,400	565,200
	49	275,700	342,100	373,800	389,800	436,000	486,900	566,200
	50	276,900	343,500	374,900	391,700	437,700	488,600	567,000
	51	277,700	344,700	376,100	393,300	439,500	490,300	567,900
	52	278,300	346,400	377,000	395,100	441,300	492,100	568,700
	53	278,600	347,700	377,800	396,900	442,800	493,800	569,100
	54	279,100	348,800	379,100	398,700	444,400	495,600	569,400
	55	279,600	350,100	380,300	400,400	445,900	497,200	570,300
	56	280,500	351,300	381,600	402,200	447,600	498,900	571,400
	57	281,100	352,400	383,100	403,500	449,100	500,600	572,200
	58	281,900	353,500	384,300	405,000	450,600	502,300	
	59	282,900	354,300	385,400	406,500	451,900	504,000	
	60	284,000	355,300	386,700	408,000	453,400	505,800	
	61	284,800	356,200	387,500	409,400	454,900	507,400	
	62	285,400	357,200	388,600	410,600	455,900	508,800	
	63	285,900	358,000	389,800	411,800	457,000	510,000	
	64	287,000	358,900	391,000	413,000	458,000	511,100	
	65	287,900	359,400	392,000	414,000	458,800	511,800	
	66	289,000	360,100	392,800	415,000	459,800	512,200	
	67	290,100	360,900	393,500	416,000	460,800	512,600	
	68	291,300	361,500	394,500	416,900	461,800	512,900	
	69	292,100	362,100	395,300	417,700	462,600	513,200	
	70	292,800	363,100	396,200	418,600	463,600	513,300	
	71	293,400	363,800	396,800	419,500	464,500	513,600	
	72	294,400	364,700	397,700	420,300	465,500	513,900	
	73	295,200	366,000	398,500	421,000	466,400	514,300	
	74	296,000	367,100	399,200	421,900	467,300	514,500	
	75	296,900	368,200	400,000	422,600	468,300	514,800	
	76	297,500	369,400	400,800	423,500	469,300	514,900	
	77	298,100	370,200	401,500	424,200	469,800	515,200	
	78	298,800	371,100	402,300	425,100	470,700	515,400	
	79	299,600	372,000	402,900	425,900	471,300	516,300	
	80	300,300	372,800	403,700	426,800	471,900	517,200	
	81	300,800	373,600	404,000	427,500	472,100	518,100	
	82	301,300	374,500	404,700	428,300	472,400		
	83	301,800	375,200	405,400	429,100	472,800		
	84	302,400	376,000	406,200	430,000	473,100		
	85	302,900	376,800	406,800	430,600	473,300		
	86	303,400	377,500	407,400	431,500	473,500		
	87	303,900	377,900	407,900	432,400	473,700		
	88	304,700	378,700	408,600	433,300	474,000		
	89	305,300	379,600	409,200	433,800	474,400		
	90	305,600	380,400	409,900	434,600	474,700		
	91	305,800	381,100	410,600	435,300	475,100		
	92	306,000	381,800	411,300	436,200	475,300		
	93	306,100	382,400	411,800	436,800	475,400		

	94	306,400	383,100	412,400	437,600	475,700		
	95	306,700	383,700	412,900	438,500	476,500		
	96	306,900	384,500	413,600	439,400	477,400		
	97	307,200	384,900	413,900	440,000	478,300		
	98	307,400	385,600	414,600	440,700	479,100		
	99	307,700	386,200	415,300	441,200	480,000		
	100	307,900	386,900	416,000	441,500	480,900		
	101	308,100	387,600	416,600	441,600	481,700		
	102	308,400	388,300	417,000	441,900			
	103	308,900	388,900	417,300	442,100			
	104	309,400	389,600	417,500	442,200			
	105	309,600	390,100	417,600	442,500			
	106		390,800	417,700	442,600			
	107		391,500	417,800	442,700			
	108		392,200	417,900	442,900			
	109		392,700	418,000	443,200			
	110		393,400	418,100	443,400			
	111		394,000	418,200	443,600			
	112		394,700	418,300	443,700			
	113		395,100	418,400	443,800			
	114		395,800	418,500	444,000			
	115		396,400	418,600	444,600			
	116		397,100	418,700	445,400			
	117		397,600	418,800	446,200			
	118		398,200	418,900				
	119		398,700	419,000				
	120		399,400	419,100				
	121		399,900	419,200				
	122		400,500	419,300				
	123		401,200	419,400				
	124		401,900	419,500				
	125		402,400	419,600				
	126		402,900					
	127		403,400					
	128		404,100					
	129		404,500					
	130		404,900					
	131		405,300					
	132		405,600					
	133		405,900					
	134		406,100					
	135		406,300					
	136		406,400					
	137		406,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		256,700	275,000	303,600	330,500	375,000	436,500	506,100

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2（第5条関係）

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	214,200	268,000	274,800	301,000	341,300	372,700	434,400
	2	216,200	269,600	276,200	303,100	343,100	375,000	437,200
	3	218,000	271,000	277,800	305,000	344,800	377,400	439,900
	4	219,800	272,700	279,500	307,300	346,900	380,000	442,600
	5	221,700	274,400	281,200	309,100	348,400	382,200	445,400
	6	223,500	275,800	283,000	311,400	350,700	384,700	448,600
	7	225,200	277,400	284,600	313,500	352,600	387,100	451,800
	8	227,200	279,100	286,200	315,600	354,600	389,800	454,900
	9	229,000	280,800	287,000	317,400	356,200	392,100	458,100
	10	230,900	282,300	288,700	319,200	358,300	394,400	461,400
	11	232,800	283,600	290,400	321,000	360,200	396,400	464,700
	12	234,000	284,800	292,200	322,600	362,400	398,300	468,000
	13	235,100	285,400	293,800	324,400	364,200	400,100	471,300
	14	236,400	286,700	295,500	326,700	365,800	402,600	474,600
	15	237,500	288,100	297,400	328,900	367,500	405,100	477,700
	16	239,000	289,600	299,300	330,600	369,200	408,000	481,000
	17	240,500	291,000	301,000	332,700	370,800	410,700	484,200
	18	242,100	292,400	303,100	334,600	372,800	413,400	487,600
	19	243,600	294,000	305,000	336,600	374,900	416,200	490,900
	20	245,100	295,600	307,300	338,800	377,100	419,000	494,200
	21	246,500	297,200	308,900	340,600	378,900	421,500	497,600
	22	248,000	299,000	311,200	342,400	381,000	424,100	501,000
	23	249,300	300,700	313,300	344,100	383,100	426,700	504,500
	24	250,900	302,600	315,400	346,200	385,100	429,400	507,900
	25	252,500	303,800	316,900	347,500	387,100	431,700	511,000
	26	254,000	305,800	318,700	349,700	389,100	434,200	514,400
	27	255,500	307,500	320,600	351,500	390,700	436,700	517,800
	28	257,300	309,400	322,200	353,400	392,400	439,300	521,300
	29	258,700	310,700	323,600	355,000	393,600	441,800	524,500
	30	260,500	312,100	325,900	357,000	396,000	444,300	528,000
	31	262,000	313,700	328,000	358,800	398,000	446,800	531,400
	32	263,700	315,000	329,700	361,000	400,400	449,200	535,000
	33	264,900	316,600	331,700	362,600	402,500	451,600	538,200
	34	266,300	318,200	333,700	364,000	404,800	454,100	541,500
	35	267,700	319,900	335,300	365,700	406,900	456,600	544,800
	36	269,000	321,300	337,400	367,300	409,200	459,100	548,200
	37	270,100	323,300	338,900	368,700	411,100	461,500	551,300
	38	271,700	324,600	340,500	370,800	413,300	464,000	553,400
	39	273,000	326,100	341,900	372,700	415,500	466,200	555,500
	40	274,600	328,100	343,500	374,700	417,900	468,600	557,600
	41	275,700	329,700	344,800	376,400	420,100	471,100	559,600
	42	276,900	331,200	346,600	378,300	422,100	473,300	560,500
	43	277,700	332,500	348,100	380,200	424,200	475,500	561,400
	44	278,300	334,200	349,800	382,100	426,200	477,700	562,300

	45	278,600	335,600	351,300	383,400	428,200	479,800	563,200
	46	279,100	337,200	352,900	385,500	430,200	481,600	563,900
	47	279,600	338,900	354,300	386,900	432,100	483,500	564,500
	48	280,500	340,400	356,300	388,500	434,100	485,400	565,200
	49	281,100	342,100	357,700	389,800	436,000	486,900	566,200
	50	281,900	343,500	359,000	391,700	437,700	488,600	567,000
	51	282,900	344,700	360,500	393,300	439,500	490,300	567,900
	52	284,000	346,400	361,700	395,100	441,300	492,100	568,700
	53	284,800	347,700	362,700	396,900	442,800	493,800	569,100
	54	285,400	348,800	364,200	398,700	444,400	495,600	569,400
	55	285,900	350,100	365,700	400,400	445,900	497,200	570,300
	56	287,000	351,300	367,200	402,200	447,600	498,900	571,400
	57	287,900	352,400	368,500	403,500	449,100	500,600	572,200
	58	289,000	353,500	369,800	405,000	450,600	502,300	
	59	290,100	354,300	371,200	406,500	451,900	504,000	
	60	291,300	355,300	372,600	408,000	453,400	505,800	
	61	292,100	356,200	373,800	409,400	454,900	507,400	
	62	292,800	357,200	374,900	410,600	455,900	508,800	
	63	293,400	358,000	376,100	411,800	457,000	510,000	
	64	294,400	358,900	377,000	413,000	458,000	511,100	
定年	65	295,200	359,400	377,800	414,000	458,800	511,800	
前再	66	296,000	360,100	379,100	415,000	459,800	512,200	
任用	67	296,900	360,900	380,300	416,000	460,800	512,600	
短時	68	297,500	361,500	381,600	416,900	461,800	512,900	
間勤	69	298,100	362,100	383,100	417,700	462,600	513,200	
務職	70	298,800	363,100	384,300	418,600	463,600	513,300	
員以	71	299,600	363,800	385,400	419,500	464,500	513,600	
外の	72	300,300	364,700	386,700	420,300	465,500	513,900	
職員	73	300,800	366,000	387,500	421,000	466,400	514,300	
	74	301,300	367,100	388,600	421,900	467,300	514,500	
	75	301,800	368,200	389,800	422,600	468,300	514,800	
	76	302,400	369,400	391,000	423,500	469,300	514,900	
	77	302,900	370,200	392,000	424,200	469,800	515,200	
	78	303,400	371,100	392,800	425,100	470,700	515,400	
	79	303,900	372,000	393,500	425,900	471,300	516,300	
	80	304,700	372,800	394,500	426,800	471,900	517,200	
	81	305,300	373,600	395,300	427,500	472,100	518,100	
	82	306,100	374,500	396,200	428,300	472,400		
	83	306,800	375,200	396,800	429,100	472,800		
	84	307,400	376,000	397,700	430,000	473,100		
	85	308,100	376,800	398,500	430,600	473,300		
	86	308,700	377,500	399,200	431,500	473,500		
	87	309,400	377,900	400,000	432,400	473,700		
	88	310,000	378,700	400,800	433,300	474,000		
	89	310,600	379,600	401,500	433,800	474,400		
	90	311,100	380,400	402,300	434,600	474,700		
	91	311,500	381,100	402,900	435,300	475,100		
	92	312,000	381,800	403,700	436,200	475,300		
	93	312,700	382,400	404,000	436,800	475,400		
	94	313,300	383,100	404,700	437,600	475,700		
	95	314,000	383,700	405,400	438,500	476,500		

	96	314,700	384,500	406,200	439,400	477,400	
	97	315,400	384,900	406,800	440,000	478,300	
	98	316,100	385,600	407,400	440,700	479,100	
	99	316,800	386,200	407,900	441,200	480,000	
	100	317,600	386,900	408,600	441,500	480,900	
	101	318,200	387,600	409,200	441,600	481,700	
	102	319,000	388,300	409,900	441,900	482,700	
	103	319,800	388,900	410,600	442,100	483,700	
	104	320,600	389,600	411,300	442,200	484,600	
	105	321,300	390,100	411,800	442,500	485,400	
	106	322,100	390,800	412,400	442,600		
	107	322,900	391,500	412,900	442,700		
	108	323,600	392,200	413,600	442,900		
	109	324,300	392,700	413,900	443,200		
	110	325,000	393,400	414,600	443,400		
	111	325,700	394,000	415,300	443,600		
	112	326,400	394,700	416,000	443,700		
	113	327,000	395,100	416,600	443,800		
	114	327,400	395,800	417,000	444,000		
	115	327,800	396,400	417,300	444,600		
	116	328,100	397,100	417,500	445,400		
	117	328,400	397,600	417,600	446,200		
	118		398,200	417,700	447,000		
	119		398,700	417,800	447,800		
	120		399,400	417,900	448,600		
	121		399,900	418,000	449,500		
	122		400,500	418,100			
	123		401,200	418,200			
	124		401,900	418,300			
	125		402,400	418,400			
	126		402,900	418,500			
	127		403,400	418,600			
	128		404,100	418,700			
	129		404,500	418,800			
	130		405,200	419,100			
	131		405,800	419,500			
	132		406,500	420,200			
	133		407,000	420,600			
	134		407,700	421,300			
	135		408,400	422,000			
	136		409,100	422,700			
	137		409,600	423,100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円	円	円
		271,000	282,600	311,500	338,600	375,000	436,500
							506,100

備考

- 1 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	213,900	254,300	315,300	341,200	410,600
	2	215,400	256,800	317,300	344,000	412,800
	3	216,900	259,400	319,300	346,700	415,100
	4	218,400	261,800	321,300	349,600	417,400
	5	220,000	264,600	323,200	352,100	420,000
	6	222,700	265,400	324,700	354,700	421,800
	7	225,100	266,200	326,200	357,300	423,400
	8	227,500	267,200	327,900	359,900	424,900
	9	229,900	268,200	329,400	362,700	426,600
	10	232,400	269,300	331,000	364,400	428,300
	11	234,800	270,400	332,900	366,000	430,000
	12	237,100	271,500	334,000	367,500	431,400
	13	239,600	272,900	336,000	369,100	432,900
	14	241,900	274,300	337,500	370,700	434,700
	15	244,300	275,600	338,600	372,300	436,500
	16	246,600	277,200	340,200	373,400	438,300
	17	248,800	278,100	342,000	375,200	440,100
	18	251,800	279,800	344,200	376,400	441,800
	19	254,500	281,200	346,400	378,300	443,500
	20	257,000	282,900	349,100	379,900	445,000
	21	259,800	284,300	351,000	381,100	446,400
	22	260,600	286,400	353,100	383,000	447,700
	23	261,400	288,600	355,100	384,700	449,600
	24	262,400	291,200	357,500	386,000	451,400
	25	263,100	293,700	360,000	387,700	453,100
	26	264,000	297,000	361,600	389,100	454,800
	27	265,100	300,000	363,200	390,600	456,500
	28	266,200	303,100	364,500	392,000	458,200
	29	267,100	306,100	365,900	393,200	459,900
	30	268,400	309,100	367,000	395,100	461,800
	31	269,600	312,100	368,600	396,600	463,600
	32	270,900	315,000	369,800	398,400	465,400
	33	271,700	317,800	371,000	400,200	467,100
	34	273,000	319,900	372,600	402,300	468,900
	35	274,300	322,300	374,300	404,300	470,700
	36	275,500	324,900	375,700	406,400	472,500
	37	276,500	327,600	377,500	408,700	474,100
	38	277,700	328,800	379,400	410,800	475,800
	39	278,700	330,100	381,200	412,800	477,700
	40	280,100	331,100	382,600	414,700	479,400
	41	281,500	332,400	384,000	416,600	481,000
	42	282,800	334,200	385,600	418,100	482,600

	43	283,600	335,800	386,900	419,500	484,200
	44	284,700	337,800	388,500	420,900	485,700
	45	285,500	339,400	389,800	422,000	487,200
	46	285,900	341,700	391,500	423,200	488,300
	47	287,000	343,600	392,600	424,500	489,600
	48	288,500	346,100	394,000	425,700	490,900
	49	289,200	348,100	395,100	427,300	492,100
	50	289,600	350,300	396,800	428,500	492,700
	51	290,600	352,400	398,600	429,700	493,400
	52	291,400	354,400	400,300	431,000	494,100
	53	292,500	356,500	402,300	432,400	494,600
	54	292,800	357,700	404,200	433,600	
	55	293,100	359,100	405,900	435,000	
	56	293,800	360,300	407,400	436,600	
	57	294,600	361,400	408,900	438,100	
	58	295,300	363,000	411,100	439,500	
	59	296,300	364,500	413,100	440,900	
	60	297,100	365,700	415,000	442,300	
	61	298,100	367,300	416,700	444,000	
	62	299,100	368,900	417,400	445,500	
	63	300,200	370,700	418,700	447,100	
	64	301,600	372,400	419,900	448,600	
	65	302,800	373,800	421,100	450,100	
	66	303,500	375,700	422,400	451,600	
	67	304,000	377,300	423,700	452,800	
	68	304,400	378,800	424,800	454,000	
定年	69	304,700	380,200	426,000	455,200	
前再	70	305,400	381,500	427,100	456,500	
任用	71	306,200	382,900	428,400	457,800	
短時	72	306,500	384,400	429,700	459,000	
間勤	73	307,200	385,600	430,700	460,100	
務職	74	307,900	387,000	431,800	461,300	
員以	75	308,600	388,100	432,900	462,500	
外の	76	309,400	389,400	434,200	463,700	
職員	77	310,000	390,700	435,500	464,900	
	78	310,800	392,300	436,700	465,900	
	79	311,500	394,000	437,700	467,100	
	80	312,200	395,500	438,800	468,300	
	81	312,800	397,100	439,900	469,400	
	82	313,400	398,700	441,100	469,900	
	83	313,900	400,100	442,300	470,400	
	84	314,500	401,400	443,300	470,900	
	85	315,100	402,600	444,300	471,300	
	86	315,800	404,300	445,300		
	87	316,800	406,000	446,300		
	88	317,200	407,700	447,300		
	89	317,500	409,000	448,100		
	90	318,300	409,700	448,900		
	91	319,100	410,900	449,700		

92	320,000	411,900	450,500
93	321,000	413,300	451,200
94	321,900	414,200	451,400
95	322,700	415,100	451,800
96	323,600	416,000	452,200
97	324,500	416,800	452,600
98	325,200	417,300	452,800
99	326,200	418,200	453,100
100	327,100	419,000	453,400
101	327,800	419,700	453,600
102	328,600	420,500	453,900
103	329,600	421,200	454,200
104	330,400	421,900	454,400
105	331,300	422,600	454,600
106	331,600	423,500	454,900
107	332,000	424,300	455,100
108	332,500	424,900	455,300
109	333,000	425,500	455,500
110	333,500	426,200	455,800
111	333,800	426,900	456,000
112	334,200	427,500	456,200
113	334,600	428,100	456,400
114	335,000	428,500	456,700
115	335,500	428,900	457,000
116	336,000	429,200	457,200
117	336,500	429,500	457,400
118	336,800	429,800	
119	337,100	430,100	
120	337,400	430,300	
121	337,600	430,500	
122	337,800	430,600	
123	338,100	430,800	
124	338,300	431,000	
125	338,500	431,200	
126	338,700	431,400	
127	338,900	431,600	
128	339,100	431,800	
129	339,200	432,000	
130	339,400	432,200	
131	339,700	432,500	
132	340,000	432,700	
133	340,200	432,900	
134	340,400		
135	340,700		
136	340,900		
137	341,100		
138	341,300		
139	341,600		
140	341,900		

	141	342, 100				
	142	342, 300				
	143	342, 600				
	144	342, 900				
	145	343, 100				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		264, 400	301, 600	330, 800	359, 400	403, 100

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8, 200円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教諭及び養護教諭 2級1号給の給料月額に相当する額

(2) 講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手 1級7号給の給料月額に相当する額

イ 教育職給料表(2) 削除

別表第4（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	250,300	302,900	341,500	401,400
	2	251,900	305,000	343,700	403,900
	3	253,500	307,100	345,600	406,200
	4	255,300	309,200	347,700	408,500
	5	256,800	311,300	348,900	410,400
	6	258,400	313,300	351,000	412,900
	7	259,900	315,500	353,000	415,400
	8	261,600	317,700	354,600	417,500
	9	262,900	320,000	356,600	419,400
	10	264,500	322,300	358,300	421,800
	11	266,000	324,200	360,400	423,800
	12	267,800	326,000	362,200	425,900
	13	269,400	326,800	364,500	428,100
	14	271,200	328,400	366,100	430,100
	15	273,000	330,200	368,000	432,500
	16	275,000	332,000	370,200	435,000
	17	276,500	333,800	372,000	436,900
	18	279,300	335,900	375,000	439,700
	19	281,700	337,700	377,800	441,700
	20	284,100	339,700	380,800	443,900
	21	286,700	341,100	382,900	445,900
	22	289,300	343,300	386,200	448,200
	23	291,900	345,200	389,100	450,000
	24	294,500	347,200	391,900	452,200
	25	297,200	348,200	394,100	454,400
	26	299,800	350,600	397,000	456,900
	27	302,400	352,700	399,800	459,100
	28	304,900	354,400	402,700	461,500
	29	307,500	356,300	404,500	463,900
	30	309,300	357,900	406,800	466,100
	31	311,300	360,000	409,000	468,200
	32	313,300	361,600	410,600	470,500
	33	315,400	364,000	412,200	472,600
	34	317,500	365,500	414,300	474,800
	35	319,200	367,200	416,100	477,000
	36	320,800	369,000	418,100	479,200
	37	321,600	370,300	420,000	481,400
	38	322,700	372,500	421,400	483,600
	39	324,300	374,700	423,000	485,900
	40	325,900	377,100	424,700	488,100
	41	327,700	378,500	425,800	490,400
	42	329,500	381,100	427,800	492,200
	43	331,200	383,400	429,200	494,000

	44	333,000	385,500	430,500	495,900
	45	334,400	387,000	431,800	497,600
	46	336,300	389,300	433,400	499,000
	47	337,900	391,300	434,600	500,500
	48	340,000	393,400	436,200	502,000
	49	341,500	394,900	437,800	503,500
	50	342,900	396,500	439,700	505,000
	51	344,700	397,700	441,500	506,400
	52	346,200	398,800	443,200	507,900
	53	347,900	399,500	445,000	509,300
	54	348,900	400,900	446,600	510,800
定年 前再 任川 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	55	350,500	401,900	448,100	512,300
	56	352,100	403,300	450,000	513,700
	57	353,800	404,700	451,600	515,200
	58	354,900	405,300	453,000	516,200
	59	356,300	406,500	454,300	517,400
	60	358,100	407,900	455,700	518,700
	61	359,600	408,300	456,900	519,700
	62	360,900	409,700	458,100	521,000
	63	362,100	410,600	459,300	522,200
	64	363,600	411,500	460,400	523,500
	65	364,500	412,300	461,600	524,500
	66	366,100	413,300	462,800	525,500
	67	367,600	414,300	464,000	526,500
	68	368,700	415,500	465,200	527,500
	69	370,000	416,900	466,400	528,100
	70	371,400	418,200	467,600	
	71	373,200	419,300	468,800	
	72	375,300	420,600	470,000	
	73	376,900	421,700	471,200	
	74	378,800	422,900	472,400	
	75	380,200	423,900	473,500	
	76	381,800	425,200	474,700	
	77	382,800	426,100	475,700	
	78	384,900	427,100	476,700	
	79	386,800	428,000	477,700	
	80	388,700	429,000	478,700	
	81	390,900	429,800	479,700	
	82	391,500	430,800	480,400	
	83	392,400	431,700	481,300	
	84	393,500	432,500	482,200	
	85	393,800	433,400	482,800	
	86	394,500	434,300	483,700	
	87	395,200	435,300	484,500	
	88	395,600	436,300	485,400	
	89	396,100	437,100	486,100	
	90	396,500	438,000		
	91	396,800	439,000		
	92	397,300	440,000		

	93	397,900	440,800		
	94	398,600	441,800		
	95	399,200	442,700		
	96	399,900	443,700		
	97	400,200	444,500		
	98	400,800	445,500		
	99	401,400	446,500		
	100	402,100	447,500		
	101	402,900	448,400		
	102	403,400	449,100		
	103	404,100	449,900		
	104	404,900	450,800		
	105	405,600	451,300		
	106	406,400	452,000		
	107	407,100	452,600		
	108	407,900	453,300		
	109	408,600	454,000		
	110	409,000			
	111	409,600			
	112	410,400			
	113	411,100			
	114	411,800			
	115	412,600			
	116	413,400			
	117	413,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		285,900	343,100	389,100	451,200

備考

- 1 この表は、美術館、博物館等に勤務する学芸員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第5（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	316,900	421,300	431,300	514,400
	2	319,300	423,100	433,500	517,300
	3	321,700	425,000	435,800	520,100
	4	324,000	426,900	437,900	522,900
	5	326,400	428,300	439,900	525,600
	6	328,600	430,500	442,100	528,600
	7	330,700	432,800	444,600	531,600
	8	332,800	434,900	446,600	534,600
	9	335,000	437,100	448,700	537,300
	10	337,300	439,300	450,900	540,600
	11	339,400	441,800	453,000	543,900
	12	341,800	443,900	455,300	547,200
	13	344,000	445,900	457,300	550,200
	14	346,200	447,900	459,400	553,400
	15	348,400	449,800	461,700	556,600
	16	351,000	451,900	463,900	559,800
	17	353,700	453,600	465,700	563,000
	18	356,500	455,600	467,800	566,000
	19	359,200	457,700	469,900	569,000
	20	362,000	459,800	472,000	572,000
	21	364,600	461,600	474,000	574,900
	22	367,500	463,600	476,400	577,700
	23	370,400	465,700	478,700	580,500
	24	373,300	467,700	480,900	583,300
	25	376,000	469,700	483,100	585,800
	26	378,500	472,000	485,400	588,200
	27	380,900	474,100	487,700	590,600
	28	383,200	476,200	490,000	593,000
	29	385,800	478,100	492,000	595,500
	30	387,800	480,300	494,200	597,900
	31	389,800	482,500	496,300	600,300
	32	391,700	484,700	498,400	602,700
	33	393,300	486,300	500,100	605,000
	34	395,200	488,400	502,200	607,300
	35	396,900	490,500	504,300	609,600
	36	398,700	492,500	506,300	611,900
	37	400,700	494,200	508,100	614,100
	38	402,200	496,300	510,200	615,600
	39	403,900	498,400	512,300	617,100
	40	405,000	500,400	514,300	618,600
	41	406,000	502,100	516,100	619,900

	42	408,000	504,200	518,200	621,300
	43	409,900	506,300	520,300	622,700
	44	411,700	508,300	522,400	624,100
	45	413,100	509,900	524,400	625,300
	46	414,700	511,900	526,500	
	47	416,100	513,900	528,600	
	48	417,700	515,900	530,700	
	49	418,900	517,700	532,500	
	50	420,400	519,500	534,300	
	51	422,000	521,300	536,100	
	52	423,500	523,100	537,900	
	53	424,600	524,900	539,700	
	54	426,500	526,300	541,500	
定年 前再 任川 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	55	428,400	527,700	543,300	
	56	430,200	529,100	545,100	
	57	431,700	530,500	546,900	
	58	433,500	531,800	548,600	
	59	435,300	533,100	550,400	
	60	436,900	534,400	552,200	
	61	438,500	535,500	554,000	
	62	440,000	536,400	555,800	
	63	441,400	537,400	557,600	
	64	442,900	538,400	559,400	
	65	444,400	539,100	561,200	
	66	445,800	540,000	562,900	
	67	447,300	540,900	564,600	
	68	448,800	541,800	566,300	
	69	450,100	542,800	568,000	
	70	451,500	543,700	569,400	
	71	452,800	544,600	570,800	
	72	454,200	545,500	572,200	
	73	455,600	546,400	573,400	
	74	457,400	547,300	574,400	
	75	459,000	548,200	575,400	
	76	460,500	549,100	576,400	
	77	461,700	549,900	577,400	
	78	463,400	550,800	578,300	
	79	465,000	551,700	579,200	
	80	466,600	552,500	580,100	
	81	468,000	553,300	581,000	
	82	469,500	554,200	581,900	
	83	471,000	555,100	582,800	
	84	472,500	556,000	583,700	
	85	473,800	556,700	584,600	
	86	475,100	557,600	585,500	
	87	476,400	558,500	586,400	
	88	477,600	559,400	587,300	
	89	478,500	560,100	588,200	

	90	479,700	561,000		
	91	480,800	561,900		
	92	481,900	562,800		
	93	482,700	563,500		
	94	483,500			
	95	484,300			
	96	485,200			
	97	486,000			
	98	486,800			
	99	487,600			
	100	488,400			
	101	489,200			
	102	490,000			
	103	490,800			
	104	491,600			
	105	492,300			
	106	493,100			
	107	493,900			
	108	494,700			
	109	495,300			
	110	496,000			
	111	496,800			
	112	497,500			
	113	498,100			
	114	498,800			
	115	499,400			
	116	500,100			
	117	500,800			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		340,000	400,000	465,900	546,200

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	202,100	268,000	293,800	301,000	341,300
	2	203,200	269,600	295,500	303,100	343,100
	3	204,300	271,000	297,400	305,000	344,800
	4	206,000	272,700	299,300	307,300	346,900
	5	207,700	274,400	301,000	309,100	348,400
	6	209,500	275,800	303,100	311,400	350,700
	7	211,200	277,400	305,000	313,500	352,600
	8	212,800	279,100	307,300	315,600	354,600
	9	214,200	280,800	308,900	317,400	356,200
	10	216,200	282,300	311,200	319,200	358,300
	11	218,000	283,600	313,300	321,000	360,200
	12	219,800	284,800	315,400	322,600	362,400
	13	221,700	285,400	316,900	324,400	364,200
	14	223,500	286,700	318,700	326,700	365,800
	15	225,200	288,100	320,600	328,900	367,500
	16	227,200	289,600	322,200	330,600	369,200
	17	229,000	291,000	323,600	332,700	370,800
	18	230,900	292,400	325,900	334,600	372,800
	19	232,800	294,000	328,000	336,600	374,900
	20	234,000	295,600	329,700	338,800	377,100
	21	235,100	297,200	331,700	340,600	378,900
	22	236,400	299,000	333,700	342,400	381,000
	23	237,500	300,700	335,300	344,100	383,100
	24	239,000	302,600	337,400	346,200	385,100
	25	240,500	303,800	338,900	347,500	387,100
	26	242,100	305,800	340,500	349,700	389,100
	27	243,600	307,500	341,900	351,500	390,700
	28	245,100	309,400	343,500	353,400	392,400
	29	246,500	310,700	344,800	355,000	393,600
	30	248,000	312,100	346,600	357,000	396,000
	31	249,300	313,700	348,100	358,800	398,000
	32	250,900	315,000	349,800	361,000	400,400
	33	252,500	316,600	351,300	362,600	402,500
	34	254,000	318,200	352,900	364,000	404,800
	35	255,500	319,900	354,300	365,700	406,900
	36	257,300	321,300	356,300	367,300	409,200
	37	258,700	323,300	357,700	368,700	411,100
	38	260,500	324,600	359,000	370,800	413,300
	39	262,000	326,100	360,500	372,700	415,500
	40	263,700	328,100	361,700	374,700	417,900
	41	264,900	329,700	362,700	376,400	420,100
	42	266,300	331,200	364,200	378,300	422,100
	43	267,700	332,500	365,700	380,200	424,200
	44	269,000	334,200	367,200	382,100	426,200
	45	270,100	335,600	368,500	383,400	428,200

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	46	271,700	337,200	369,800	385,500	430,200
	47	273,000	338,900	371,200	386,900	432,100
	48	274,600	340,400	372,600	388,500	434,100
	49	275,700	342,100	373,800	389,800	436,000
	50	276,900	343,500	374,900	391,700	437,700
	51	277,700	344,700	376,100	393,300	439,500
	52	278,300	346,400	377,000	395,100	441,300
	53	278,600	347,700	377,800	396,900	442,800
	54	279,500	348,800	379,100	398,700	444,400
	55	280,500	350,100	380,300	400,400	445,900
	56	281,500	351,300	381,600	402,200	447,600
	57	282,400	352,400	383,100	403,500	449,100
	58	283,500	353,500	384,300	405,000	450,600
	59	284,900	354,300	385,400	406,500	451,900
	60	286,400	355,300	386,700	408,000	453,400
	61	287,600	356,200	387,500	409,400	454,900
	62	288,500	357,200	388,600	410,600	455,900
	63	289,500	358,000	389,800	411,800	457,000
	64	291,000	358,900	391,000	413,000	458,000
	65	291,900	359,400	392,000	414,000	458,800
	66	293,400	360,100	392,800	415,000	459,800
	67	294,800	360,900	393,500	416,000	460,800
	68	296,400	361,500	394,500	416,900	461,800
	69	297,700	362,100	395,300	417,700	462,600
	70	298,900	363,100	396,200	418,600	463,600
	71	299,700	363,800	396,800	419,500	464,500
	72	301,000	364,700	397,700	420,300	465,500
	73	302,400	366,000	398,500	421,000	466,400
	74	303,400	367,100	399,200	421,900	467,300
	75	304,500	368,200	400,000	422,600	468,300
	76	305,400	369,400	400,800	423,500	469,300
	77	306,700	370,200	401,500	424,200	469,800
	78	307,900	371,100	402,300	425,100	470,700
	79	309,000	372,000	402,900	425,900	471,300
	80	310,000	372,800	403,700	426,800	471,900
	81	311,100	373,600	404,000	427,500	472,100
	82	311,800	374,500	404,700	428,300	472,400
	83	312,600	375,200	405,400	429,100	472,800
	84	313,700	376,000	406,200	430,000	473,100
	85	314,500	376,800	406,800	430,600	473,300
	86	315,100	377,500	407,400	431,500	473,500
	87	315,900	377,900	407,900	432,400	473,700
	88	316,800	378,700	408,600	433,300	474,000
	89	318,000	379,600	409,200	433,800	474,400
	90	318,500	380,400	409,900	434,600	474,700
	91	319,000	381,100	410,600	435,300	475,100
	92	319,700	381,800	411,300	436,200	475,300
	93	320,000	382,400	411,800	436,800	475,400
	94	320,200	383,100	412,400	437,600	475,700
	95	320,400	383,700	412,900	438,500	476,500
	96	320,600	384,500	413,600	439,400	477,400

	97	320,800	384,900	413,900	440,000	478,300
	98		385,600	414,600	440,700	479,100
	99		386,200	415,300	441,200	480,000
	100		386,900	416,000	441,500	480,900
	101		387,600	416,600	441,600	481,700
	102		388,300	417,000	441,900	
	103		388,900	417,300	442,100	
	104		389,600	417,500	442,200	
	105		390,100	417,600	442,500	
	106		390,800	417,700	442,600	
	107		391,500	417,800	442,700	
	108		392,200	417,900	442,900	
	109		392,700	418,000	443,200	
	110		393,400	418,100	443,400	
	111		394,000	418,200	443,600	
	112		394,700	418,300	443,700	
	113		395,100	418,400	443,800	
	114		395,800	418,500	444,000	
	115		396,400	418,600	444,600	
	116		397,100	418,700	445,400	
	117		397,600	418,800	446,200	
	118		398,200			
	119		398,700			
	120		399,400			
	121		399,900			
	122		400,500			
	123		401,200			
	124		401,900			
	125		402,400			
	126		402,900			
	127		403,400			
	128		404,100			
	129		404,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		259,500	275,000	303,600	330,600	375,000

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 薬剤師及び獣医師 1級23号給の給料月額に相当する額
 - 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 1級19号給の給料月額に相当する額
 - 栄養士、診療エックス線技師及び衛生検査技師 1級13号給の給料月額に相当する額
 - 歯科衛生士 1級7号給の給料月額に相当する額

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	224,400	247,600	297,200	306,400
	2	225,500	249,200	299,600	308,600
	3	226,600	250,900	301,500	310,800
	4	227,700	252,500	303,900	313,200
	5	228,800	254,000	306,300	315,100
	6	230,000	255,600	308,500	316,400
	7	231,200	257,400	310,700	317,400
	8	233,000	259,200	313,100	318,500
	9	234,500	260,700	315,000	319,100
	10	236,300	261,800	316,300	320,100
	11	238,300	263,100	317,300	321,500
	12	239,700	264,300	318,400	322,900
	13	241,100	265,400	319,000	324,200
	14	242,700	266,900	320,000	325,700
	15	244,400	268,100	321,400	327,200
	16	246,000	269,600	322,800	328,400
	17	247,600	270,900	324,100	329,700
	18	248,500	272,200	325,500	331,400
	19	249,800	273,400	326,800	333,000
	20	251,300	274,800	328,300	334,900
	21	252,200	276,100	329,500	336,000
	22	254,100	277,600	331,100	337,900
	23	256,000	279,100	332,600	339,200
	24	257,700	280,400	334,300	341,000
	25	259,400	281,600	335,500	342,000
	26	260,400	283,300	337,300	343,300
	27	261,500	284,900	338,400	345,000
	28	262,200	286,400	340,100	346,000
	29	262,400	288,000	341,000	347,400
	30	263,700	290,100	342,200	348,900
	31	265,000	292,400	343,800	350,300
	32	266,400	294,700	344,700	351,800
	33	267,300	297,100	345,900	353,300
	34	268,600	299,500	347,300	354,200
	35	269,600	301,500	348,800	355,300
	36	271,100	303,900	350,200	357,100
	37	272,000	306,300	351,500	358,500
	38	272,900	308,500	352,500	360,000
	39	274,300	310,700	353,200	361,300
	40	275,400	313,000	354,900	362,800
	41	276,600	315,000	356,300	363,400
	42	278,000	316,300	357,600	365,000
	43	279,000	317,300	358,800	366,500
	44	280,100	318,400	360,400	368,000

	45	281,100	319,000	360,700	368,900
	46	282,500	319,800	362,100	370,300
	47	284,200	321,000	363,500	371,600
	48	285,700	322,200	364,900	373,000
	49	287,000	323,500	365,800	374,300
	50	288,400	324,900	367,100	375,400
	51	290,100	326,200	368,400	376,600
	52	291,900	327,700	369,700	377,700
	53	293,000	328,800	370,900	378,600
	54	294,500	330,300	371,800	380,200
	55	295,200	331,800	372,700	381,700
	56	295,900	333,600	373,700	383,200
	57	296,100	334,700	374,400	384,700
	58	296,300	336,500	375,800	386,500
	59	296,700	337,700	376,800	388,100
	60	297,000	339,400	378,100	390,000
	61	297,500	340,300	379,400	391,300
	62	298,500	341,600	380,600	392,800
	63	298,900	343,100	381,700	394,300
	64	299,700	344,100	383,100	395,700
	65	300,500	345,200	384,000	397,000
	66	301,600	346,400	385,000	398,900
	67	302,500	347,700	386,200	400,600
	68	302,900	349,100	387,100	402,600
	69	303,200	350,700	387,800	404,600
	70	304,200	351,500	389,200	406,400
	71	304,900	352,500	390,400	408,000
	72	305,900	354,100	391,800	409,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	306,600	355,500	393,300	411,700
	74	307,200	356,700	394,900	413,300
	75	307,900	357,800	396,000	414,900
	76	308,600	359,200	397,500	416,300
	77	309,500	359,700	398,600	417,900
	78	310,600	361,100	399,700	419,300
	79	311,100	362,200	400,800	420,400
	80	311,500	363,500	401,900	421,800
	81	312,200	364,300	403,000	423,100
	82	312,900	365,300	403,900	424,100
	83	313,400	366,000	404,700	424,800
	84	314,000	367,000	405,600	425,700
	85	314,400	367,900	406,400	426,800
	86	315,100	368,800	407,200	427,500
	87	315,600	369,700	407,800	428,300
	88	316,100	370,800	408,400	429,000
	89	316,300	371,500	409,200	429,500
	90	316,600	372,700	409,900	430,300
	91	317,100	373,600	410,700	431,100
	92	317,700	374,800	411,400	431,900
	93	318,000	375,700	411,900	432,600

94	318,700	376,900	412,700	433,400
95	319,300	377,900	413,500	434,000
96	319,800	379,100	414,300	434,700
97	320,100	379,700	414,900	435,400
98	320,700	380,400	415,700	436,100
99	321,700	381,400	416,400	436,900
100	322,300	382,000	417,100	437,700
101	322,900	382,800	417,700	438,300
102	323,500	383,600	418,400	439,100
103	324,400	384,300	419,100	439,900
104	325,200	385,200	419,900	440,700
105	325,800	386,100	420,400	441,400
106	326,500	387,100	421,100	442,200
107	327,300	388,000	421,900	442,900
108	328,100	389,100	422,700	443,600
109	329,000	389,900	423,200	444,300
110		390,800	424,000	445,000
111		391,700	424,800	445,700
112		392,500	425,600	446,500
113		393,400	426,100	447,000
114		394,200	426,800	447,800
115		394,800	427,500	448,100
116		395,500	428,100	448,600
117		396,100	428,700	448,800
118		396,900	429,100	449,100
119		397,500	429,300	449,200
120		398,100	429,600	449,300
121		398,800	429,700	449,400
122		399,500	429,800	449,500
123		400,100	429,900	449,600
124		400,700	430,000	449,800
125		400,800	430,100	449,900
126		401,400		
127		402,000		
128		402,500		
129		403,100		
130		403,700		
131		404,200		
132		404,700		
133		405,400		
134		406,000		
135		406,500		
136		407,100		
137		407,500		
138		408,100		
139		408,700		
140		409,300		
141		409,800		
142		410,400		

	143		410,900		
	144		411,500		
	145		412,000		
	146		412,600		
	147		413,200		
	148		413,800		
	149		414,400		
	150		415,000		
	151		415,500		
	152		416,100		
	153		416,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		277,200	285,300	318,600	336,900

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 保健師及び助産師 2級7号給の給料月額に相当する額
 - 看護師 2級3号給の給料月額に相当する額
 - 准看護師 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第 6（第 5 条関係）

特 定 任 期 付 職 員 給 料 表

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号本文中「以下この号」を「第3項及び第5項」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号アからスまで以外の部分中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で」に、「その額から」を「当該人事委員会規則で定める額から」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第9項とし、第3項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の3項を加える。

3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車(第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める者を除く。)に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額(次項において「駐車場料金等相当額」という。)を支給する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び駐車場料金等相当額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第25条第2項中「、市長が定める割合を乗じて得た額に、」を削り、「任命権者」を「市長」に改め、同条第3項中「扶養手当の月額並びにこれら」を「これ」に改める。

（北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第3条 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年北九州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則別表第1の行政職給料表の項中「318, 100円」を「331, 500円」に、「358, 500円」を「373, 300円」に、「407, 700円」を「422, 500円」に改め、同表の消防職給料表の項中「318, 100円」を「331, 500円」に、「358, 500円」を「373, 300円」に、「407, 700円」を「422, 500円」に改め、同表の研究職給料表の項中「329, 800円」を「344, 000円」に、「371, 500円」を「385, 700円」に改め、同表の医療職給料表（2）の項中「318, 100円」を「331, 500円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中北九州市職員の給与に関する条例付則第61項第2号の改正規定、同条例付則第69項の改正規定、同項を同条例付則第70項とし、同条例付則第68項を同条例付則第69項とし、同条例付則第67項の次に1項を加える改正規定及び同条例付則別表第7の次に1表を加える改正規定は公布の日から、第2条並びに付則第8項及び付則第9項の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北九州市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則第7項において「改正後の定年条例等の一部改正等条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から

適用する。

（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 令和7年4月1日（次項において「適用日」という。）からこの条例の施行の日（第6項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北九州市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に市長の定めるところによる。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 6 施行日から令和8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 7 改正後の給与条例又は改正後の定年条例等の一部改正等条例の規定を適用する場合において、改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の定年条例等の一部改正等条例の規定による給与の内払とみなす。

（通勤手当に関する経過措置）

- 8 第2条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例第15条第3項の規定は、令和8年4月1日前に公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更

を生ずることとなった職員にも適用する。

（令和８年６月１日を基準日とする勤勉手当に関する経過措置）

- ９ 令和８年６月１日を基準日とする勤勉手当に関する第２条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例第２５条第３項の規定の適用については、北九州市職員の給与に関する条例第１１条の管理職手当の支給を受ける職員を除き、同項中「これ」とあるのは、「扶養手当の月額並びにこれら」とする。

（委任）

- １０ 付則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

参考 北九州市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
(初任給調整手当) 第11条の2 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、月額<u>31万800円</u>（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額）を超えない範囲内の額を採用の日から<u>35年以内</u>の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から<u>1年</u>を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 略 (通勤手当) 第15条 略 2 通勤手当の額は、次の各々に掲げる職員の区分に応じ、当該各々に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付条例第4条職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 略 イ 略	(初任給調整手当) 第11条の2 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、月額<u>31万円</u>（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額）を超えない範囲内の額を採用の日から<u>35年以内</u>の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から<u>1年</u>を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 略 (通勤手当) 第15条 略 2 通勤手当の額は、次の各々に掲げる職員の区分に応じ、当該各々に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付条例第4条職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 略 イ 略

新	旧
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 300円</u>	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 100円</u>
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万400円</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万3, 500円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万2, 900円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万6, 600円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万5, 800円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万9, 700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万8, 700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万2, 800円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万1, 600円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>2万5, 900円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>2万4, 400円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>2万9, 100円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>2万6, 200円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>3万2, 300円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>2万8, 000円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>3万5, 500円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>2万9, 800円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>3万8, 700円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>3万1, 600円</u>

新	旧
(3) 略 3～6 略 (宿H直手当) 第22条 宿直勤務又はH直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>5,400円</u>（年末年始における勤務にあつては、<u>8,100円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿H直手当として支給する。 2 略 付 則 1～60 略 61 付則第59項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。 (1) 略 (2) 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号。次号及び付則第68項において「定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員 (3) 略 62～67 略 68 令和14年3月31日までの間、定年条例第6条第1号に規定する職を占める定年再任用短時間勤務職員が、第8条第14項の規定により給料月額を算定する場合において、付則表第8の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該定年再任用短時間勤務職員の給料月額を、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。	(3) 略 3～6 略 (宿H直手当) 第22条 宿直勤務又はH直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>5,300円</u>（年末年始における勤務にあつては、<u>7,900円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿H直手当として支給する。 2 略 付 則 1～60 略 61 付則第59項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。 (1) 略 (2) 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号。次号において「定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員 (3) 略 62～67 略

新	旧																									
69 略 (地域手当に関する特例措置) 70 令和8年3月31日までの間、第14条第2項の規定の適用については、同 項中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。 付則別表第8 <table><tr><th>給料表</th><th>職務の級</th><th>基準給料月額</th></tr><tr><td rowspan="3">行政職給料表</td><td>5級</td><td>331,500円</td></tr><tr><td>6級</td><td>373,300円</td></tr><tr><td>7級</td><td>422,500円</td></tr><tr><td rowspan="3">消防職給料表</td><td>5級</td><td>331,500円</td></tr><tr><td>6級</td><td>373,300円</td></tr><tr><td>7級</td><td>422,500円</td></tr><tr><td rowspan="2">研究職給料表</td><td>3級</td><td>344,000円</td></tr><tr><td>4級</td><td>385,700円</td></tr><tr><td>医療職給料表(2)</td><td>5級</td><td>331,500円</td></tr></table>	給料表	職務の級	基準給料月額	行政職給料表	5級	331,500円	6級	373,300円	7級	422,500円	消防職給料表	5級	331,500円	6級	373,300円	7級	422,500円	研究職給料表	3級	344,000円	4級	385,700円	医療職給料表(2)	5級	331,500円	68 略 (地域手当に関する特例措置) 69 当分の間、第14条第2項の規定の適用については、同項中「100分の4 」とあるのは、「100分の3」とする。
給料表	職務の級	基準給料月額																								
行政職給料表	5級	331,500円																								
	6級	373,300円																								
	7級	422,500円																								
消防職給料表	5級	331,500円																								
	6級	373,300円																								
	7級	422,500円																								
研究職給料表	3級	344,000円																								
	4級	385,700円																								
医療職給料表(2)	5級	331,500円																								

新										旧									
別表第1 (第5条関係)										別表第1 (第5条関係)									
行政職給料表										行政職給料表									
職員の区分	職務の番号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の番号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の番号
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		
	1	202,100	268,000	293,800	301,000	311,300	372,700	434,400		1	189,800	255,700	281,100	288,300	328,500	359,300	419,600		1
	2	203,200	269,600	295,500	303,100	313,100	375,000	437,200		2	190,900	257,300	282,800	290,400	330,300	361,600	422,700		2
	3	204,300	271,000	297,400	305,000	314,800	377,400	439,900		3	192,000	258,700	284,700	292,300	332,000	364,000	425,100		3
	4	206,000	272,700	299,300	307,300	316,900	380,000	442,600		4	193,700	260,400	286,600	294,600	334,100	366,600	427,800		4
	5	207,700	274,400	301,000	309,100	318,400	382,200	445,400		5	195,400	262,100	288,300	296,400	335,600	368,800	430,600		5
	6	209,500	276,800	303,100	311,400	320,700	384,700	448,600		6	197,200	263,500	290,400	298,700	337,900	371,300	433,800		6
	7	211,200	277,400	305,000	313,500	322,600	387,100	451,800		7	199,000	265,100	292,300	300,800	339,800	373,700	437,000		7
	8	212,800	279,100	307,300	315,600	324,600	389,800	454,900		8	200,600	266,800	294,600	302,900	341,800	376,400	440,100		8
	9	214,200	280,800	308,900	317,400	326,200	392,100	458,100		9	202,000	268,500	296,200	304,700	343,400	378,700	443,300		9
	10	216,200	282,300	311,200	319,200	328,300	394,400	461,400		10	204,000	270,000	298,500	306,500	345,500	381,000	446,600		10
	11	218,000	283,600	313,300	321,000	330,200	396,400	464,700		11	205,900	271,300	300,600	308,300	347,400	383,000	449,300		11
	12	219,800	284,800	315,400	322,600	332,400	398,300	468,000		12	207,700	273,100	302,700	310,900	349,600	386,700	453,200		12
	13	221,700	285,400	316,900	324,400	334,200	400,100	471,300		13	209,600	274,500	304,200	312,700	351,400	389,200	456,500		13
	14	223,500	286,700	318,700	326,700	335,800	402,600	474,600		14	211,400	274,400	306,000	314,000	353,000	389,900	459,800		14
	15	225,200	288,100	320,600	328,900	337,500	405,100	477,700		15	213,200	275,800	307,900	316,200	354,700	391,700	462,900		15
	16	227,200	289,600	322,200	330,600	339,200	408,000	481,000		16	215,200	277,300	309,500	317,900	356,400	394,600	466,200		16
	17	229,000	291,000	323,600	332,700	340,800	410,700	484,200		17	217,000	278,700	310,900	320,000	358,000	397,300	469,400		17
	18	230,900	292,400	325,900	334,600	342,800	413,400	487,600		18	218,900	280,100	313,200	321,900	360,000	400,000	472,800		18
	19	232,800	294,000	328,000	336,600	344,900	416,200	490,900		19	220,800	281,700	315,300	323,900	362,100	402,800	476,100		19
	20	234,000	295,600	329,700	338,800	347,100	419,000	494,200		20	222,000	283,300	317,000	326,100	364,300	405,600	479,400		20
	21	235,100	297,200	331,700	340,600	348,900	421,500	497,600		21	223,100	284,900	319,000	327,900	366,100	408,100	482,800		21
	22	236,400	299,000	333,700	342,400	351,000	424,100	501,000		22	224,400	286,700	321,000	329,700	368,200	410,700	486,200		22
	23	237,500	300,700	335,300	344,100	352,100	426,700	504,500		23	225,500	288,400	322,600	331,400	370,300	413,300	489,700		23
	24	239,000	302,600	337,400	346,200	354,100	429,400	507,900		24	227,000	290,300	324,700	333,500	372,300	416,000	493,100		24
	25	240,500	303,800	338,900	347,500	355,100	431,700	511,000		25	228,500	291,500	326,200	334,800	374,300	418,300	496,200		25
	26	242,100	305,800	340,500	349,700	359,100	434,200	514,400		26	230,100	293,500	327,800	337,000	376,300	420,800	499,600		26
	27	243,600	307,500	341,900	351,500	360,700	436,700	517,800		27	231,600	295,200	329,300	338,800	377,900	423,300	503,000		27
	28	245,100	309,400	343,500	353,400	362,400	439,300	521,300		28	233,100	297,100	331,000	340,700	379,600	425,900	506,500		28
	29	246,500	310,700	344,800	355,000	363,600	441,800	524,500		29	234,500	298,400	332,300	342,300	380,800	428,400	509,700		29
	30	248,000	312,100	346,600	357,000	366,000	444,300	528,000		30	236,000	299,800	334,100	344,300	383,200	430,900	513,300		30
	31	249,300	313,700	348,100	358,800	368,000	446,800	531,400		31	237,300	301,400	335,600	346,100	385,200	433,400	516,600		31
	32	250,900	315,000	349,800	361,000	370,400	449,200	535,000		32	238,900	302,700	337,300	348,300	387,600	435,800	520,200		32
	33	252,500	316,600	351,300	362,600	372,500	451,600	538,200		33	240,500	304,300	338,800	349,900	389,700	438,200	523,400		33
	34	254,400	318,200	352,900	364,000	374,800	454,100	541,500		34	242,100	305,900	340,400	351,300	392,000	440,700	526,700		34
	35	255,500	319,900	354,300	365,700	376,000	456,600	544,800		35	243,600	307,600	341,800	353,000	394,100	443,200	530,000		35
	36	257,300	321,300	356,300	367,300	377,600	459,100	548,200		36	245,400	309,000	343,800	354,600	396,400	445,700	533,400		36
	37	258,700	323,300	357,700	368,700	378,800	461,500	551,300		37	246,800	311,000	345,200	356,000	398,300	448,100	536,500		37
	38	260,500	324,600	359,000	370,800	379,000	464,000	553,400		38	248,600	312,300	346,500	358,100	400,500	450,600	538,600		38
	39	262,000	326,100	360,500	372,700	380,400	466,200	555,500		39	250,100	313,800	348,000	360,000	402,700	452,800	540,700		39
	40	263,700	328,100	361,700	374,700	381,900	468,600	557,600		40	251,800	315,800	349,200	362,000	405,100	455,200	542,800		40

新										旧									
41	264,900	329,700	362,700	376,400	420,100	471,100	559,600			41	253,000	317,400	350,200	363,700	407,300	457,700	544,800		
42	266,300	331,200	364,200	378,300	422,100	473,300	560,500			42	251,500	318,900	351,800	365,600	409,300	459,900	545,700		
43	267,700	332,500	365,700	380,200	424,200	475,500	561,400			43	255,900	320,300	353,300	367,500	411,400	462,100	546,600		
44	269,000	334,200	367,200	382,100	426,200	477,700	562,300			44	257,200	322,000	354,800	369,500	413,400	464,300	547,500		
45	270,100	335,600	368,500	383,400	428,200	479,800	563,200			45	258,300	323,400	356,100	370,900	415,400	466,400	548,400		
46	271,700	337,200	369,800	385,500	430,200	481,600	563,900			46	259,900	325,000	357,400	373,000	417,400	468,200	549,100		
47	273,000	338,900	371,200	386,900	432,100	483,500	564,500			47	261,200	326,700	358,800	374,400	419,400	470,100	549,700		
48	274,600	340,400	372,600	388,500	434,100	485,400	565,200			48	262,800	328,200	360,300	376,000	421,500	472,000	550,400		
49	276,700	342,100	373,800	389,800	436,000	486,900	566,200			49	263,900	329,900	361,500	377,300	423,400	473,500	551,400		
50	276,900	343,500	374,900	391,700	437,700	488,600	567,000			50	265,100	331,300	362,600	379,200	425,100	475,200	552,200		
51	277,700	344,700	376,100	393,300	439,500	490,300	567,900			51	266,000	332,500	363,800	380,800	426,900	476,900	553,100		
52	278,300	346,400	377,000	395,100	441,300	492,100	568,700			52	266,700	334,200	364,700	382,600	428,700	478,700	553,900		
53	278,600	347,700	377,800	396,900	442,800	493,800	569,100			53	267,500	335,500	365,500	384,400	430,200	480,400	554,300		
54	279,100	348,800	379,100	398,700	444,400	495,600	569,400			54	267,300	336,600	366,900	386,200	431,800	482,200	554,600		
55	279,600	350,100	380,300	400,400	445,900	497,200	570,300			55	268,100	337,900	368,100	387,900	433,300	483,800	555,300		
56	280,500	351,300	381,600	402,200	447,600	498,900	571,400			56	269,100	339,100	369,500	389,700	435,000	485,500	556,600		
57	281,100	352,400	383,100	403,500	449,100	500,600	572,200			57	269,800	340,200	371,000	391,000	436,500	487,200	557,400		
58	281,900	353,500	384,300	405,000	450,600	502,300			58	270,800	341,300	372,200	392,500	438,000	488,900				
59	282,900	354,300	385,400	406,500	451,900	504,000			59	272,000	342,300	373,300	394,000	439,000	490,600				
60	284,000	355,300	386,700	408,000	453,400	505,800			60	273,300	343,300	374,600	395,500	440,800	492,400				
61	284,800	356,200	387,500	409,400	454,900	507,400			61	274,800	344,200	375,400	396,900	442,300	494,000				
62	285,400	357,200	388,600	410,600	455,900	508,800			62	274,800	345,200	376,500	398,100	443,300	495,400				
63	285,900	358,000	389,800	411,800	457,000	510,000			63	275,300	346,000	377,700	399,300	444,400	496,600				
64	287,000	358,900	391,000	413,000	458,000	511,100			64	276,600	347,000	378,900	400,600	445,400	497,700				
65	287,900	359,400	392,000	414,000	458,800	511,800		定半	65	277,500	347,600	379,900	401,700	446,200	498,400				
66	289,000	360,100	392,800	415,000	459,800	512,200		前年	66	278,700	348,300	380,800	402,700	447,200	498,800				
67	290,100	360,900	393,500	416,000	460,800	512,600		任用	67	279,900	349,100	381,700	403,800	448,200	499,200				
68	291,300	361,500	394,500	416,900	461,800	512,900		加増	68	281,300	349,700	382,700	404,800	449,200	499,500				
69	292,100	362,100	395,300	417,700	462,600	513,200		増廻	69	282,200	350,300	383,500	405,700	450,000	499,900				
70	292,800	363,100	396,200	418,600	463,600	513,300		繰越	70	283,000	351,400	384,400	406,600	451,000	499,900				
71	293,400	363,800	396,800	419,500	464,500	513,600		口以	71	283,600	352,200	385,200	407,500	451,900	500,200				
72	294,400	364,700	397,700	420,300	465,500	513,900		外の	72	284,700	353,200	386,100	408,400	452,900	500,500				
73	295,200	366,000	398,500	421,000	466,400	514,300		概口	73	285,600	354,500	386,900	409,100	453,800	500,900				
74	296,000	367,100	399,200	421,900	467,300	514,500			74	286,400	355,600	387,700	410,000	454,700	501,100				
75	296,900	368,200	400,000	422,600	468,300	514,800			75	287,400	356,700	388,600	410,700	455,700	501,400				
76	297,500	369,400	400,800	423,500	469,300	514,900			76	288,000	357,900	389,500	411,600	456,700	501,500				
77	298,100	370,200	401,500	424,200	469,800	515,200			77	288,700	358,700	390,200	412,300	457,200	501,800				
78	298,600	371,100	402,300	425,100	470,700	515,400			78	289,500	359,600	391,000	413,200	458,100	502,000				
79	299,600	372,000	402,900	425,900	471,300	516,300			79	290,400	360,500	391,600	414,000	458,800	502,900				
80	300,300	372,800	403,700	426,800	471,900	517,200			80	291,200	361,300	392,400	414,900	459,400	503,800				
81	300,800	373,600	404,000	427,500	472,100	518,100			81	292,100	362,100	392,700	415,600	459,600	504,700				
82	301,300	374,500	404,700	428,300	472,400				82	292,200	363,000	393,400	416,400	459,900					
83	301,800	375,200	405,400	429,100	472,800				83	292,700	363,900	394,100	417,300	460,300					
84	302,400	376,000	406,200	430,000	473,100				84	293,400	364,800	394,900	418,200	460,600					
85	302,900	376,800	406,800	430,600	473,300				85	294,000	365,600	395,500	418,800	460,800					
86	303,400	377,500	407,400	431,500	473,500				86	294,500	366,300	396,100	419,700	461,000					
87	303,900	377,900	407,900	432,400	473,700				87	295,100	366,900	396,700	420,600	461,200					
88	304,700	378,700	408,600	433,300	474,000				88	296,000	367,700	397,400	421,500	461,500					

新										旧									
89	305,300	379,600	409,200	433,800	474,400					89	296,700	363,600	398,000	422,000	461,900				
90	305,600	380,400	409,900	434,600	474,700					90	297,000	369,400	398,700	422,800	462,200				
91	306,800	381,100	410,600	436,300	475,100					91	297,200	370,200	399,400	423,500	462,600				
92	306,000	381,800	411,300	436,200	475,300					92	297,400	371,000	400,100	424,400	462,800				
93	306,100	382,400	411,800	436,800	475,400					93	297,500	371,600	400,600	425,000	462,900				
94	306,400	383,100	412,400	437,600	475,700					94	297,800	372,300	401,200	425,800	463,200				
95	306,700	383,700	412,900	438,500	476,600					95	298,100	372,900	401,700	426,700	464,000				
96	306,900	384,500	413,600	439,400	477,400					96	298,300	373,700	402,400	427,600	464,900				
97	307,200	384,900	413,900	440,000	478,300					97	298,600	374,100	402,700	428,200	466,800				
98	307,400	385,600	414,600	440,700	479,100					98	298,800	374,800	403,400	429,000	466,600				
99	307,700	386,200	415,300	441,200	480,000					99	299,200	375,400	404,100	429,600	467,500				
100	307,900	386,900	416,000	441,500	480,900					100	299,500	376,100	404,800	429,900	468,400				
101	308,100	387,600	416,600	441,600	481,700					101	299,700	376,800	405,400	430,000	469,200				
102	308,400	388,300	417,000	441,900						102	300,000	377,500	406,000	430,300					
103	308,900	388,900	417,300	442,100						103	300,600	378,200	406,400	430,500					
104	309,400	389,600	417,500	442,200						104	301,100	378,900	406,600	430,600					
105	309,600	390,100	417,600	442,500						105	301,300	379,400	406,700	430,900					
106		390,800	417,700	442,600						106		380,100	406,800	431,000					
107		391,500	417,800	442,700						107		380,800	406,900	431,100					
108		392,200	417,900	442,900						108		381,500	407,000	431,300					
109		392,700	418,000	443,200						109		382,000	407,100	431,600					
110		393,400	418,100	443,400						110		382,700	407,200	431,800					
111		394,000	418,200	443,600						111		383,300	407,300	432,000					
112		394,700	418,300	443,700						112		384,000	407,400	432,100					
113		395,100	418,400	443,800						113		384,400	407,500	432,200					
114		395,800	418,500	444,000						114		385,100	407,600	432,400					
115		396,400	418,600	444,600						115		385,700	407,700	433,000					
116		397,100	418,700	445,400						116		386,400	407,800	433,800					
117		397,600	418,800	446,200						117		386,900	407,900	434,600					
118		398,200	418,900							118		387,500	408,000						
119		398,700	419,000							119		388,200	408,100						
120		399,400	419,100							120		388,900	408,200						
121		399,900	419,200							121		389,400	408,300						
122		400,500	419,300							122		390,000	408,400						
123		401,200	419,400							123		390,700	408,500						
124		401,900	419,500							124		391,400	408,600						
125		402,400	419,600							125		391,900	408,700						
126		402,900								126		392,400							
127		403,400								127		392,900							
128		404,100								128		393,600							
129		404,500								129		394,000							
130		404,900								130		394,400							
131		405,300								131		394,800							
132		405,600								132		395,100							
133		405,900								133		395,400							
134		406,100								134		395,600							
135		406,300								135		395,800							

[illegible]

新										旧									
別表第2（第5条関係）										別表第2（第5条関係）									
消防職給料表										消防職給料表									
職員の区分	職務の番号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の番号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の番号
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		
	1	214,200	268,000	274,800	301,000	311,300	372,700	434,400		1	202,000	255,700	262,100	288,300	328,500	359,300	419,600		1
	2	216,200	269,600	276,200	303,100	313,100	375,000	437,200		2	204,000	257,300	263,500	290,400	330,300	361,600	422,700		2
	3	218,000	271,000	277,800	305,000	314,800	377,400	439,900		3	205,900	258,700	265,100	292,300	332,000	364,000	425,100		3
	4	219,800	272,700	279,500	307,300	316,900	380,000	442,600		4	207,700	260,400	266,800	294,600	334,100	366,600	427,800		4
	5	221,700	274,400	281,200	309,100	318,400	382,200	445,400		5	209,600	262,100	268,500	296,400	335,600	368,800	430,600		5
	6	223,500	275,800	283,000	311,400	320,700	384,700	448,600		6	211,400	263,500	270,300	298,700	337,900	371,300	433,800		6
	7	225,200	277,400	284,600	313,500	322,600	387,100	451,800		7	213,200	265,100	271,900	300,800	339,800	373,700	437,000		7
	8	227,200	279,100	286,200	315,600	324,600	389,800	454,900		8	215,000	266,800	273,500	302,900	341,800	376,400	440,100		8
	9	229,000	280,800	287,900	317,400	326,200	392,100	458,100		9	217,000	268,500	275,300	304,700	343,400	378,700	443,300		9
	10	230,900	282,300	289,700	319,200	328,300	394,400	461,400		10	218,900	270,000	276,000	306,500	345,500	381,000	446,600		10
	11	232,800	283,600	290,400	321,000	329,000	396,400	464,700		11	220,800	271,300	277,700	308,300	347,400	383,000	449,300		11
	12	234,000	284,800	292,200	322,600	330,200	398,300	468,000		12	222,000	273,100	279,500	309,900	349,600	384,900	453,200		12
	13	235,100	285,400	293,500	324,400	332,400	400,100	471,300		13	223,100	274,000	281,100	311,700	351,400	386,700	456,500		13
	14	236,400	286,700	295,500	326,700	335,800	402,600	474,600		14	224,400	274,400	282,800	314,000	353,000	389,200	459,800		14
	15	237,500	288,100	297,400	328,900	337,500	405,100	477,700		15	225,500	275,800	284,700	316,200	354,700	391,700	462,900		15
	16	239,000	289,600	299,300	330,600	339,200	408,000	481,000		16	227,000	277,300	286,600	317,900	356,400	394,600	466,200		16
	17	240,500	291,000	301,000	332,700	340,800	410,700	484,200		17	228,500	278,700	288,300	320,000	358,000	397,300	469,400		17
	18	242,100	292,400	303,100	334,600	342,800	413,400	487,600		18	230,100	280,100	290,600	321,900	360,000	400,300	472,800		18
	19	243,600	294,000	305,000	336,600	344,900	416,200	490,900		19	231,600	281,700	292,300	323,900	362,100	402,800	476,100		19
	20	245,100	295,600	307,300	338,800	347,100	419,000	494,200		20	233,100	283,300	294,600	326,100	364,300	405,600	479,400		20
	21	246,500	297,200	308,900	340,600	348,900	421,500	497,600		21	234,500	284,900	296,200	327,900	366,100	408,100	482,800		21
	22	248,000	299,000	311,200	342,400	350,000	424,100	501,000		22	236,000	286,700	298,500	329,700	368,200	410,700	486,200		22
	23	249,300	300,700	313,300	344,100	352,100	426,700	504,500		23	237,300	288,400	300,600	331,400	370,300	413,300	489,700		23
	24	250,900	302,600	315,400	346,200	354,100	429,400	507,900		24	238,900	290,300	302,700	333,500	372,300	416,000	493,100		24
	25	252,500	303,800	316,900	347,500	355,100	431,700	511,000		25	240,500	291,500	304,200	334,800	374,300	418,300	496,200		25
	26	254,000	305,800	318,700	349,700	357,100	434,200	514,400		26	242,100	293,500	306,000	337,000	376,300	420,800	499,600		26
	27	255,500	307,500	320,600	351,500	359,700	436,700	517,800		27	243,600	295,200	307,900	338,800	377,900	423,300	503,000		27
	28	257,300	309,400	322,200	353,400	362,000	439,300	521,300		28	245,400	297,100	309,500	340,700	379,600	425,900	506,500		28
	29	258,700	310,700	323,600	355,000	363,600	441,800	524,500		29	246,800	298,400	310,900	342,300	380,800	428,400	509,700		29
	30	260,500	312,100	325,900	357,000	365,000	444,300	528,000		30	248,600	299,800	312,000	344,300	383,200	430,900	513,300		30
	31	262,000	313,700	328,000	358,800	368,000	446,800	531,400		31	250,100	301,400	315,300	346,100	385,200	433,400	516,600		31
	32	263,700	315,000	329,700	361,000	370,400	449,200	535,000		32	251,800	302,700	317,000	348,300	387,600	435,800	520,200		32
	33	264,900	316,600	331,700	362,600	372,500	451,600	538,200		33	253,000	304,300	319,000	349,900	389,700	438,200	523,400		33
	34	266,300	318,200	333,700	364,000	374,800	454,100	541,500		34	254,500	305,900	321,000	351,300	391,000	440,700	526,700		34
	35	267,700	319,900	335,300	365,700	376,700	456,600	544,800		35	255,900	307,600	322,600	353,000	394,100	443,200	530,000		35
	36	269,000	321,300	337,400	367,300	378,900	459,100	548,200		36	257,200	309,000	324,700	354,600	396,400	445,700	533,400		36
	37	270,100	323,300	338,900	368,700	381,100	461,500	551,300		37	259,300	311,000	326,200	356,000	398,300	448,100	536,500		37
	38	271,700	324,600	340,500	370,800	383,600	464,000	553,400		38	259,900	312,300	327,800	358,100	400,500	450,600	538,600		38
	39	273,000	326,100	341,900	372,700	385,500	466,200	555,500		39	261,200	313,800	329,300	360,000	402,700	452,800	540,700		39
	40	274,600	328,100	343,500	374,700	387,900	468,600	557,600		40	262,800	315,800	331,000	362,000	405,100	455,200	542,800		40

新										旧									
41	275,700	329,700	344,800	376,400	420,100	471,100	539,600	41	283,900	317,400	332,300	363,700	407,300	457,700	544,800				
42	276,900	331,200	346,600	378,300	422,100	473,300	560,500	42	285,100	318,900	334,100	365,500	409,300	459,900	545,700				
43	277,700	332,500	348,100	380,200	424,200	475,500	561,400	43	286,000	320,300	335,600	367,500	411,400	462,100	546,600				
44	278,300	334,200	349,800	382,100	426,200	477,700	562,300	44	286,700	322,000	337,300	369,500	413,400	464,300	547,500				
45	278,600	335,600	351,300	383,400	428,200	479,800	563,200	45	287,000	323,400	338,800	370,900	415,400	466,400	548,400				
46	279,100	337,200	352,900	385,500	430,200	481,600	563,900	46	287,500	325,000	340,400	373,000	417,400	468,200	549,100				
47	279,600	338,900	354,300	386,900	432,100	483,500	564,500	47	288,100	326,700	341,800	374,400	419,400	470,100	549,700				
48	280,500	340,400	356,300	388,500	434,100	485,400	565,200	48	289,800	329,900	343,800	376,000	421,500	472,000	550,400				
49	281,100	342,100	357,700	389,800	436,000	486,900	566,200	49	289,800	329,900	345,200	377,300	423,400	473,500	551,400				
50	281,900	343,500	359,000	391,700	437,700	488,600	567,000	50	270,800	331,300	346,500	379,300	425,100	475,200	552,200				
51	282,900	344,700	360,500	393,300	439,500	490,300	567,900	51	272,000	332,500	348,000	380,800	426,900	476,900	553,100				
52	284,000	346,400	361,700	395,100	441,300	492,100	568,700	52	273,300	334,200	349,200	382,600	428,700	478,700	553,900				
53	284,800	347,700	362,700	396,900	442,800	493,800	569,100	53	274,200	335,500	350,200	384,400	430,200	480,400	554,300				
54	285,400	348,800	364,200	398,700	444,400	495,600	569,400	54	274,800	336,600	351,800	386,200	431,800	482,200	554,600				
55	285,900	350,100	365,700	400,400	445,900	497,200	570,300	55	275,300	337,900	353,300	387,900	433,300	483,800	555,300				
56	287,000	351,300	367,200	402,200	447,600	498,900	571,400	56	276,600	339,100	354,800	389,700	435,000	485,500	556,600				
57	287,900	352,400	368,500	403,500	449,100	500,600	572,200	57	277,500	340,200	356,100	391,000	436,500	487,200	557,400				
58	289,000	353,500	369,800	405,000	450,600	502,300		58	278,700	341,300	357,400	392,500	438,000	488,900					
59	290,100	354,300	371,200	406,500	451,900	504,000		59	279,900	342,300	358,800	394,000	439,600	490,600					
60	291,300	355,300	372,600	408,000	453,400	505,800		60	281,300	343,300	360,300	395,500	440,800	492,400					
61	292,100	356,200	373,800	409,400	454,900	507,400		61	282,200	344,200	361,500	396,900	442,300	494,000					
62	292,800	357,200	374,900	410,600	455,900	508,800		62	283,000	345,200	362,600	398,100	443,300	495,400					
63	293,400	358,000	376,100	411,800	457,000	510,000		63	283,600	346,000	363,800	399,300	444,400	496,600					
64	294,400	358,900	377,000	413,000	458,000	511,100		64	284,700	347,000	364,700	400,600	445,400	497,700					
65	295,200	359,400	378,800	414,000	458,800	511,800		65	285,600	347,600	365,500	401,700	446,200	498,400					
66	296,000	360,100	379,100	415,000	459,800	512,200		66	286,400	348,300	366,900	402,700	447,200	498,800					
67	296,900	360,900	380,300	416,000	460,800	512,600		67	287,400	349,100	368,100	403,800	448,200	499,200					
68	297,500	361,500	381,600	416,900	461,800	512,900		68	288,000	349,700	369,500	404,800	449,200	499,500					
69	298,100	362,100	383,100	417,700	462,600	513,200		69	288,700	350,300	371,000	405,700	450,000	499,800					
70	298,800	363,100	384,300	418,600	463,600	513,300		70	289,500	351,400	372,200	406,600	451,000	499,900					
71	299,600	363,800	385,400	419,500	464,500	513,600		71	289,400	352,200	373,300	407,500	451,900	500,200					
72	300,300	364,700	386,700	420,300	465,500	513,900		72	291,200	353,200	374,600	408,400	452,900	500,500					
73	300,800	366,000	387,500	421,000	466,400	514,300		73	291,700	354,500	375,400	409,100	453,800	500,900					
74	301,300	367,100	388,600	421,900	467,300	514,500		74	292,200	355,600	376,500	410,000	454,700	501,100					
75	301,800	368,200	389,800	422,600	468,300	514,800		75	292,700	356,700	377,600	410,700	455,700	501,400					
76	302,400	369,400	391,000	423,500	469,300	514,900		76	293,400	357,900	378,900	411,600	456,700	501,500					
77	302,900	370,200	392,000	424,200	469,800	515,200		77	294,000	358,700	379,900	412,300	457,200	501,800					
78	303,400	371,100	392,800	425,100	470,700	515,400		78	294,500	359,600	380,800	413,200	458,100	502,000					
79	303,900	372,000	393,500	425,900	471,300	516,300		79	295,100	360,500	381,700	414,000	458,800	502,900					
80	304,700	372,800	394,500	426,800	471,900	517,200		80	296,000	361,300	382,700	414,900	459,400	503,800					
81	305,300	373,600	395,300	427,500	472,100	518,100		81	296,700	362,100	383,500	415,600	459,600	504,700					
82	306,100	374,500	396,200	428,300	472,400			82	297,500	363,000	384,400	416,400	459,900						
83	306,800	375,200	396,800	429,100	472,800			83	298,200	363,900	385,200	417,300	460,300						
84	307,400	376,000	397,700	430,000	473,100			84	298,800	364,800	386,100	418,200	460,600						
85	308,100	376,800	398,500	430,600	473,300			85	299,500	365,600	386,900	418,800	460,800						
86	308,700	377,500	399,200	431,500	473,500			86	300,100	366,300	387,700	419,700	461,000						
87	309,400	377,900	400,000	432,400	473,700			87	300,800	366,900	388,600	420,600	461,200						
88	310,000	378,700	400,800	433,300	474,000			88	301,400	367,700	389,500	421,500	461,500						

新										旧									
89	310,600	379,600	401,500	433,800	474,400					89	302,000	363,600	390,200	422,000	461,900				
90	311,100	380,400	402,300	434,600	474,700					90	302,500	369,400	391,000	422,800	462,200				
91	311,500	381,100	402,900	435,300	475,100					91	303,000	370,200	391,600	423,500	462,600				
92	312,000	381,800	403,700	436,200	475,300					92	303,500	371,000	392,400	424,400	462,800				
93	312,700	382,400	404,000	436,800	475,400					93	304,200	371,600	392,700	425,000	462,900				
94	313,300	383,100	404,700	437,600	475,700					94	304,800	372,300	393,400	425,800	463,200				
95	314,000	383,700	405,400	438,500	476,600					95	305,500	372,900	394,100	426,700	464,000				
96	314,700	384,500	406,200	439,400	477,400					96	306,200	373,700	394,900	427,600	464,900				
97	315,400	384,900	406,800	440,000	478,300					97	306,900	374,100	395,500	428,200	466,800				
98	316,100	385,600	407,400	441,700	479,100					98	307,600	374,800	396,100	429,000	466,600				
99	316,800	386,200	407,900	441,200	480,000					99	308,300	375,400	396,700	429,600	467,500				
100	317,600	386,900	408,600	441,500	480,900					100	309,100	376,100	397,400	429,900	468,400				
101	318,200	387,600	409,200	441,600	481,700					101	309,700	376,800	398,000	430,000	469,200				
102	319,000	388,300	409,900	441,900	482,700					102	310,500	377,500	398,700	430,300	470,200				
103	319,800	388,900	410,600	442,100	483,700					103	311,300	378,200	399,400	430,500	471,200				
104	320,600	389,600	411,300	442,200	484,600					104	312,100	378,900	400,100	430,800	472,100				
105	321,300	390,100	411,800	442,500	485,400					105	312,800	379,400	400,600	430,900	472,900				
106	322,100	390,800	412,400	442,600						106	313,600	380,100	401,200	431,000					
107	322,900	391,500	412,900	442,700						107	314,400	380,800	401,700	431,100					
108	323,600	392,200	413,600	442,900						108	315,100	381,500	402,400	431,300					
109	324,300	392,700	413,900	443,200						109	315,800	382,000	402,700	431,600					
110	325,000	393,400	414,600	443,400						110	316,500	382,700	403,400	431,800					
111	325,700	394,000	415,300	443,600						111	317,200	383,300	404,100	432,000					
112	326,400	394,700	416,000	443,700						112	317,900	384,000	404,800	432,100					
113	327,000	395,100	416,600	443,800						113	318,500	384,400	405,400	432,200					
114	327,400	395,800	417,000	444,000						114	318,900	385,100	406,000	432,400					
115	327,800	396,400	417,300	444,600						115	319,300	385,700	406,400	433,000					
116	328,100	397,100	417,500	445,400						116	319,600	386,400	406,600	433,800					
117	328,400	397,600	417,600	446,200						117	319,900	386,900	406,700	434,600					
118		398,200	417,700	447,000						118		387,500	406,800	435,400					
119		398,700	417,800	447,800						119		388,200	406,900	436,200					
120		399,400	417,900	448,600						120		388,900	407,000	437,000					
121		399,900	418,000	449,500						121		389,400	407,100	437,900					
122		400,500	418,100							122		390,000	407,200						
123		401,200	418,200							123		390,700	407,300						
124		401,900	418,300							124		391,400	407,400						
125		402,400	418,400							125		391,900	407,500						
126		402,900	418,500							126		392,400	407,600						
127		403,400	418,600							127		392,900	407,700						
128		404,100	418,700							128		393,600	407,800						
129		404,500	418,800							129		394,000	407,900						
130		405,200	419,500							130		394,700	408,200						
131		405,800	419,500							131		395,300	408,600						
132		406,500	420,200							132		396,000	409,300						
133		407,000	420,600							133		396,500	409,700						
134		407,700	421,300							134		397,200	410,400						
135		408,400	422,000							135		397,900	411,100						

新										旧									
	136		409,100	422,700		小遣給料月額	人件給料月額	小遣給料月額	人件給料月額		136		398,600	411,800		小遣給料月額	人件給料月額	小遣給料月額	人件給料月額
定年	137		409,600	423,100		小遣給料月額	人件給料月額	小遣給料月額	人件給料月額		137		399,100	412,200		小遣給料月額	人件給料月額	小遣給料月額	人件給料月額
前年																			
任用																			
知事																			
間勤																			
終職																			
員																			

備考	1	この表は、新制度で人事委員会規則で定めるものに適用する。
	2	任期付知事間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする

備考	1	この表は、新制度で人事委員会規則で定めるものに適用する。
	2	任期付知事間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする

新										旧										
別表第3（第5条関係）										別表第3（第5条関係）										
教 育 職 給 料 表										教 育 職 給 料 表										
ア 教育職給料表(1)										ア 教育職給料表(1)										
職員の区分	職務の級	1 級		特 2 級		3 級		4 級		職員の区分	職務の級	1 級		特 2 級		3 級		4 級		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	213,900	254,300	315,300	341,200	410,600		1	200,600	240,700	301,400	327,300	397,000		1	200,600	240,700	301,400	327,300	397,000
	2	215,400	256,800	317,300	344,000	412,800		2	202,100	243,200	303,400	330,100	399,200		2	202,100	243,200	303,400	330,100	399,200
	3	216,900	259,400	319,300	346,700	415,100		3	203,600	245,800	305,400	332,800	401,500		3	203,600	245,800	305,400	332,800	401,500
	4	218,400	261,800	321,300	349,600	417,400		4	205,100	248,200	307,500	335,700	403,800		4	205,100	248,200	307,500	335,700	403,800
	5	220,000	264,600	323,200	352,100	420,000		5	206,700	251,000	309,400	338,200	406,400		5	206,700	251,000	309,400	338,200	406,400
	6	222,700	265,400	324,700	354,700	421,800		6	209,400	251,800	310,900	340,800	408,200		6	209,400	251,800	310,900	340,800	408,200
	7	225,100	266,200	326,200	357,300	423,400		7	211,800	252,600	312,400	343,400	409,800		7	211,800	252,600	312,400	343,400	409,800
	8	227,500	267,200	327,900	359,900	424,900		8	214,200	253,600	314,100	346,000	411,300		8	214,200	253,600	314,100	346,000	411,300
	9	229,900	268,200	329,100	362,700	426,600		9	216,600	254,600	315,600	348,800	413,000		9	216,600	254,600	315,600	348,800	413,000
	10	232,400	269,300	331,000	364,400	428,300		10	219,100	255,700	317,200	350,500	414,700		10	219,100	255,700	317,200	350,500	414,700
	11	234,800	270,400	332,900	366,000	430,000		11	221,500	256,800	319,100	352,100	416,400		11	221,500	256,800	319,100	352,100	416,400
	12	237,100	271,500	334,000	367,500	431,400		12	223,800	257,900	320,200	353,600	417,900		12	223,800	257,900	320,200	353,600	417,900
	13	239,600	272,900	336,000	369,100	432,900		13	226,300	259,300	322,200	355,200	419,400		13	226,300	259,300	322,200	355,200	419,400
	14	241,900	274,300	337,500	370,700	434,700		14	228,600	260,700	323,700	356,800	421,200		14	228,600	260,700	323,700	356,800	421,200
	15	244,300	275,600	338,600	372,300	436,500		15	231,000	262,000	324,800	358,400	423,100		15	231,000	262,000	324,800	358,400	423,100
	16	246,600	277,200	340,200	373,400	438,300		16	233,300	263,600	326,400	359,500	424,900		16	233,300	263,600	326,400	359,500	424,900
	17	248,800	278,100	342,000	375,200	440,100		17	235,500	264,500	328,200	361,400	426,700		17	235,500	264,500	328,200	361,400	426,700
	18	251,800	279,800	344,200	376,400	441,800		18	238,500	266,200	330,400	362,600	428,400		18	238,500	266,200	330,400	362,600	428,400
	19	254,500	281,200	346,400	378,300	443,500		19	241,200	267,600	332,600	364,500	430,100		19	241,200	267,600	332,600	364,500	430,100
	20	257,000	282,900	349,100	379,900	445,000		20	243,700	269,300	335,300	366,100	431,600		20	243,700	269,300	335,300	366,100	431,600
	21	259,800	284,300	351,000	381,100	446,400		21	246,500	270,700	337,200	367,400	433,000		21	246,500	270,700	337,200	367,400	433,000
	22	260,600	286,400	353,100	383,000	447,700		22	247,300	272,800	339,300	369,300	434,400		22	247,300	272,800	339,300	369,300	434,400
	23	261,400	288,600	355,100	384,700	449,600		23	248,100	275,000	341,300	371,000	436,300		23	248,100	275,000	341,300	371,000	436,300
	24	262,400	291,200	357,500	386,000	451,400		24	249,100	277,600	343,700	372,400	438,200		24	249,100	277,600	343,700	372,400	438,200
	25	263,100	293,700	360,000	387,700	453,100		25	249,800	280,100	346,200	374,100	439,900		25	249,800	280,100	346,200	374,100	439,900
	26	264,000	297,000	361,600	389,100	454,800		26	250,700	283,400	347,800	375,600	441,600		26	250,700	283,400	347,800	375,600	441,600
	27	265,100	300,000	363,200	390,600	456,500		27	251,800	286,400	349,400	377,100	443,300		27	251,800	286,400	349,400	377,100	443,300
	28	266,200	303,100	364,500	392,000	458,200		28	253,000	289,500	350,700	378,600	445,100		28	253,000	289,500	350,700	378,600	445,100
	29	267,100	306,100	365,900	393,200	459,900		29	253,900	292,500	352,100	379,800	446,800		29	253,900	292,500	352,100	379,800	446,800
	30	268,400	309,100	367,000	395,100	461,800		30	255,300	295,500	353,200	381,800	448,700		30	255,300	295,500	353,200	381,800	448,700
	31	269,600	312,100	368,600	396,600	463,600		31	256,500	298,500	354,800	383,300	450,500		31	256,500	298,500	354,800	383,300	450,500
	32	270,900	315,000	369,800	398,400	465,400		32	257,800	301,400	356,000	385,200	452,300		32	257,800	301,400	356,000	385,200	452,300
	33	271,700	317,800	371,000	400,200	467,100		33	258,600	304,200	357,300	387,000	454,000		33	258,600	304,200	357,300	387,000	454,000
	34	273,000	319,900	372,600	402,300	468,900		34	260,000	306,300	358,900	389,100	455,800		34	260,000	306,300	358,900	389,100	455,800
	35	274,300	322,300	374,300	404,300	470,700		35	261,300	308,700	360,600	391,100	457,600		35	261,300	308,700	360,600	391,100	457,600
	36	275,500	324,900	375,700	406,400	472,500		36	262,600	311,300	362,100	393,200	459,400		36	262,600	311,300	362,100	393,200	459,400
	37	276,500	327,600	377,500	408,700	474,100		37	263,600	314,000	363,900	395,300	461,000		37	263,600	314,000	363,900	395,300	461,000
	38	277,700	328,800	379,400	410,800	475,800		38	264,800	315,200	365,800	397,600	462,700		38	264,800	315,200	365,800	397,600	462,700
	39	278,700	330,100	381,200	412,800	477,700		39	265,900	316,500	367,600	399,600	464,600		39	265,900	316,500	367,600	399,600	464,600

新					旧						
40	280,100	331,100	382,600	414,700	479,400	40	267,300	317,500	369,000	401,500	466,300
41	281,500	332,400	384,000	416,600	481,000	41	268,700	318,800	370,500	403,600	467,900
42	282,800	334,200	385,600	418,100	482,600	42	270,100	320,600	372,100	405,100	469,500
43	283,600	335,800	386,900	419,500	484,200	43	270,900	322,200	373,500	406,500	471,100
44	284,700	337,800	388,500	420,900	485,700	44	272,100	324,200	375,100	407,900	472,600
45	285,500	339,400	389,800	422,000	487,200	45	272,900	325,800	376,500	409,000	474,100
46	285,900	341,700	391,500	423,200	488,300	46	273,300	328,000	378,200	410,200	475,200
47	287,000	343,600	392,600	424,500	489,600	47	274,500	330,000	379,400	411,500	476,500
48	288,500	346,100	394,000	425,700	490,900	48	276,000	332,500	380,900	412,700	477,800
49	289,200	348,100	395,100	427,300	492,100	49	276,700	334,500	382,000	414,400	479,000
50	289,600	350,300	396,800	428,500	492,700	50	277,100	336,700	383,700	415,600	479,600
51	290,600	352,400	398,600	429,700	493,400	51	278,100	338,800	385,500	416,800	480,300
52	291,400	354,400	400,300	431,000	494,100	52	278,900	340,800	387,300	418,100	481,000
53	292,500	356,500	402,300	432,400	494,600	53	280,000	342,900	389,300	419,500	
54	292,800	357,700	404,200	433,600		54	280,400	344,100	391,200	420,700	
55	293,100	359,100	405,900	435,000		55	280,700	345,500	392,900	422,200	
56	293,800	360,300	407,400	436,600		56	281,400	346,700	394,500	423,800	
57	294,600	361,400	408,900	438,100		57	282,200	347,800	396,100	425,400	
58	295,400	363,000	411,100	439,500		58	283,000	349,400	398,300	426,800	
59	296,300	364,500	413,100	440,900		59	284,100	350,900	400,300	428,200	
60	297,100	365,700	415,000	442,300		60	284,900	352,100	402,200	429,600	
61	298,100	367,300	416,700	444,000		61	286,000	353,700	404,000	431,300	
62	299,100	368,900	417,400	445,500		62	287,000	355,400	404,700	432,800	
63	300,200	370,700	418,700	447,100		63	288,200	357,200	406,000	434,400	
64	301,600	372,400	419,900	448,600		64	289,600	358,900	407,200	435,900	
65	302,800	373,800	421,100	450,100		65	290,900	360,300	408,400	437,400	
66	303,500	375,700	422,400	451,600		66	291,600	362,300	409,700	438,900	
67	304,000	377,300	423,700	452,800		67	292,300	363,900	411,000	440,100	
68	304,400	378,800	424,800	454,000		68	292,800	365,400	412,100	441,300	
69	304,700	380,200	426,000	455,200		69	293,200	366,900	413,300	442,500	
70	305,400	381,500	427,100	456,500		70	293,900	368,200	414,400	443,800	
71	306,200	382,900	428,400	457,800		71	294,700	369,700	415,800	445,100	
72	306,500	384,400	429,700	459,000		72	295,000	371,200	417,100	446,300	
73	307,200	385,600	430,700	460,100		73	295,800	372,500	418,200	447,400	
74	307,900	387,000	431,800	461,300		74	296,500	374,000	419,300	448,600	
75	308,600	388,100	432,900	462,500		75	297,300	375,100	420,400	449,800	
76	309,400	389,400	434,200	463,700		76	298,100	376,500	421,800	451,000	
77	310,600	390,700	435,500	464,900		77	298,800	377,800	423,100	452,200	
78	310,800	392,300	436,700	465,900		78	299,600	379,400	424,300	453,200	
79	311,500	394,000	437,700	467,100		79	300,400	381,100	425,300	454,400	
80	312,200	395,500	438,800	468,300		80	301,100	382,500	426,400	455,600	
81	312,800	397,100	439,900	469,400		81	301,800	384,300	427,600	456,700	
82	313,400	398,700	441,100	469,900		82	302,400	385,900	428,800	457,200	
83	313,900	400,100	442,300	470,400		83	303,000	387,300	430,000	457,700	
84	314,500	401,400	443,300	470,900		84	303,700	388,600	431,000	458,200	
85	315,100	402,600	444,300	471,300		85	304,400	389,800	432,000	458,700	
86	315,800	404,300	445,300			86	305,200	391,500	433,000	459,200	

新				旧			
87	316,800	406,000	446,300	87	306,200	393,200	434,000
88	317,200	407,700	447,300	88	306,700	394,900	435,000
89	317,500	409,000	448,100	89	307,000	396,200	435,800
90	318,300	409,700	448,900	90	307,800	397,000	436,600
91	319,100	410,900	449,700	91	308,600	398,200	437,400
92	320,000	411,900	450,500	92	309,600	399,200	438,200
93	321,000	413,300	451,200	93	310,600	400,600	439,000
94	321,900	414,200	451,400	94	311,500	401,500	439,200
95	322,700	415,100	451,800	95	312,400	402,400	439,600
96	323,600	416,000	452,200	96	313,300	403,300	440,000
97	324,500	416,800	452,600	97	314,200	404,100	440,400
98	325,200	417,300	452,800	98	315,000	404,700	440,600
99	326,200	418,200	453,100	99	316,000	405,800	440,900
100	327,100	419,000	453,400	100	317,000	406,800	441,200
101	327,800	419,700	453,600	101	317,800	407,500	441,500
102	328,600	420,500	453,900	102	318,600	408,400	441,800
103	329,600	421,200	454,200	103	319,600	409,100	442,100
104	330,400	421,900	454,400	104	320,500	409,900	442,300
105	331,400	422,600	454,600	105	321,500	410,600	442,500
106	331,600	423,500	454,900	106	321,800	411,500	442,800
107	332,000	424,200	455,100	107	322,300	412,300	443,000
108	332,500	424,900	455,300	108	322,800	413,000	443,200
109	333,000	425,500	455,500	109	323,400	413,600	443,400
110	333,500	426,200	455,800	110	323,900	414,300	443,700
111	333,800	426,900	456,000	111	324,200	415,000	443,900
112	334,200	427,500	456,200	112	324,700	415,600	444,100
113	334,600	428,100	456,400	113	325,100	416,200	444,300
114	335,000	428,500	456,700	114	325,500	416,700	444,600
115	335,500	428,900	457,000	115	326,000	417,100	444,900
116	336,000	429,200	457,200	116	326,500	417,500	445,100
117	336,500	429,500	457,400	117	327,100	417,800	445,300
118	336,800	429,800		118	327,400	418,100	
119	337,100	430,100		119	327,700	418,400	
120	337,400	430,300		120	328,000	418,600	
121	337,600	430,500		121	328,200	418,800	
122	337,800	430,600		122	328,500	418,900	
123	338,100	430,800		123	328,800	419,200	
124	338,300	431,000		124	329,100	419,400	
125	338,500	431,200		125	329,300	419,600	
126	338,700	431,400		126	329,500	419,800	
127	338,900	431,600		127	329,700	420,000	
128	339,100	431,800		128	329,900	420,200	
129	339,200	432,000		129	330,000	420,400	
130	339,400	432,200		130	330,200	420,700	
131	339,700	432,500		131	330,500	421,000	
132	340,000	432,700		132	330,800	421,200	
133	340,200	432,900		133	331,000	421,400	

新					旧				
134	340,400				331,200				134
135	340,700				331,500				135
136	340,900				331,700				136
137	341,100				332,000				137
138	341,300				332,200				138
139	341,600				332,500				139
140	341,900				332,800				140
141	342,100				333,000				141
142	342,300				333,200				142
143	342,600				333,500				143
144	342,900				333,800				144
145	343,100				334,000				145
定年 前年 任用 知事 開職 務職 員	基礎給料月額	円	基礎給料月額	円	基礎給料月額	円	基礎給料月額	円	基礎給料月額
	264,400	円	301,600	円	252,940	円	318,200	円	396,000
備考					備考				
1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。					1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。				
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の級に8,200円をそれぞれ加算した額とする。					2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の級に8,200円をそれぞれ加算した額とする。				
3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。					3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。				
(1) 教諭及び養護教諭 2級1号給の給料月額に相当する額					(1) 教諭及び養護教諭 2級1号給の給料月額に相当する額				
(2) 講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手 1級7号給の給料月額に相当する額					(2) 講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手 1級7号給の給料月額に相当する額				
イ 教育職給料表(2) 別除					イ 教育職給料表(2) 別除				

新										旧									
別表第4（第5条関係）										別表第4（第5条関係）									
研究職給料表										研究職給料表									
職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		250,300	302,900	341,500	401,400	441,700	488,100	535,000	582,000			237,500	289,700	328,300	387,200	434,000	481,000	527,900	574,900
1										1									
2		251,900	305,000	343,700	403,900	443,900	490,300	537,200	584,200	2		239,100	291,800	330,500	389,700	435,000	482,000	529,000	576,000
3		253,500	307,100	345,600	406,200	446,200	492,600	539,500	586,500	3		240,700	293,900	332,100	392,000	437,000	484,000	531,000	578,000
4		255,300	309,200	347,700	408,500	448,500	494,900	541,800	588,800	4		242,500	296,000	334,500	394,300	439,000	486,000	533,000	580,000
5		256,800	311,300	348,900	410,400	450,400	496,800	543,700	590,700	5		244,000	298,100	335,700	396,200	441,000	488,000	535,000	582,000
6		258,400	313,300	351,000	412,900	452,900	499,300	546,200	593,200	6		245,600	300,100	337,800	398,700	443,000	490,000	537,000	584,000
7		259,900	315,500	353,000	415,400	455,400	501,800	548,700	595,700	7		247,100	302,300	339,800	401,200	445,000	492,000	539,000	586,000
8		261,600	317,700	355,600	417,500	457,500	503,900	550,800	597,800	8		248,800	304,500	341,400	403,300	447,000	494,000	541,000	588,000
9		262,900	320,000	356,600	419,400	459,400	505,800	552,700	600,700	9		250,100	306,800	343,400	405,200	449,000	496,000	543,000	590,000
10		264,500	322,300	358,900	421,800	461,800	508,200	555,100	602,100	10		251,700	309,100	345,100	407,600	451,000	498,000	545,000	592,000
11		266,000	324,200	360,400	423,800	463,800	510,200	557,100	604,100	11		253,200	311,000	347,200	409,600	453,000	500,000	547,000	594,000
12		267,800	326,000	362,200	425,900	465,900	512,300	559,200	606,200	12		255,000	312,800	349,000	411,700	455,000	502,000	549,000	596,000
13		269,400	328,400	364,300	428,100	468,100	514,500	561,400	608,400	13		256,600	313,600	351,300	413,900	457,000	504,000	551,000	598,000
14		271,200	330,300	366,100	430,100	470,100	516,500	563,400	610,600	14		258,400	315,200	352,900	415,900	459,000	506,000	553,000	600,000
15		273,000	332,000	368,000	432,500	472,500	518,900	565,800	612,800	15		260,200	317,000	354,800	418,300	461,000	508,000	555,000	602,000
16		275,000	332,000	370,200	435,000	475,000	521,400	568,300	615,000	16		262,200	318,800	357,000	420,800	463,000	510,000	557,000	604,000
17		276,500	333,800	372,000	436,900	476,900	523,300	570,200	617,200	17		263,700	320,600	358,800	422,700	465,000	512,000	559,000	606,000
18		279,300	335,900	375,000	439,700	479,700	525,100	572,000	620,400	18		266,500	322,700	361,800	425,500	467,000	514,000	561,000	608,000
19		281,700	337,700	377,800	441,700	481,700	527,100	574,000	622,600	19		268,900	324,500	364,600	427,500	469,000	516,000	563,000	610,000
20		284,100	339,700	380,800	443,900	483,900	529,300	576,200	624,800	20		271,300	326,500	367,600	429,700	471,000	518,000	565,000	612,000
21		286,700	341,100	382,900	445,900	485,900	531,300	578,200	627,000	21		273,900	327,900	369,700	431,700	473,000	520,000	567,000	614,000
22		289,300	343,300	386,200	448,200	488,200	533,500	580,400	629,200	22		276,500	330,100	373,000	434,000	475,000	522,000	569,000	616,000
23		291,900	345,200	389,100	450,600	490,600	535,700	582,600	631,400	23		279,100	332,000	375,900	435,800	477,000	524,000	571,000	618,000
24		294,500	347,200	391,900	452,200	492,200	537,300	584,200	633,600	24		281,700	334,000	378,700	438,000	479,000	526,000	573,000	620,000
25		297,200	348,200	394,100	454,400	494,400	539,500	586,400	635,800	25		284,400	335,000	380,900	440,200	481,000	528,000	575,000	622,000
26		299,800	350,600	397,000	456,900	496,900	541,700	588,600	638,000	26		287,000	337,400	383,800	442,700	483,000	530,000	577,000	624,000
27		302,400	352,700	399,800	459,100	499,100	543,900	590,800	640,200	27		289,600	339,500	386,600	444,900	485,000	532,000	579,000	626,000
28		304,900	354,400	402,700	461,500	501,500	545,900	592,800	642,400	28		292,100	341,200	389,500	447,300	487,000	534,000	581,000	628,000
29		307,500	356,300	404,500	463,900	503,900	548,300	595,200	644,600	29		294,700	343,100	391,300	449,700	489,000	536,000	583,000	630,000
30		309,300	357,900	406,800	466,100	506,100	550,500	597,400	646,800	30		296,500	344,700	393,600	451,900	491,000	538,000	585,000	632,000
31		311,300	360,000	409,000	468,200	508,200	552,600	599,500	649,000	31		298,500	346,800	395,800	454,000	493,000	540,000	587,000	634,000
32		313,300	361,600	410,600	470,500	510,500	554,900	601,800	651,200	32		300,500	348,400	397,400	456,300	495,000	542,000	589,000	636,000
33		315,400	364,000	412,200	472,600	512,600	557,000	603,900	653,400	33		302,600	350,800	399,000	458,400	497,000	544,000	591,000	638,000
34		317,500	365,500	414,300	474,800	514,800	559,200	606,100	655,600	34		304,700	352,300	401,100	460,600	499,000	546,000	593,000	640,000
35		319,200	367,200	416,100	477,000	517,000	561,400	607,300	657,800	35		306,400	354,000	402,900	462,800	501,000	548,000	595,000	642,000
36		320,800	369,000	418,100	479,200	519,200	563,600	609,500	659,900	36		308,000	355,800	404,900	465,000	503,000	550,000	597,000	644,000
37		321,600	370,300	420,000	481,400	520,400	564,800	611,700	662,100	37		308,800	357,100	406,800	467,200	505,000	552,000	599,000	646,000
38		322,700	372,500	421,400	483,600	523,600	568,000	613,900	664,300	38		309,900	359,300	408,200	469,400	507,000	554,000	601,000	648,000
39		324,300	374,700	423,000	485,900	525,900	570,300	615,100	666,500	39		311,500	361,500	409,800	471,700	509,000	556,000	603,000	650,000
40		325,900	377,100	424,700	488,100	527,100	572,500	617,300	668,700	40		313,100	363,900	411,500	473,900	511,000	558,000	605,000	652,000

新				旧			
41	327,700	378,500	425,800	41	314,900	365,300	412,600
42	329,500	381,100	427,800	42	316,700	367,900	414,600
43	331,200	383,400	429,200	43	318,400	370,200	416,000
44	333,000	385,500	430,500	44	320,200	372,300	417,300
45	334,400	387,000	431,800	45	321,600	373,800	418,600
46	336,300	389,300	433,400	46	323,500	376,100	420,200
47	337,900	391,300	434,600	47	325,100	378,100	421,400
48	340,000	393,100	436,200	48	327,200	380,200	423,000
49	341,500	394,900	437,800	49	328,700	381,700	424,600
50	342,900	396,500	439,700	50	330,100	383,300	426,500
51	344,700	397,700	441,500	51	331,900	384,500	428,300
52	346,200	398,800	443,200	52	333,400	385,600	430,000
53	347,900	399,500	445,000	53	335,100	386,300	431,800
54	348,900	400,900	446,600	54	336,100	387,700	433,400
55	350,500	401,900	448,100	55	337,700	388,700	434,900
56	352,100	403,300	450,000	56	339,300	390,100	436,800
57	353,800	404,700	451,600	57	341,000	391,500	438,400
58	354,900	405,300	453,000	58	342,100	392,100	439,800
59	356,300	406,500	454,300	59	343,500	393,300	441,100
60	358,100	407,900	455,700	60	345,300	394,700	442,500
61	359,600	408,300	456,900	61	346,800	395,100	443,700
62	360,900	409,700	458,100	62	348,100	396,500	444,900
63	362,100	410,600	459,300	63	349,300	397,400	446,100
64	363,600	411,500	460,400	64	350,800	398,300	447,200
65	364,500	412,300	461,600	65	351,700	399,100	448,400
66	366,100	413,300	462,800	66	353,300	400,200	449,600
67	367,600	414,300	464,000	67	354,800	401,200	450,800
68	368,700	415,500	465,200	68	355,900	402,400	452,000
69	370,000	416,900	466,400	69	357,200	403,800	453,200
70	371,400	418,200	467,600	70	358,600	405,100	454,400
71	373,200	419,300	468,800	71	360,400	406,200	455,600
72	375,300	420,600	470,000	72	362,500	407,500	456,800
73	376,900	421,700	471,200	73	364,100	408,600	458,000
74	378,800	422,900	472,400	74	366,000	409,800	459,200
75	380,200	423,900	473,500	75	367,400	410,800	460,300
76	381,800	425,200	474,700	76	369,000	412,100	461,500
77	382,800	426,100	475,700	77	370,000	413,000	462,500
78	384,900	427,100	476,700	78	372,100	414,000	463,500
79	386,800	428,000	477,700	79	374,000	415,000	464,500
80	388,700	429,000	478,700	80	375,900	416,100	465,500
81	390,900	429,800	479,700	81	378,100	417,000	466,500
82	391,500	430,800	480,400	82	378,700	418,000	467,200
83	392,400	431,700	481,300	83	379,600	419,000	468,100
84	393,500	432,500	482,200	84	380,700	419,900	469,000
85	393,800	433,400	482,800	85	381,000	420,900	469,600
86	394,500	434,300	483,700	86	381,700	421,900	470,500
87	395,200	435,300	484,500	87	382,400	422,900	471,300
88	395,600	436,300	485,400	88	382,800	423,900	472,200

新					旧				
89	396,100	437,100	486,100		89	383,300	424,700	472,900	
90	396,500	438,000			90	383,800	425,600		
91	396,800	439,000			91	384,100	426,600		
92	397,300	440,000			92	384,700	427,600		
93	397,900	440,800			93	385,400	428,400		
94	398,600	441,800			94	386,200	429,400		
95	399,200	442,700			95	386,800	430,300		
96	399,900	443,700			96	387,600	431,300		
97	400,200	444,500			97	387,900	432,100		
98	400,800	445,500			98	388,600	433,100		
99	401,400	446,500			99	389,200	434,100		
100	402,100	447,500			100	390,000	435,100		
101	402,900	448,400			101	390,800	436,000		
102	403,400	449,100			102	391,300	436,700		
103	404,100	449,900			103	392,000	437,500		
104	404,900	450,800			104	392,800	438,400		
105	405,600	451,300			105	393,500	438,900		
106	406,400	452,000			106	394,300	439,600		
107	407,100	452,600			107	395,000	440,200		
108	407,900	453,300			108	395,800	440,900		
109	408,600	454,000			109	396,500	441,600		
110	409,000				110	397,100			
111	409,600				111	397,900			
112	410,400				112	398,700			
113	411,100				113	399,400			
114	411,800				114	400,100			
115	412,600				115	400,900			
116	413,400				116	401,700			
117	413,900				117	402,200			
定年 前用 任用 短時 間勤 務員	円	円	円	円	定年 前用 任用 短時 間勤 務員	円	円	円	円
	285,900	343,100	389,100	451,200		273,500	329,900	374,900	437,000

この表は、美術館、博物館等に勤務する学芸員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 1 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額、1級3号給の給料月額に相当する額とする。
 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

新												旧											
別表第5（第5条関係） ア 医療職給料表												別表第5（第5条関係） ア 医療職給料表											
別表第5（第5条関係） ア 医療職給料表(1)												別表第5（第5条関係） ア 医療職給料表(1)											
職員の区分		職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級		職員の区分		職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
				給料月額		給料月額		給料月額		給料月額						給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
1		316,900		421,300		431,300		514,400		514,400		1		301,600		406,700		416,100		498,200		498,200	
2		319,300		423,100		433,500		517,300		517,300		2		304,000		408,500		418,300		501,100		501,100	
3		321,700		425,000		435,800		520,100		520,100		3		306,400		410,400		420,600		503,900		503,900	
4		324,000		426,900		437,900		522,900		522,900		4		308,700		412,300		422,700		506,700		506,700	
5		326,400		428,300		439,900		525,600		525,600		5		311,100		413,700		424,700		509,400		509,400	
6		328,600		430,500		442,100		528,600		528,600		6		313,300		415,900		426,900		512,400		512,400	
7		330,700		432,800		444,600		531,600		531,600		7		315,400		418,200		429,100		515,400		515,400	
8		332,800		434,900		446,600		534,600		534,600		8		317,500		420,300		431,400		518,400		518,400	
9		335,000		437,100		448,700		537,300		537,300		9		319,700		422,500		433,500		521,100		521,100	
10		337,300		439,300		450,900		540,600		540,600		10		322,000		424,700		435,700		524,400		524,400	
11		339,400		441,800		453,000		543,900		543,900		11		324,100		427,200		437,800		527,700		527,700	
12		341,800		443,900		455,300		547,200		547,200		12		326,500		429,300		440,100		531,000		531,000	
13		344,000		445,900		457,300		550,200		550,200		13		328,700		431,300		442,100		534,000		534,000	
14		346,200		447,900		459,400		553,400		553,400		14		330,900		433,300		444,200		537,200		537,200	
15		348,400		449,800		461,700		556,600		556,600		15		333,100		435,200		446,500		540,400		540,400	
16		351,000		451,900		463,900		559,800		559,800		16		335,700		437,300		448,700		543,600		543,600	
17		353,700		453,600		465,700		563,000		563,000		17		338,400		439,000		450,500		546,800		546,800	
18		356,500		455,600		467,800		566,000		566,000		18		341,200		441,000		452,600		549,800		549,800	
19		359,200		457,700		469,900		569,000		569,000		19		343,900		443,100		454,700		552,800		552,800	
20		362,000		459,800		472,000		572,000		572,000		20		346,700		445,200		456,800		555,800		555,800	
21		364,600		461,600		474,000		574,900		574,900		21		349,300		447,000		458,800		558,700		558,700	
22		367,500		463,600		476,400		577,700		577,700		22		352,200		449,000		461,200		561,500		561,500	
23		370,400		465,700		478,700		580,500		580,500		23		355,100		451,100		463,500		564,300		564,300	
24		373,300		467,700		480,900		583,300		583,300		24		358,000		453,100		465,700		567,100		567,100	
25		376,000		469,700		483,100		586,800		586,800		25		360,700		455,100		467,900		569,600		569,600	
26		378,500		472,000		485,400		588,200		588,200		26		363,200		457,400		470,200		572,000		572,000	
27		380,900		474,100		487,700		590,600		590,600		27		365,600		459,500		472,500		574,400		574,400	
28		383,200		476,200		490,000		593,000		593,000		28		367,900		461,600		474,800		576,800		576,800	
29		385,800		478,100		492,000		595,500		595,500		29		370,500		463,500		476,800		579,300		579,300	
30		387,800		480,300		494,200		597,900		597,900		30		372,500		465,700		479,000		581,700		581,700	
31		389,800		482,500		496,300		600,300		600,300		31		374,500		467,900		481,100		584,100		584,100	
32		391,700		484,700		498,400		602,700		602,700		32		376,400		470,100		483,200		586,500		586,500	
33		393,300		486,300		500,100		605,000		605,000		33		378,000		471,700		484,900		588,800		588,800	
34		395,200		488,400		502,200		607,300		607,300		34		379,900		473,800		487,000		591,100		591,100	
35		396,900		490,500		504,300		609,600		609,600		35		381,600		475,900		489,100		593,400		593,400	
36		398,700		492,500		506,300		611,900		611,900		36		383,400		477,900		491,100		595,700		595,700	
37		400,700		494,200		508,100		614,100		614,100		37		385,400		479,600		492,900		597,900		597,900	
38		402,200		496,300		510,200		615,600		615,600		38		386,900		481,700		495,000		599,400		599,400	
39		403,900		498,400		512,300		617,100		617,100		39		388,600		483,800		497,100		600,900		600,900	

新				旧					
40	405,000	500,400	514,300	618,600	40	389,800	485,800	499,100	602,400
41	406,000	502,100	516,100	619,900	41	390,900	487,500	500,900	603,700
42	408,000	504,200	518,200	621,300	42	392,900	489,600	503,000	605,100
43	409,900	506,300	520,300	622,700	43	394,900	491,700	505,100	606,500
44	411,700	508,300	522,400	624,100	44	396,700	493,700	507,200	607,900
45	413,100	509,900	524,400	625,300	45	398,100	495,300	509,200	609,100
46	414,700	511,900	526,500		46	399,700	497,300	511,300	
47	416,100	513,900	528,600		47	401,100	499,300	513,400	
48	417,700	515,900	530,700		48	402,700	501,300	515,500	
49	418,900	517,700	532,500		49	403,900	503,100	517,300	
50	420,400	519,500	534,300		50	405,500	504,900	519,100	
51	422,000	521,300	536,100		51	407,100	506,700	520,900	
52	423,500	523,100	537,900		52	408,600	508,500	522,700	
53	424,600	524,900	539,700		53	409,800	510,300	524,500	
54	426,500	526,300	541,500		54	411,700	511,700	526,300	
55	428,400	527,700	543,300		55	413,700	513,100	528,100	
56	430,200	529,100	545,100		56	415,500	514,500	529,900	
57	431,700	530,500	546,900		57	417,100	515,900	531,700	
58	433,500	531,800	548,600		58	418,900	517,200	533,400	
59	435,300	533,100	550,400		59	420,800	518,500	535,200	
60	436,900	534,400	552,200		60	422,400	519,800	537,000	
61	438,500	535,500	554,000		61	424,000	520,900	538,800	
62	440,000	536,400	555,800		62	425,500	521,800	540,600	
63	441,400	537,400	557,600		63	427,000	522,800	542,400	
64	442,900	538,400	559,400		64	428,500	523,800	544,200	
65	444,400	539,100	561,200		65	430,000	524,500	546,000	
66	445,800	540,000	562,900		66	431,500	525,400	547,700	
67	447,300	540,900	564,600		67	433,000	526,300	549,400	
68	448,800	541,800	566,300		68	434,500	527,200	551,100	
69	450,100	542,800	568,000		69	435,900	528,200	552,800	
70	451,500	543,700	569,400		70	437,300	529,100	554,200	
71	452,800	544,600	570,800		71	438,700	530,000	555,600	
72	454,200	545,500	572,200		72	440,100	530,900	557,000	
73	455,600	546,400	573,400		73	441,500	531,800	558,200	
74	457,400	547,300	574,400		74	443,300	532,700	559,200	
75	459,000	548,200	575,400		75	444,900	533,600	560,200	
76	460,500	549,100	576,400		76	446,500	534,500	561,200	
77	461,700	549,900	577,400		77	447,700	535,300	562,200	
78	463,400	550,800	578,300		78	449,400	536,200	563,100	
79	465,000	551,700	579,200		79	451,100	537,100	564,000	
80	466,600	552,500	580,100		80	452,700	537,900	564,900	
81	468,000	553,300	581,000		81	454,100	538,700	565,800	
82	469,500	554,200	581,900		82	455,700	539,600	566,700	
83	471,000	555,100	582,800		83	457,200	540,500	567,600	
84	472,500	556,000	583,700		84	458,700	541,400	568,500	
85	473,800	556,700	584,600		85	460,000	542,100	569,400	
86	475,100	557,600	585,500		86	461,300	543,000	570,300	

新						旧					
87	476,400	558,500	586,400	462,600	543,900	87	462,600	543,900	571,200		
88	477,600	559,100	587,300	463,800	544,800	88	463,800	544,800	572,100		
89	478,500	560,100	588,200	464,800	545,500	89	464,800	545,500	573,000		
90	479,700	561,000		466,000	546,400	90	466,000	546,400			
91	480,800	561,900		467,100	547,300	91	467,100	547,300			
92	481,900	562,800		468,200	548,200	92	468,200	548,200			
93	482,700	563,500		469,000	549,900	93	469,000	549,900			
94	483,500			470,800		94	470,800				
95	484,300			471,600		95	471,600				
96	485,200			472,400		96	472,400				
97	486,000			473,200		97	473,200				
98	486,800			474,000		98	474,000				
99	487,600			474,800		99	474,800				
100	488,400			475,600		100	475,600				
101	489,200			476,400		101	476,400				
102	490,000			477,200		102	477,200				
103	490,800			478,000		103	478,000				
104	491,600			478,700		104	478,700				
105	492,300			479,500		105	479,500				
106	493,100			480,300		106	480,300				
107	493,900			481,100		107	481,100				
108	494,700			482,400		108	482,400				
109	495,300			483,200		109	483,200				
110	496,000			484,000		110	484,000				
111	496,800			484,600		111	484,600				
112	497,500			485,300		112	485,300				
113	498,100			486,000		113	486,000				
114	498,800			486,700		114	486,700				
115	499,400			487,400		115	487,400				
116	500,100					116					
117	500,800					117					
定年 前年 任用 臨時 間勤 務員	元俸給月額 円	元俸給料月額 円	元俸給料月額 円	元俸給料月額 円	元俸給料月額 円	定年 前年 任用 臨時 間勤 務員	元俸給料月額 円	元俸給料月額 円	元俸給料月額 円	元俸給料月額 円	元俸給料月額 円
	340,000	400,000	465,900	325,400	334,800		325,400	334,800	449,700	530,000	

備考
1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする

新										旧													
イ 医療職給料表(2)										イ 医療職給料表(2)													
職 の 分	職 差 の 級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		職 差 の 級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		
		給 料 月 額	円	給 料 月 額	円	給 料 月 額	円	給 料 月 額	円	給 料 月 額	円		給 料 月 額	円	給 料 月 額	円	給 料 月 額	円	給 料 月 額	円	給 料 月 額	円	
		1	202,100	268,000	293,800	301,000	341,300			1	189,800	255,700	281,100	288,300	328,300								
		2	203,200	269,600	295,500	303,100	343,100			2	190,900	257,300	282,800	290,400	330,300								
		3	204,300	271,000	297,400	305,000	344,800			3	192,000	258,700	284,700	292,300	332,000								
		4	206,000	272,700	299,300	307,300	346,900			4	193,700	260,400	286,600	294,600	334,100								
		5	207,700	274,400	301,000	309,100	348,400			5	195,400	262,100	288,300	296,400	335,600								
		6	209,500	275,900	303,100	311,400	350,700			6	197,200	263,500	290,400	298,700	337,900								
		7	211,200	277,400	305,000	313,500	352,600			7	199,000	265,100	292,300	300,800	339,800								
		8	212,800	279,100	307,300	315,600	354,600			8	200,600	266,800	294,600	302,900	341,800								
		9	214,200	280,800	308,900	317,400	356,200			9	202,000	268,500	296,200	304,700	343,400								
		10	216,200	282,300	311,200	319,200	358,300			10	204,000	270,000	298,500	306,500	345,500								
		11	218,000	283,600	313,300	321,000	360,200			11	205,900	271,300	300,600	308,300	347,400								
		12	219,800	284,800	315,400	322,600	362,400			12	207,700	272,500	302,700	309,900	349,600								
		13	221,700	285,400	316,900	324,400	364,200			13	209,600	273,100	304,200	311,700	351,400								
		14	223,500	286,700	318,700	326,700	365,800			14	211,400	274,400	306,000	314,000	353,000								
		15	225,200	288,100	320,600	328,900	367,500			15	213,200	275,800	307,900	316,200	354,700								
		16	227,200	289,600	322,200	330,600	369,200			16	215,200	277,300	309,500	317,900	356,400								
		17	229,000	291,000	323,600	332,700	370,800			17	217,000	278,700	310,900	320,000	358,000								
		18	230,900	292,400	325,900	334,600	372,800			18	218,900	280,100	313,200	321,900	360,000								
		19	232,800	294,000	328,000	336,600	374,900			19	220,800	281,700	315,300	323,900	362,100								
		20	234,000	295,600	329,700	338,800	377,100			20	222,000	283,300	317,000	326,100	364,300								
		21	235,100	297,200	331,700	340,600	378,900			21	223,100	284,900	319,000	327,900	366,100								
		22	236,400	299,000	333,700	342,400	381,000			22	224,400	286,700	321,000	329,700	368,200								
		23	237,500	300,700	335,300	344,100	383,100			23	225,500	288,400	322,600	331,400	370,300								
		24	239,000	302,600	337,400	346,200	385,100			24	227,000	290,300	324,700	333,500	372,300								
		25	240,500	303,800	338,900	347,500	387,100			25	228,500	291,500	326,200	334,800	374,300								
		26	242,100	305,800	340,500	349,700	389,100			26	230,100	293,500	327,800	337,000	376,300								
		27	243,600	307,500	341,900	351,500	390,700			27	231,600	295,200	329,300	338,800	377,900								
		28	245,100	309,400	343,500	353,400	392,400			28	233,100	297,100	331,000	340,700	379,600								
		29	246,500	310,700	344,800	355,000	393,600			29	234,500	298,400	332,300	342,300	380,800								
		30	248,000	312,100	346,600	357,000	396,000			30	236,000	299,800	334,100	344,300	383,200								
		31	249,300	313,700	348,100	358,800	398,000			31	237,300	301,400	335,600	346,100	385,200								
		32	250,900	315,000	349,800	361,000	400,400			32	238,900	302,700	337,300	348,300	387,600								
		33	252,500	316,600	351,300	362,600	402,500			33	240,500	304,300	338,800	349,900	389,700								
		34	254,000	318,200	352,900	364,000	404,800			34	242,100	305,900	340,400	351,300	392,000								
		35	255,500	319,900	354,300	365,700	406,900			35	243,600	307,600	341,800	353,000	394,100								
		36	257,300	321,800	356,300	367,300	409,200			36	245,400	309,000	343,800	354,600	396,400								
		37	258,700	323,300	357,700	368,700	411,100			37	246,800	311,000	345,200	356,000	398,300								
		38	260,500	324,600	359,000	370,800	413,300			38	248,600	312,800	346,500	358,100	400,500								
		39	262,000	326,100	360,500	372,700	415,500			39	250,100	313,900	348,000	360,000	402,700								
		40	263,700	328,100	361,700	374,700	417,900			40	251,800	315,800	349,200	362,000	405,100								
		41	264,900	329,700	362,700	376,400	420,100			41	253,000	317,400	350,200	363,700	407,300								
		42	266,300	331,200	364,200	378,300	422,100			42	254,500	318,900	351,800	365,600	409,300								

新										旧									
43	267,700	332,500	365,700	380,200	424,200	43	255,900	320,300	353,300	367,500	411,400								
44	269,000	334,200	367,200	382,100	426,200	44	257,200	322,000	354,800	369,500	413,700								
45	270,100	335,600	368,500	383,400	428,200	45	258,300	323,400	356,100	370,900	415,400								
46	271,700	337,200	369,800	385,500	430,200	46	259,900	325,000	357,400	373,000	417,700								
47	273,000	338,900	371,200	386,900	432,100	47	261,200	326,700	358,800	374,400	419,400								
48	274,600	340,400	372,600	388,500	434,100	48	262,800	328,200	360,300	376,000	421,500								
49	275,700	342,100	373,800	389,800	436,000	49	263,900	329,900	361,500	377,300	423,400								
50	276,900	343,500	374,900	391,700	437,700	50	265,100	331,300	362,600	379,200	425,100								
51	277,700	344,700	376,100	393,300	439,500	51	266,000	332,500	363,800	380,800	426,900								
52	278,300	346,400	377,000	395,100	441,300	52	266,700	334,200	364,700	382,600	428,700								
53	278,600	347,700	377,800	396,900	442,800	53	267,000	335,500	365,500	384,400	430,200								
54	279,500	348,800	379,100	398,700	444,400	54	268,000	336,600	366,900	386,200	431,800								
55	280,500	350,100	380,300	400,400	446,900	55	269,000	337,900	368,100	387,900	433,300								
56	281,500	351,300	381,600	402,200	447,600	56	270,100	339,100	369,500	389,700	435,000								
57	282,400	352,400	383,100	403,500	449,100	57	271,100	340,200	371,000	391,000	436,500								
58	283,500	353,500	384,300	405,000	450,600	58	272,400	341,300	372,200	392,500	438,000								
59	284,900	354,300	385,400	406,500	451,900	59	273,900	342,300	373,300	394,000	439,300								
60	286,400	355,300	386,700	408,000	453,400	60	275,600	343,300	374,600	395,500	440,800								
61	287,600	356,200	387,500	409,400	454,900	61	276,800	344,200	375,400	396,900	442,300								
62	288,500	357,200	388,600	410,600	455,900	62	277,700	345,200	376,500	398,100	443,300								
63	289,500	358,000	389,800	411,800	457,000	63	278,700	346,000	377,700	399,300	444,400								
64	291,000	358,900	391,000	413,000	458,000	64	280,300	347,000	378,900	400,600	445,400								
65	291,900	359,400	392,000	414,000	458,800	65	281,400	347,600	379,900	401,700	446,200								
66	293,400	360,100	392,800	415,000	459,800	66	283,000	348,300	380,800	402,700	447,200								
67	294,800	360,900	393,500	416,000	460,800	67	284,500	349,100	381,700	403,800	448,200								
68	296,400	361,500	394,500	416,900	461,800	68	286,100	349,700	382,700	404,800	449,200								
69	297,700	362,100	395,300	417,700	462,600	69	287,500	350,300	383,500	405,700	450,000								
70	298,900	363,100	396,200	418,600	463,600	70	288,700	351,400	384,400	406,600	451,000								
71	299,700	363,800	396,800	419,500	464,500	71	289,600	352,200	385,200	407,500	451,900								
72	301,000	364,700	397,700	420,300	465,500	72	291,000	353,200	386,100	408,400	452,900								
73	302,400	366,000	398,500	421,000	466,400	73	292,400	354,500	386,900	409,100	453,800								
74	303,400	367,100	399,200	421,900	467,300	74	293,500	355,600	387,700	410,000	454,700								
75	304,500	368,200	400,000	422,600	468,300	75	294,700	356,700	388,600	410,700	455,700								
76	305,400	369,400	400,800	423,500	469,300	76	295,600	357,900	389,500	411,600	456,700								
77	306,700	370,200	401,500	424,200	469,800	77	297,000	358,700	390,200	412,300	457,200								
78	307,900	371,100	402,300	425,100	470,700	78	298,300	359,600	391,000	413,200	458,100								
79	309,000	372,000	402,900	425,900	471,300	79	299,500	360,500	391,600	414,000	458,800								
80	310,000	373,600	403,700	426,800	471,900	80	300,600	361,300	392,400	414,900	459,400								
81	311,600	374,500	404,000	427,500	472,100	81	301,700	362,100	392,700	415,600	459,600								
82	311,800	374,500	404,700	428,300	472,400	82	302,500	363,000	393,400	416,400	459,900								
83	312,600	375,200	405,400	429,100	472,800	83	303,300	363,900	394,100	417,300	460,300								
84	313,700	376,000	406,200	430,000	473,100	84	304,400	364,800	394,900	418,200	460,600								
85	314,500	376,800	406,800	430,600	473,300	85	305,300	365,600	395,500	418,800	460,800								
86	315,100	377,500	407,400	431,500	473,500	86	306,000	366,300	396,100	419,700	461,000								
87	315,900	377,900	407,900	432,400	473,700	87	306,800	366,900	396,700	420,600	461,200								
88	316,800	378,700	408,600	433,300	474,000	88	307,800	367,600	397,400	421,500	461,500								
89	318,000	379,600	409,200	433,800	474,400	89	309,000	368,500	398,000	422,000	461,900								
90	318,500	380,400	409,900	434,600	474,700	90	309,500	369,400	398,700	422,800	462,200								

新										旧									
91	319,000	381,100	410,600	435,300	475,100	91	310,000	370,200	399,400	423,500	462,600								
92	319,700	381,800	411,300	436,200	475,300	92	310,700	371,000	400,100	424,400	462,800								
93	320,000	382,400	411,800	436,800	475,400	93	311,000	371,600	400,600	425,000	462,900								
94	320,200	383,100	412,400	437,600	475,700	94	311,200	372,300	401,200	425,800	463,200								
95	320,400	383,700	412,900	438,500	476,500	95	311,400	372,900	401,700	426,700	464,000								
96	320,600	384,500	413,600	439,400	477,400	96	311,600	373,600	402,400	427,600	464,900								
97	320,800	384,900	413,900	440,000	478,300	97	311,800	374,100	402,700	428,200	465,800								
98		385,600	414,600	440,700	479,100	98		374,800	403,400	429,000	466,600								
99		386,200	415,300	441,200	480,000	99		375,400	404,100	429,600	467,500								
100		386,900	416,000	441,500	480,900	100		376,100	404,800	429,900	468,400								
101		387,600	416,600	441,600	481,700	101		376,800	405,400	430,000									
102		388,300	417,000	441,900		102		377,500	406,000	430,300									
103		388,900	417,300	442,100		103		378,200	406,400	430,500									
104		389,600	417,500	442,200		104		378,900	406,600	430,600									
105		390,100	417,600	442,500		105		379,400	406,700	430,900									
106		390,800	417,700	442,600		106		380,100	406,800	431,000									
107		391,500	417,800	442,700		107		380,800	406,900	431,100									
108		392,200	417,900	442,900		108		381,500	407,000	431,300									
109		392,700	418,000	443,200		109		382,000	407,100	431,600									
110		393,400	418,100	443,400		110		382,700	407,200	431,800									
111		394,000	418,200	443,600		111		383,300	407,300	432,000									
112		394,700	418,300	443,700		112		384,000	407,400	432,100									
113		395,100	418,400	443,800		113		384,400	407,500	432,200									
114		395,800	418,500	444,000		114		385,100	407,600	432,400									
115		396,400	418,600	444,600		115		385,700	407,700	433,000									
116		397,100	418,700	445,400		116		386,400	407,800	433,800									
117		397,600	418,800	446,200		117		386,900	407,900	434,600									
118		398,200				118		387,500											
119		398,700				119		388,200											
120		399,400				120		388,900											
121		399,900				121		389,400											
122		400,500				122		390,000											
123		401,200				123		390,700											
124		401,900				124		391,400											
125		402,400				125		391,900											
126		402,900				126		392,400											
127		403,400				127		392,900											
128		404,100				128		393,600											
129		404,500				129		394,000											
定年 前年 任用 短時 間勤 務員 口	定年 前年 任用 短時 間勤 務員 口	定年 前年 任用 短時 間勤 務員 口	定年 前年 任用 短時 間勤 務員 口	定年 前年 任用 短時 間勤 務員 口	定年 前年 任用 短時 間勤 務員 口	定年 前年 任用 短時 間勤 務員 口	定年 前年 任用 短時 間勤 務員 口	定年 前年 任用 短時 間勤 務員 口	定年 前年 任用 短時 間勤 務員 口	定年 前年 任用 短時 間勤 務員 口	定年 前年 任用 短時 間勤 務員 口								
	259,500	275,000	303,600	330,600	375,000		248,800	264,100	292,000	313,000	361,600								

備考

1

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規
則で定めるものに適用する。

2

任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該
各号に定める額とする。

備考
 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規
 則で定めるものに適用する。
 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該
 各号に定める額とする。

新	旧
(1) 薬剤師及び獣医師 1級23号給の給料月額に相当する額 (2) 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士及び言語聴覚士 1級19号給の給料月額に相当する額 (3) 栄養士、診療エックス線技師及び衛生検査技師 1級13号給の給料月額に相当する額 (4) 歯科衛生士 1級7号給の給料月額に相当する額	(1) 薬剤師及び獣医師 1級23号給の給料月額に相当する額 (2) 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士及び言語聴覚士 1級19号給の給料月額に相当する額 (3) 栄養士、診療エックス線技師及び衛生検査技師 1級13号給の給料月額に相当する額 (4) 歯科衛生士 1級7号給の給料月額に相当する額

新																			旧																		
ウ 医療職給料表(3)																			ウ 医療職給料表(3)																		
職 の 分	職 の 級	1 級		2 級		3 級		4 級		職 の 分	職 の 級	1 級		2 級		3 級		4 級																			
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円			給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円																
1		224,400	247,600	297,200	306,400					1		210,500	233,900	284,000	293,200																						
2		225,500	249,200	299,600	308,600					2		211,600	235,500	286,400	295,400																						
3		226,600	250,900	301,500	310,800					3		212,700	237,200	288,400	297,600																						
4		227,700	252,500	303,900	313,200					4		213,800	238,900	290,800	300,000																						
5		228,800	254,000	306,300	315,100					5		214,900	240,500	293,200	300,000																						
6		230,000	255,600	308,500	316,400					6		216,100	242,100	295,400	303,200																						
7		231,200	257,400	310,700	317,400					7		217,300	244,000	297,600	304,200																						
8		233,000	259,200	313,100	318,500					8		219,200	245,800	300,000	305,300																						
9		234,500	260,700	315,000	319,100					9		220,800	247,300	301,900	305,900																						
10		236,300	261,800	316,300	320,100					10		222,600	248,400	303,200	306,900																						
11		238,300	263,100	317,300	321,500					11		224,600	249,700	304,200	308,300																						
12		239,700	264,300	318,400	322,900					12		226,000	250,900	305,300	309,700																						
13		241,100	265,400	319,000	324,200					13		227,400	252,000	306,900	311,000																						
14		242,700	266,900	320,000	325,700					14		229,000	253,500	308,300	312,500																						
15		244,400	268,100	321,400	327,200					15		230,700	254,700	309,700	314,000																						
16		246,000	269,600	322,800	328,400					16		232,300	256,200	309,700	315,200																						
17		247,600	270,900	324,100	329,700					17		233,900	257,500	311,000	316,300																						
18		249,800	272,200	325,500	331,400					18		235,000	258,900	312,400	318,200																						
19		251,300	273,400	326,800	333,000					19		236,400	260,100	313,700	319,800																						
20		252,200	274,600	328,300	334,900					20		237,900	261,500	315,200	321,700																						
21		254,100	276,100	329,500	336,000					21		239,000	262,800	316,400	322,800																						
22		256,000	277,600	331,100	337,900					22		240,900	264,300	318,000	324,700																						
23		258,900	279,100	332,600	339,200					23		242,800	265,800	319,500	326,000																						
24		257,700	280,400	334,300	341,000					24		244,500	267,200	321,200	327,800																						
25		259,400	281,600	335,500	342,000					25		246,200	268,400	322,400	328,800																						
26		260,400	283,300	337,300	343,300					26		247,200	270,100	324,200	330,100																						
27		261,500	284,900	338,400	345,000					27		248,300	271,700	325,300	331,800																						
28		262,200	286,400	340,100	346,000					28		249,000	273,200	327,000	332,800																						
29		262,400	288,000	341,000	347,400					29		249,200	274,800	327,900	334,200																						
30		263,700	290,100	342,200	348,900					30		250,600	277,000	329,100	335,700																						
31		265,000	292,400	343,800	350,300					31		251,900	279,000	330,700	337,100																						
32		266,400	294,700	344,700	351,800					32		253,400	281,600	331,600	338,600																						
33		267,300	297,100	345,900	353,300					33		254,300	284,000	332,800	340,100																						
34		268,600	299,500	347,300	354,200					34		255,600	286,400	334,200	341,000																						
35		269,800	301,500	348,800	355,300					35		256,600	288,400	335,700	342,800																						
36		271,100	303,900	350,200	357,100					36		258,200	290,800	337,100	343,900																						
37		272,000	306,300	351,500	358,500					37		259,100	293,200	338,400	345,300																						
38		272,900	308,500	352,500	360,000					38		260,100	295,400	339,400	346,800																						
39		274,300	310,700	353,200	361,300					39		261,500	297,600	340,100	348,100																						
40		275,400	313,000	354,900	362,800					40		262,700	299,900	341,800	349,600																						
41		276,600	315,000	356,300	363,400					41		263,900	301,900	343,200	350,200																						
42		278,000	316,300	357,600	365,000					42		265,300	303,200	344,500	351,800																						

新				旧					
43	279,000	317,300	358,800	366,500	43	266,300	304,200	345,700	353,300
44	280,100	318,400	360,400	368,000	44	267,500	305,300	347,300	354,800
45	281,100	319,000	360,700	368,900	45	268,500	305,900	347,600	355,700
46	282,500	319,800	362,100	370,300	46	270,000	306,700	349,000	357,100
47	284,200	321,000	363,500	371,600	47	271,700	307,900	350,500	358,400
48	285,700	322,200	364,900	373,000	48	273,200	309,100	351,900	359,800
49	287,000	323,500	365,800	374,300	49	274,500	309,100	352,800	361,200
50	288,400	324,900	367,100	375,400	50	275,900	311,800	354,100	362,300
51	290,100	326,200	368,400	376,600	51	277,600	313,100	355,400	363,500
52	291,900	327,700	369,700	377,700	52	279,400	314,600	356,700	364,600
53	293,000	328,800	370,900	378,600	53	280,500	315,700	357,900	365,500
54	294,500	330,300	371,800	380,200	54	282,000	317,200	358,800	367,100
55	295,200	331,800	372,700	381,700	55	282,800	318,700	359,700	368,700
56	295,900	333,600	373,700	383,200	56	283,600	320,500	360,700	370,200
57	296,100	334,700	374,400	384,700	57	283,800	321,600	361,400	371,700
58	296,300	336,500	375,800	386,500	58	284,000	323,400	362,800	373,500
59	296,700	337,700	376,800	388,100	59	284,600	324,600	363,900	375,100
60	297,000	339,400	378,100	390,000	60	285,000	326,300	365,200	377,100
61	297,500	340,300	379,400	391,300	61	285,600	327,200	366,500	378,400
62	298,500	341,600	380,600	392,800	62	286,800	328,500	367,800	379,900
63	298,900	343,100	381,700	394,300	63	287,400	330,000	368,900	381,400
64	299,700	344,100	383,100	395,700	64	288,400	331,000	370,400	382,800
65	300,500	345,200	384,000	397,000	65	289,200	332,100	371,900	384,200
66	301,600	346,400	385,000	398,900	66	290,300	333,300	372,400	386,100
67	302,500	347,700	386,200	400,600	67	291,200	334,600	373,600	387,800
68	302,900	349,100	387,100	402,600	68	291,900	336,000	374,500	389,800
69	303,200	350,700	387,800	404,600	69	292,300	337,600	375,300	391,800
70	304,200	351,500	389,200	406,400	70	293,300	338,400	376,700	393,600
71	304,900	352,500	390,400	408,000	71	293,900	339,400	377,900	395,200
72	305,900	354,100	391,800	409,900	72	295,300	341,000	379,400	397,100
73	306,600	355,500	393,300	411,700	73	296,100	342,400	380,900	398,900
74	307,200	356,700	394,900	413,300	74	296,800	343,600	382,500	400,500
75	307,900	357,800	396,000	414,900	75	297,600	344,700	383,600	402,100
76	308,600	359,200	397,500	416,300	76	298,400	346,100	385,100	403,500
77	309,500	359,700	398,600	417,900	77	299,400	346,600	386,200	405,100
78	310,600	361,100	399,700	419,300	78	300,500	348,000	387,300	406,500
79	311,100	362,200	400,800	420,400	79	301,100	349,200	388,400	407,700
80	311,500	363,500	401,900	421,800	80	301,600	350,500	389,500	409,100
81	312,200	364,300	403,000	423,100	81	302,300	351,300	390,600	410,500
82	312,900	365,300	403,900	424,100	82	303,100	352,300	391,500	411,500
83	313,400	366,000	404,700	424,800	83	303,700	353,000	392,400	412,300
84	314,000	367,000	405,600	425,700	84	304,500	354,000	393,400	413,300
85	314,400	367,900	406,400	426,800	85	305,000	355,000	394,300	414,400
86	315,100	368,800	407,200	427,500	86	305,700	355,900	395,100	415,200
87	315,600	369,700	407,800	428,300	87	306,200	356,800	395,800	416,000
88	316,100	370,800	408,400	429,000	88	306,500	357,900	396,500	416,800
89	316,300	371,500	409,200	429,500	89	307,000	358,600	397,300	417,300
90	316,600	372,700	409,900	430,300	90	307,300	359,800	398,100	418,100

新					旧				
139	408,700				139	397,500			
140	409,300				140	398,100			
141	409,800				141	398,600			
142	410,400				142	399,200			
143	410,900				143	399,700			
144	411,500				144	400,300			
145	412,000				145	400,800			
146	412,600				146	401,400			
147	413,200				147	402,000			
148	413,800				148	402,600			
149	414,400				149	403,200			
150	415,000				150	403,800			
151	415,500				151	404,400			
152	416,100				152	405,000			
153	416,600				153	405,500			
定年 前年 任用 開始 年度 職務 員									
	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円		円	円	円	円
	277,200	285,300	318,600	336,900		286,000	273,900	306,700	324,400

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 保健師及び助産師 2級7号給の給料月額に相当する額
 - 看護師 2級3号給の給料月額に相当する額
 - 准看護師 1級3号給の給料月額に相当する額

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 保健師及び助産師 2級7号給の給料月額に相当する額
 - 看護師 2級3号給の給料月額に相当する額
 - 准看護師 1級3号給の給料月額に相当する額

新		旧	
別表第6（第5条関係） 特 定 任 期 付 職 員 給 料 表		別表第6（第5条関係） 特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	405,000	1	392,000
2	455,000	2	440,000
3	508,000	3	492,000
4	574,000	4	555,000
5	655,000	5	634,000
6	765,000	6	740,000
7	893,000	7	864,000
備考 この表は、特定任期付職員に適用する。		備考 この表は、特定任期付職員に適用する。	

北九州市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
(通勤手当) 第15条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第3項及び第5項において「運賃等相当額」という。）。 (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額</u>（育児短時間勤務職員等、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員、定年前任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付条例第4条職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事	(通勤手当) 第15条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えると</u><u>きは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>それぞれ次に定める額</u>（育児短時間勤務職員等、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員、定年前任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付条例第4条職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、<u>その額か</u>

新	旧
委員会規則で定める職員にあっては、当該人事委員会規則で定める額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	ら、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア <u>自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道</u> <u>5キロメートル未満である職員</u> <u>2, 000円</u> イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員</u> <u>4</u> <u>, 200円</u> ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</u> <u>7, 300円</u> エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</u> <u>1万400円</u> オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員</u> <u>1万3, 500円</u> カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員</u> <u>1万6, 600円</u> キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</u> <u>1万9, 700円</u> ク <u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員</u> <u>2万2, 800円</u> ケ <u>使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員</u> <u>2万5, 900円</u> コ <u>使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員</u>

新	旧
(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額 3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の事情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算上の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当	2万9,100円 サ <u>使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員</u> 3万2,300円 シ <u>使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員</u> 3万5,500円 ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上である職員</u> 3万8,700円 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位数期間のうち最も長い支給単位数期間につき、5万5,000円に当該支給単位数期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

新	旧
の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当</u> <u>支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額</u>（第5項において「特別料金等相当額」という。） (2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当</u> <u>前項の規定による額</u> 4 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、自動車の駐市のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするもの</u>（人事委員会規則で定める者を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金の相当する額として人事委員会規則で定める額（次項において「駐市場料金等相当額」という。）を支給する。 5 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額</u>（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、<u>第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額</u>（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び<u>駐市場料金等相当額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万月に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>	3～6 略 (勤勉手当)
6～9 略 (勤勉手当)	

新	旧
第25条 略 2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に規則で定める基準に従って市長が定める割合を乗じて得た額とする。 3 前項の勤労手当基礎額は、それぞれの基準H現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡したH現在）において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。 4 略 5 略	第25条 略 2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。 3 前項の勤労手当基礎額は、それぞれの基準H現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡したH現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 略 5 略

北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（第3条関係）

新				旧			
付則別表第1				付則別表第1			
給料表	職務の級	基準給料月額		給料表	職務の級	基準給料月額	
行政職給料表		331,500円		行政職給料表		318,100円	
		373,300円				358,500円	
		422,500円				407,700円	
消防職給料表	略	331,500円		消防職給料表	略	318,100円	
		373,300円				358,500円	
		422,500円				407,700円	
研究職給料表		344,000円		研究職給料表		329,800円	
		385,700円				371,500円	
		331,500円				318,100円	
医療職給料表（2）				医療職給料表（2）			

議案第 147 号

北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 一定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象となる職員の年齢を引き上げるため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

北九州市職員退職手当支給条例（昭和３８年北九州市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第７条の４第１項中「４５歳以上５７歳未満」を「規則で定める年齢」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考 北九州市職員退職手当支給条例新旧対照表

新	旧
(定年前に退職する意思を有する職員の募集等) 第7条の4 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職時の年齢が<u>規則で定める年齢</u>である職員を対象として行うことができる。 2～15 略	(定年前に退職する意思を有する職員の募集等) 第7条の4 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職時の年齢が<u>45歳以上57歳未満</u>である職員を対象として行うことができる。 2～15 略

議案第 148 号

北九州市旅費条例の一部改正について

北九州市旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の計算等に係る規定を簡素化する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市旅費条例の一部を改正する条例

北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「勤務場所」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第2号中「伴い」を「伴う移転のため」に、「もしくは」を「若しくは」に、「まで」を「に」に、「または」を「又は」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

- （4） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第3項各号列記以外の部分中「またはその遺族」を削り、「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「出張中」を「出張又は赴任のための旅行中」に、「または」を「又は」に、「以下」を「以下この号及び次項において」に改め、同項第2号中「出張中」を「出張又は赴任のための旅行中」に改め、同条第4項中「または」を「又は」に、「には、同項」を「には、前項」に改め、同条第5項中「または」を「又は」に改め、同条第6項中「、第2項、第3項および第5項」を「から第3項まで及び前項」に、「その出発前に第5条第2項」を「次条第3項」に、「旅行命令等を取り消され、または」を「旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は」に、「において」を「その他規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条に次の2項を加える。

7 第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項から第3項まで、第5項及び第6項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条を削る。

第5条第1項各号列記以外の部分中「任命権者またはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に、「または旅行依頼（以下」を「又は旅行依頼（以下この条及び次条において」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項第1号中「第3条第1項および」を「前条第1項及び」に改め、同項第2号中「第3条第5項」を「前条第5項」に改め、同条第2項中「旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）」を「旅行命令等の変更を」に改め、「場合」の次に「で、前項の規定に該当する場合」を加え、「または第6条第1項もしくは」を「又は次条第1項若しくは」に、「もとづき、これを変更」を「基づき、その変更を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

第5条を第4条とする。

第6条第1項中「または」を「又は」に、「前条第2項」を「前条第3項」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「には」を「には、」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「うける」を「受ける」に改め、同条を第5条とする。

第7条を削る。

第8条本文中「、もつとも」を「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も」に、「および」を「及び」に、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「または天災」を「又は天災」に、「よりもつとも」を「より最も」に、「または方法によって」を「又は方法により」に、「および」を「及び」に改め、同条を第6条と

する。

第9条から第16条までを削り、第17条を第7条とする。

第18条から第21条の2までを削る。

第22条第1項中「公用の交通機関等を利用して旅行した場合その他当該」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「または当該」を「又は」に、「こえた旅費または」を「超えた旅費又は」に、「こえる」を「超える」に、「またはその」を「又はその」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「に協議して定める」を「の定めるところにより」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第9条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第23条を第10条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市旅費条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に改正後の条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の北九州市旅費条例（第4項において「改正前の条例」という。）第5条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例

による。

- 3 改正後の条例第3条第3項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第3条第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第9条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
（市の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例の一部改正）
- 6 市の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例（昭和38年北九州市条例第76号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項ただし書を削る。

新	旧
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、住所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。 (2) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。 (3) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、係、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 (4) 旅行役務提供者 旅行者（昭和三十七年法律第二十九号）第六條の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費	(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することによる。 (2) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴い住所もしくは居所から勤務地まで旅行し、または転任を命ぜられた職員がその転任に伴い旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。 (3) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、係、祖父母および兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 (4) 遺族 職員の配偶者、子、父母、係、祖父母および兄弟姉妹ならびに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

新	旧
<u>に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。</u> <u>）を締結したものをいう。</u> (旅費の支給) 第3条 略 2 略 3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げるものに対し、旅費を支給する。 (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下この号及び次項において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には当該職員 (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には当該職員の遺族 4 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条第1項の各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 5 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、任命権者が認めた場合に限り、その者に対し旅費を支給する。 6 第1項から第3項まで及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる	2 この条例において「何々地」という場合には、<u>中町村の存する地域（都については、特別区の存する企地域）をいうものとする。</u> (旅費の支給) 第3条 略 2 略 3 職員またはその遺族が次の各号の<u>二</u>に該当する場合には、当該各号に掲げるものに対し、旅費を支給する。 (1) 職員が出張中に退職、免職、失職または休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には当該職員 (2) 職員が出張中に死亡した場合には当該職員の遺族 4 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項または第29条第1項の各号に掲げる事由により退職等となった場合には、<u>同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</u> 5 職員または職員以外の者が市の機関の依頼または要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、任命権者が認めた場合に限り、その者に対し旅費を支給する。 6 第1項、第2項、第3項および第5項の規定により旅費の支給を受けることが

新	旧
者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額を旅費として支給することができる。</u> 7 <u>第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給することができる。</u> 8 <u>第1項から第3項まで、第5項及び第6項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u> (旅行命令等) 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により<u>旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。</u> (1) 前条第1項及び第2項の規定に該当する旅行 旅行命令 (2) 前条第5項の規定に該当する旅行 旅行依頼	できる者が、<u>その出発前に第5条第2項の規定により旅行命令等を取り消され、または死亡した場合において当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。</u> (出張地内の旅行) 第4条 <u>出張地内における旅行については鉄道賃、船賃および市賃を支給しない。</u> (旅行命令等) 第5条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により<u>任命権者またはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令または旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行なわなければならない。</u> (1) 第3条第1項および第2項の規定に該当する旅行 旅行命令 (2) 第3条第5項の規定に該当する旅行 旅行依頼

新	旧
2 旅行命令権者は、<u>電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができ。</u> 3 旅行命令権者は既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認めた場合で、<u>前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができ。</u> (旅行命令等変更の申請等) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をしないとまがない場合には、<u>旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。</u> 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したが認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</u>	2 旅行命令権者は既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認めた場合には、<u>自らまたは第6条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請にもとづき、これを変更することができ。</u> (旅行命令等変更の申請等) 第6条 旅行者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第2項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をしないとまがない場合には旅行命令等に従わないで旅行した後、<u>すみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。</u> 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、または申請したが認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給をうけることができる。</u> (旅費の種類) 第7条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、口当、宿泊料、移転料、着後手当および扶養親族移転料とする。</u>

新	旧
第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は被災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。 (旅費の計算)	2 鉄道賃は、<u>鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> 3 船賃は、<u>水路旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u> 4 航空賃は、<u>航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u> 5 車賃は、<u>陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額または実費額により支給する。</u> 6 H当は、<u>旅行中のH数に応じ1H当りの定額により支給する。</u> 7 宿泊料は、<u>旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</u> 8 移転料は、<u>赴任に伴う住所または居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。</u> 9 若後手当は、<u>赴任に伴う住所または居所の移転について、定額により支給する。</u> 10 扶養親族移転料は、<u>赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</u> (旅費の計算) 第8条 旅費は、もつとも経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要または被災その他やむを得ない事情によりもつとも経済的な通常の経路または方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路および方法によつて計算する。 第9条 旅費計算上の旅行口数は、旅行のために現に要した口数による。 第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行または陸路旅行中における年度の経過、職務の等級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃または車賃（扶養親族移転料の

新	旧
	うちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して計算する。 <u>(鉄道賃、船賃、航空賃および車賃)</u> <u>第11条 鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の額は、別表第1に定めるところによる。</u> <u>(自家用車による旅行の旅費)</u> <u>第11条の2 任命権者が定める職員が、旅行命令権者の承認を受けて、自家用車(任命権者が定める基準に基づいて登録を受けた自家用車に限る。)を使用して旅行した場合は、第7条第5項の規定による陸路旅行として車賃を支給する。</u> <u>2 前項の車賃の額は、前条の規定にかかわらず、路程に応じ規則で定める1キロメートル当たりの定額によるものとする。</u> <u>(手当および宿泊料)</u> <u>第12条 手当および宿泊料の額は、別表第2に定めるところによる。</u> <u>(移転料)</u> <u>第13条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。</u> <u>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地(新たに採用された職員については居住地)から新勤務地までの路程に応じた別表第3の定額による額</u> <u>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合(扶養親族を有しない職員の場合を含む。)には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u>

新	旧
	(3) <u>赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</u> <u>(若後手当)</u> 第14条 <u>若後手当の額は、別表第2のH当定額の5H分および宿泊定額の5夜分に相当する額による。</u> <u>(扶養親族移転率)</u> 第15条 <u>扶養親族移転料の額は、次の各々に規定する額による。</u> (1) <u>赴任の際扶養親族を旧勤務地（新たに採用された職員については居住地）から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</u> <u>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃および車賃の全額ならびにH当、宿泊料および着後手当の3分の2に相当する額</u> イ <u>12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</u> ウ <u>6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の口当、宿泊料および着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃および船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u> (2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、第13条第1号または第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について</u>

新	旧
	て前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額をこえることができない。 (勤務地内出張の旅費) 第16条 勤務地内において出張する場合の旅費の額は、交通費の実費額とする。ただし、当該出張が、片道1キロメートル未満であるときは又は公用車を利用したものであるときは、旅費を支給しない。 2 第11条の2第1項に規定する自家用車を使用して旅行した場合にあっては、前項中「交通費の実費額」とあるのは「第11条の2第2項の規定による市賃の額」とする。 3 交通費は、実費に代え、回数乗車券又は定期乗車券をもって支給することができる。 4 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、別表第2に定める宿泊料を支給することができる。 (外国旅行の旅費) 第17条 略 (退職者等の旅費) 第18条 第3条第3項第1号の規定により支給する旅費は、職員が退職等となつた日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費とする。 (遺族の旅費) 第19条 第3条第3項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

新	旧
(旅行依頼による場合の旅費) 第20条 第3条第5項の規定により支給する旅費は、その都度、任命権者が定める。 (講習、研修、研究等の場合の旅費) 第21条 講習、研修、研究等のため旅行する場合は、第11条および第12条の規定にかかわらず、任命権者は旅費を減額して支給することができる。 (企画旅行による場合の旅費) 第21条の2 旅行業法（昭和27年法律第239号）第4条第1項第3号に規定する企画旅行により旅行する場合の旅費は、第7条第2項から第4項まで及び第7項、第11条並びに第12条の規定にかかわらず、旅費の額及びその支給の方法について任命権者が定めるところにより支給する。 (旅費の調整) 第8条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長の定めるところにより旅費を支給することができる。 (旅費の返納)	(旅行依頼による場合の旅費) 第20条 第3条第5項の規定により支給する旅費は、その都度、任命権者が定める。 (講習、研修、研究等の場合の旅費) 第21条 講習、研修、研究等のため旅行する場合は、第11条および第12条の規定にかかわらず、任命権者は旅費を減額して支給することができる。 (企画旅行による場合の旅費) 第21条の2 旅行業法（昭和27年法律第239号）第4条第1項第3号に規定する企画旅行により旅行する場合の旅費は、第7条第2項から第4項まで及び第7項、第11条並びに第12条の規定にかかわらず、旅費の額及びその支給の方法について任命権者が定めるところにより支給する。 (旅費の調整) 第22条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

新	旧
<u>第9条</u> 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。 <u>2</u> 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。 (委任) <u>第10条</u> 略	(委任) <u>第23条</u> 略

新	旧																	
	別表第 1（第 11 条関係） <table><tr><th>鉄道貨</th><th>区分</th><th>運賃</th><th>急行料金等</th></tr><tr><td></td><td></td><td>乗車に要する運賃</td><td>(1) 次の区分に応じた急行料金 ア 片道 100 キロメートル以上の旅行で特別急行列車を利用するものの場合 特別急行料金 イ 片道 50 キロメートル以上の旅行で普通急行列車を利用するもの場合 普通急行料金 (2) 県外旅行において、特別車両料金を徴する客車を利用する旅行の場合 特別車両料金 (3) 片道 100 キロメートル以上の旅行で座席指定料金を徴する特別急行列車又は普通急行列車を利用するもの場合 座席指定料金</td></tr><tr><td rowspan="4">船賃</td><td rowspan="2">運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合</td><td>市長、副市長、常勤の監査委員及び教育委員会教育長並びにこれら者の随行する者が旅行する場合</td><td rowspan="4">(1) 運賃の等級を設けない船舶で特別座席料金を徴するものを運航する航路による旅行の場合 特別座席料金 (2) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合 座席指定料金</td></tr><tr><td>上記以外の者が旅行する場合</td></tr><tr><td rowspan="2">運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合</td><td>中位の等級の運賃</td><td rowspan="2">上位の等級の運賃</td></tr><tr><td>運賃の等級を設けない船舶</td></tr></table>	鉄道貨	区分	運賃	急行料金等			乗車に要する運賃	(1) 次の区分に応じた急行料金 ア 片道 100 キロメートル以上の旅行で特別急行列車を利用するものの場合 特別急行料金 イ 片道 50 キロメートル以上の旅行で普通急行列車を利用するもの場合 普通急行料金 (2) 県外旅行において、特別車両料金を徴する客車を利用する旅行の場合 特別車両料金 (3) 片道 100 キロメートル以上の旅行で座席指定料金を徴する特別急行列車又は普通急行列車を利用するもの場合 座席指定料金	船賃	運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合	市長、副市長、常勤の監査委員及び教育委員会教育長並びにこれら者の随行する者が旅行する場合	(1) 運賃の等級を設けない船舶で特別座席料金を徴するものを運航する航路による旅行の場合 特別座席料金 (2) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合 座席指定料金	上記以外の者が旅行する場合	運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合	中位の等級の運賃	上位の等級の運賃	運賃の等級を設けない船舶
鉄道貨	区分	運賃	急行料金等															
		乗車に要する運賃	(1) 次の区分に応じた急行料金 ア 片道 100 キロメートル以上の旅行で特別急行列車を利用するものの場合 特別急行料金 イ 片道 50 キロメートル以上の旅行で普通急行列車を利用するもの場合 普通急行料金 (2) 県外旅行において、特別車両料金を徴する客車を利用する旅行の場合 特別車両料金 (3) 片道 100 キロメートル以上の旅行で座席指定料金を徴する特別急行列車又は普通急行列車を利用するもの場合 座席指定料金															
船賃	運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合	市長、副市長、常勤の監査委員及び教育委員会教育長並びにこれら者の随行する者が旅行する場合	(1) 運賃の等級を設けない船舶で特別座席料金を徴するものを運航する航路による旅行の場合 特別座席料金 (2) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合 座席指定料金															
		上記以外の者が旅行する場合																
	運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合	中位の等級の運賃		上位の等級の運賃														
		運賃の等級を設けない船舶																

新		旧																					
		<table><tr><th colspan="2">による旅行の場合</th><th>要する通賃</th><td></td></tr><tr><td>航空賃</td><td></td><td>実費</td><td></td></tr><tr><td>車賃</td><td></td><td>1キロメートルにつき37円</td><td>電車又は乗合自動車による旅行の場合及び公務上の必要又は大災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合、その実費</td></tr></table>		による旅行の場合		要する通賃		航空賃		実費		車賃		1キロメートルにつき37円	電車又は乗合自動車による旅行の場合及び公務上の必要又は大災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合、その実費								
による旅行の場合		要する通賃																					
航空賃		実費																					
車賃		1キロメートルにつき37円	電車又は乗合自動車による旅行の場合及び公務上の必要又は大災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合、その実費																				
		備考 (1) この表及び別表第2において、「<u>県外旅行</u>」とは、勤務地その他規則で定める地域(以下この号において「<u>勤務地等</u>」という。)と旅行の目的地が同一の都道府県に存しない場合をいう。ただし、勤務地等が北九州市又は下関市である場合で、旅行の目的地が下関市又は北九州市であるときの北九州市と下関市との間の旅行は除くものとする。 (2) 運賃及び急行料金等は、現金による方法以外の方法により支給することができる。																					
別表第2 (第12条、第14条、第16条関係)		別表第2 (第12条、第14条、第16条関係)																					
		<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">口当</th><th rowspan="2">宿泊料</th></tr><tr><th>県外旅行</th><th>県外旅行以外の旅行</th></tr><tr><td>市長、副市長、常務の監査委員及び教育委員会教育長 上記以外の者</td><td>3,300円</td><td>1,650円</td><td>16,500円</td></tr><tr><td></td><td>3,000円</td><td>1,500円</td><td>13,500円</td></tr></table>		区分	口当		宿泊料	県外旅行	県外旅行以外の旅行	市長、副市長、常務の監査委員及び教育委員会教育長 上記以外の者	3,300円	1,650円	16,500円		3,000円	1,500円	13,500円						
区分	口当		宿泊料																				
	県外旅行	県外旅行以外の旅行																					
市長、副市長、常務の監査委員及び教育委員会教育長 上記以外の者	3,300円	1,650円	16,500円																				
	3,000円	1,500円	13,500円																				
		備考 (1) 上級者に随行する場合は、宿泊料に限り、上級者と同額とする。 (2) 東京都の特別区その他規則で定める地域に旅行するときのH当の額は、H当定額に1,000円を加算した額とする。 (3) 宿泊料は、現金による方法以外の方法により支給することができる。																					
別表第3 (第13条関係)		別表第3 (第13条関係)																					
		<table><tr><th>区分</th><th>鉄道50キロメートル未満</th><th>鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満</th><th>鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満</th><th>鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満</th><th>鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満</th><th>鉄道1,000キロメートル以上2,000キロメートル未満</th><th>鉄道2,000キロメートル以上5,000キロメートル未満</th><th>鉄道5,000キロメートル以上10,000キロメートル未満</th><th>鉄道10,000キロメートル以上</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上5,000キロメートル未満	鉄道5,000キロメートル以上10,000キロメートル未満	鉄道10,000キロメートル以上										
区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上5,000キロメートル未満	鉄道5,000キロメートル以上10,000キロメートル未満	鉄道10,000キロメートル以上														

新

旧

市長、副市長、市常任監査員及び教育委員会教育長	円 153,000	円 177,000	円 218,000	円 269,000	円 356,000	円 375,000	円 401,000	円 465,000
局長、部長及びこれに相当する職務にある者	円 126,000	円 144,000	円 178,000	円 220,000	円 292,000	円 306,000	円 328,000	円 381,000
課長、係長及びこれに相当する職務にある者	円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000
上記以外の方	円 93,000	円 107,000	円 132,000	円 163,000	円 216,000	円 227,000	円 243,000	円 282,000

備考

(1) 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって鉄道 1 キロメートルとみなす。

(2) この表において、「相当する職務」とは、別に規則で定める職務をいう。

備考

(1) 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

(2) この表において、「相当する職務」とは、別に規則で定める職務をいう。

議案第 149 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立折尾東部総合食料品小売センターを廃止するため、関係
規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の総合食料品小売センターの項を削る。

別表第2の総合食料品小売センターの項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新				旧			
別表第 1（第 3 条関係）				別表第 1（第 3 条関係）			
施設の種類	目的又は事業	名称	位置	施設の種類	目的又は事業	名称	位置
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			
略				略			

新	旧
	一 の使用料は、1月として計算する。 。ただし、使用を開始した月の使用料は、口割計算とする。 略

議案第 150 号

北九州市保健所及び保健センター条例の一部改正について

北九州市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市八幡東保健センターを移転するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例

北九州市保健所及び保健センター条例（昭和３９年北九州市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表の北九州市八幡東保健センターの項中「中央一丁目２番４号」を「中央一丁目１番１号」に改める。

付 則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

参考 北九州市保健所及び保健センター条例新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
名称	位置	所管区域		名称	位置	所管区域	
略				略			
北九州市八幡東保健センター	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号	略		北九州市八幡東保健センター	北九州市八幡東区中央一丁目2番4号	略	
略				略			

議案第 151 号

児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 児童福祉法等の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第13条を削り、第13条の2を第13条とする。

(北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第15条第1項前段中「第13条の2」を「第13条」に改め、同項の表の第12条の項を削り、同表中「第13条の2第1項」を「第13条第1項」に改める。

(北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改

める。

（北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年北九州市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

新	旧
(虐待等の禁止) <u>第 1 2 条</u> 児童福祉施設の職員は、入所中の児童等に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該児童等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (業務継続計画の策定等) <u>第 1 3 条</u> 略	(虐待等の禁止) <u>第 1 2 条</u> 児童福祉施設の職員は、入所中の児童等に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 各号</u>に掲げる行為その他当該児童等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 <u>第 1 3 条</u> 削除 (業務継続計画の策定等) <u>第 1 3 条の 2</u> 略

北九州市幼保連携型認定こども園の「学級」の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧																															
<u>(虐待等の禁止)</u> 第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為<u>その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用) 第15条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第12条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第46条第7号、第47条(後段を除く。)並びに第51条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">第13条第1項</td><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略			第13条第1項	略		略		略			(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用) 第15条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第12条、第13条の2、第15条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第46条第7号、第47条(後段を除く。)並びに第51条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">第12条</td><td>人所周の児童等</td><td>園児</td></tr><tr><td>当該児童等</td><td>当該園児</td></tr><tr><td>第13条の2第1項</td><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略			第12条	人所周の児童等	園児	当該児童等	当該園児	第13条の2第1項	略		略		
読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																														
略																																
第13条第1項	略																															
	略																															
略																																
読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																														
略																																
第12条	人所周の児童等	園児																														
	当該児童等	当該園児																														
第13条の2第1項	略																															
略																																
2 略	2 略																															

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第４条関係）

新	旧
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表（第5条関係）

新	旧
(虐待等の禁止) 第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第6条関係）

新	旧
(虐待等の禁止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

議案第 152 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市
都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改
正について

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、
霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市小倉城等の利用料金の適正化を図るため、関係規定を改め
る必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市
都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

(北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九
州市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の旧九州鉄道本社の項中

円	円	を
3 0 0	1 5 0	
2 4 0	1 2 0	」

市外居住者 5 0 0 円 市内居住者 4 0 0 円	2 5 0 円	に
4 0 0 円	2 0 0 円	
		」

改め、同表の門司港レトロ展望室の項中

3 0 0 円	1 5 0 円	を
2 4 0 円	1 2 0 円	
		」

市外居住者 6 0 0 円 市内居住者 4 0 0 円	3 0 0 円	に
4 0 0 円	2 0 0 円	
		」

改め、同表の小倉城の項中

円	円	円	を
3 5 0	2 0 0	1 0 0	
2 8 0	1 6 0	8 0	」

市外居住者 5 0 0 円 市内居住者 4 0 0 円	3 0 0 円	1 5 0 円	に

4 0 0 円	2 0 0 円	1 0 0 円
---------	---------	---------

改め、同項備考の欄第2項中「210円」を「300円」に、「120円」を「180円」に、「60円」を「90円」に改める。

（北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の小倉城庭園の項中

3 5 0 円	2 0 0 円	1 0 0 円	を
2 8 0 円	1 6 0 円	8 0 円	

市外居住者500円 市内居住者400円	3 0 0 円	1 5 0 円	に
4 0 0 円	2 0 0 円	1 0 0 円	

改め、同項備考の欄中「190円」を「300円」に、「あつては90円」を「あつては180円」に、「60円」を「80円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例別表第3の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の2の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける利用に係る利用料金について適用し、同日前に許可を受けた利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表 (第1条関係)

新		旧	
別表第3 (第6条関係)		別表第3 (第6条関係)	
施設の種類	金額	施設の種類	金額
略		略	
旧九州鉄道本社	入館料	旧九州鉄道本社	入館料
	—		—
	個人		個人
	団体 (30人以上)		団体 (30人以上)
	大人		大人
	中学生以下の者 (4歳未満の者を除く。)		中学生以下の者 (4歳未満の者を除く。)
	1人 500円		1人 300円
	1人 400円		1人 150円
	400円		240円
	200円		120円
略		略	
門司港トラピックス展望室	展望室入館料	門司港トラピックス展望室	展望室入館料
	—		—
	個人		個人
	団体 (30人以上)		団体 (30人以上)
	大人		大人
	小・中学校の児童及び生徒		小・中学校の児童及び生徒
	1人 300円		1人 300円
	1人 400円		1人 150円
	400円		240円
	200円		120円
略		略	

新						旧										
小倉城料	人城料	—	個人 1人	中学校及び 高等学校の 生徒	小学校の児童	略										
						市外居住者 500円 市内居住者 400円	300円	150円	略							
												400円	200円	100円		
															350円	200円
1 略							略									
2 市長及び教育委員 会が別に定める北九 州市小倉城、北九州 市都市公園、霊園、 駐車場等の設置及び 管理に関する条例（ 昭和47年北九州市 条例第7号）別表第 1の2に規定する小 倉城庭園及び北九州 市教育施設の設置及 び管理に関する条例 （昭和47年北九州 市条例第8号）別表 第2に規定する北九 州市立松本清張記念 館の共通入場券を利 用する場合の入城料 は、大人にあつては 300円、中学校及 び高等学校の生徒に あつては180円、 小学校の児童にあつ ては90円とする。							1 略					略				
2 市長及び教育委員 会が別に定める北九 州市小倉城、北九州 市都市公園、霊園、 駐車場等の設置及び 管理に関する条例（ 昭和47年北九州市 条例第7号）別表第 1の2に規定する小 倉城庭園及び北九州 市教育施設の設置及 び管理に関する条例 （昭和47年北九州 市条例第8号）別表 第2に規定する北九 州市立松本清張記念 館の共通入場券を利 用する場合の入城料 は、大人にあつては 300円、中学校及 び高等学校の生徒に あつては120円、 小学校の児童にあつ ては60円とする。							1 略					略				

北九州市都市公園、需園、駐市場等の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新					旧							
別表第1の2（第11条の2関係）					別表第1の2（第11条の2関係）							
施設の種類等	金額			備考		施設の種類等	金額			備考		
小倉城庭園	入場料	区分	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童	市長及び教育委員会が別に定める北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）別表第1に規定する北九州市小倉城、小倉城庭園及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）別表第2に規定する北九州市立松本清張記念館の共通入場券を利用する場合の入場料は、一般にあっては190円、中学校及び高等学校の生徒にあっては90円、小学校の児童にあっては60円とする。	区分	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童		
											入場料	団体（30人以上）
		1個人	1人1回	280円	160円		80円					
								1個人	1人1回	280円		
		略					略					
注 略					注 略							

議案第 153 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部改正について

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 一部の都市公園について、指定管理者が行う業務の範囲を拡大する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和４７年北九州市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条の６第６号中「第２１条第２項第１号」を「第２２条第２項第１号」に改める。

第３６条の２第２項中「、到津の森公園駐車施設、ひびき動物ワールド、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設」を「及び到津の森公園駐車施設」に改める。

第３６条の３の次に次の２条を加える。

（特例有料施設等の特例）

第３６条の３の２ 別表第１０に掲げる都市公園（以下「特例有料施設等」という。）の指定管理者が行う管理の業務は、前条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

（１） 第４条の行為の許可に関すること。

（２） 特定仮設工作物（法第７条第１項第６号の仮設工作物のうち、当該公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）に対する定型的な法第６条第１項及び第３項の許可に関すること。

２ 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第４条及び第８条第２項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第３６条の３の３ 前条第１項各号に掲げる許可を受けて特例有料施設等を利用しようとする者は、第１０条の規定にかかわらず、当該特例有料施設等の利用に係る料金（以下「特例有料施設等利用料金」という。）を当該特例有料施設等に係る指定管理者に支払わなければならない。

２ 市長は、指定管理者に特例有料施設等利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

３ 特例有料施設等利用料金の額は、別表第１１の中欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。特例有料施設等利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、特例有料施設等利用料金を減免することができる。

第36条の6第1項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改め、同条第2項中「利用料金」の次に「又は特例有料施設等利用料金」を、「使用料」の次に「又は占用料」を加え、同条第4項中「、前項の使用料」を「第3項の使用料について、別表第11の注書の規定は前項の占用料」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の場合において、当該都市公園等が特例有料施設等であるときは、第4条の行為の許可又は特定仮設工作物に対する定型的な法第6条第1項及び第3項の許可を受けた者は、第36条の3の3第1項から第3項までの規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した特例有料施設等利用料金の額に相当する額の占用料を納入しなければならない。

付則に次の2項を加える。

(特例有料施設等に係る経過措置)

6 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における別表第10の規定の適用については、同表中

「	北九州市立白野江植物公園	
	到津の森公園	」

とあるのは

「	到津の森公園	」
---	--------	---

と、

「	ひびき動物ワールド	
	旧安川邸	
	夜宮公園駐車施設	」

とあるのは

「	ひびき動物ワールド	」
---	-----------	---

とする。

7 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における別表第10の規定の適用については、同表中

「	北九州市立白野江植物公園	
	到津の森公園	」

とあるのは、

「 到津の森公園 」

とする。

別表第 9 の次に次の 2 表を加える。

別表第 10 （第 36 条の 3 の 2 関係）

名称
北九州市立白野江植物公園
到津の森公園
到津の森公園駐車施設
北九州市立山田緑地
志井ファミリープール
北九州市立響灘緑地（指定管理者の管理区域に限る。）
ひびき動物ワールド
旧安川邸
夜宮公園駐車施設

別表第 11 （第 36 条の 3 の 3 関係）

種別		金額		備考
特定仮設工作物による占用		1 平方メートルにつき 1 日	3 2 円	1 面積が 1 平方メートルに満たないとき、又は面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。
その他の占用	業としての写真撮影	1 台につき 1 日	1 7 0 円	
	募金、物品の販売その他営業行為	1 平方メートルにつき 1 日	1 7 0 円	
	競技会、展示会、集会その他これらに類するもの	1 平方メートルにつき 1 日	1 5 円	2 期間が 1 日に満たないとき、又は期間に 1 日未満の端数があるときは、1 日として計算する。

注 特例有料施設等利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、後納とすることができる。

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の 6 第 6 号

の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第10に規定する特例有料施設等（北九州市立白野江植物公園、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設を除く。）の管理に係る改正後の第36条の3の2の規定は、この条例の施行の日以後にする北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例第4条の許可（以下「行為の許可」という。）並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項及び第3項の許可（以下「占用の許可」という。）について適用し、同日前にする行為の許可及び占用の許可については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第10に規定する特例有料施設等（旧安川邸及び夜宮公園駐車施設に限る。）の管理に係る改正後の第36条の3の2の規定は、令和9年4月1日以後にする行為の許可及び占用の許可について適用し、同日前にする行為の許可及び占用の許可については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第10に規定する特例有料施設等（北九州市立白野江植物公園に限る。）の管理に係る改正後の第36条の3の2の規定は、令和10年4月1日以後にする行為の許可及び占用の許可について適用し、同日前にする行為の許可及び占用の許可については、なお従前の例による。

参考 北九州市都市公園、霊園、駐市場等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

新	旧
(園路及び広場) 第3条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は上として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下この条において「高齢者移動等円滑化法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1施設以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。 (1) ～ (5) 略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び高齢者移動等円滑化法施行令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 (7) 略 (指定管理者の指定の手続) 第36条の2 略 2 剣津の森公園及び剣津の森公園駐車施設の指定管理者の指定に係る前項の規定による申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に限り、当該申請をすることができ。	(園路及び広場) 第3条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は上として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下この条において「高齢者移動等円滑化法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1施設以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。 (1) ～ (5) 略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び高齢者移動等円滑化法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 (7) 略 (指定管理者の指定の手続) 第36条の2 略 2 剣津の森公園、剣津の森公園駐車施設、ひびき動物ワールド、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設の指定管理者の指定に係る前項の規定による申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があるとき、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができ。

新	旧
3 略 <u>(特例有料施設等の特例)</u> 第36条の3の2 別表第10に掲げる都市公園（以下「特例有料施設等」という。）の指定管理者が行う管理の業務は、前条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。 (1) 第4条の行為の許可に関すること。 (2) 特定仮設工作物（法第7条第1項第6号の仮設工作物のうち、当該公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）に対する定型的な法第6条第1項及び第3項の許可に関すること。 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第4条及び第8条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。 第36条の3の3 前条第1項各号に掲げる許可を受けて特例有料施設等を利用しようとする者は、第10条の規定にかかわらず、当該特例有料施設等の利用に係る料金（以下「特例有料施設等利用料金」という。）を当該特例有料施設等に係る指定管理者に支払わなければならない。 2 市長は、指定管理者に特例有料施設等利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。 3 特例有料施設等利用料金の額は、別表第11の中欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。特例有料施設等利用料	3 略

新	旧
<u>金の額を変更しようとするときも、同様とする。</u> 4 <u>指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、特例有料施設等利用料金を減免することができる。</u> (指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例) 第36条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる都市公園等について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（次項及び第4項において「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該都市公園等の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該都市公園等の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。 2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金又は特例有料施設等利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料又は占用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。 3 略 4 第1項の場合において、当該都市公園等が特例有料施設等であるときは、第4条の行為の許可又は特定仮設工作物に対する定型的な法第6条第1項及び第3項の許可を受けた者は、第36条の3の3第1項から第3項までの規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又	(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例) 第36条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる都市公園等について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（次項及び第3項において「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該都市公園等の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該都市公園等の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。 2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。 3 略

新	旧
は変更した特例有料施設等利用料金の額に相当する額の占用料を納入しなければ ならない。 5 別表第1の2の注書第2項の規定は第3項の使用料について、別表第11の注 書の規定は前項の占用料について準用する。 付 則 1～5 略 (特例有料施設等に係る経過措置) 6 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における別表第10の規定 の適用については、同表中 「 北九州市立白野河植物公園 到津の森公園 」 とあるのは 「 到津の森公園 」 と、 「 ひびき動物ワールド 山安川邸 夜宮公園駐車場施設 」 とあるのは 「 ひびき動物ワールド 」 とする。	4 別表第1の2の注書第2項の規定は、前項の使用料について準用する。

新	旧													
7 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における別表第10の規定の適用については、同表中 <table><tr><td>北九州市立白野江植物公園</td></tr><tr><td>到津の森公園</td></tr></table> とあるのは、 <table><tr><td>到津の森公園</td></tr></table> とする。 別表第10（第36条の3の2関係） <table><tr><th>名称</th></tr><tr><td>北九州市立白野江植物公園</td></tr><tr><td>到津の森公園</td></tr><tr><td>到津の森公園駐市施設</td></tr><tr><td>北九州市立山川緑地</td></tr><tr><td>志井ファミリープール</td></tr><tr><td>北九州市立響灘緑地（指定管理者の管理区域に限る。）</td></tr><tr><td>ひびき動物ワールド</td></tr><tr><td>旧安川邸</td></tr><tr><td>夜宮公園駐市施設</td></tr></table> 別表第11（第36条の3の3関係）	北九州市立白野江植物公園	到津の森公園	到津の森公園	名称	北九州市立白野江植物公園	到津の森公園	到津の森公園駐市施設	北九州市立山川緑地	志井ファミリープール	北九州市立響灘緑地（指定管理者の管理区域に限る。）	ひびき動物ワールド	旧安川邸	夜宮公園駐市施設	
北九州市立白野江植物公園														
到津の森公園														
到津の森公園														
名称														
北九州市立白野江植物公園														
到津の森公園														
到津の森公園駐市施設														
北九州市立山川緑地														
志井ファミリープール														
北九州市立響灘緑地（指定管理者の管理区域に限る。）														
ひびき動物ワールド														
旧安川邸														
夜宮公園駐市施設														

新				旧
特定仮設工作物による 占用 その 他の 占用	業としての写真 撮影	1平方メートル 以下につき1口	32円	1 面積が1平方メートル に満たないとき、又は面 積に1平方メートル未満 の端数があるときは、1 平方メートルとして計算 する。 2 期間が1日に満たない とき、又は期間に1日未 満の端数があるときは、 1口として計算する。
	募金、物品の販 売その他営業行 為	1平方メートル 以下につき1口	170円	
	競技会、展示会 、集会その他こ れらに類するも の	1平方メートル 以下につき1口	15円	
注 特例有料施設等利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が必要がある と認める場合は、後納とすることができる。				

議案第 154 号

北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正について

北九州市平尾台自然の郷条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市平尾台自然の郷の指定管理者が行う業務の範囲を拡大する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市平尾台自然の郷条例の一部を改正する条例

北九州市平尾台自然の郷条例（平成１５年北九州市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」に改める。

第６条第１項中「別表」を「別表第１」に改め、「（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））」を削る。

第８条第１項中「別表」を「別表第１」に改め、「する者」の次に「及び別表第２の左欄に掲げる行為をしようとする者」を加え、同条第３項前段中「別表」を「別表第１及び別表第２」に改める。

第１３条第３号中「施設の」を削る。

第１６条第３項中「別表」を「別表第１」に改め、「する者」の次に「及び別表第２の左欄に掲げる行為をしようとする者」を加え、同条第４項中「第６条」を「第３条、第６条」に改める。

別表を別表第１とし、同表の次に次の１表を加える。

別表第２（第８条関係）

種別	金額		備考
業としての写真撮影	１台につき １日	１７０円	１ 面積が１平方メートルに満たないとき、又は面積に１平方メートル未満の端数があるときは、１平方メートルとして計算する。 ２ 期間が１日に満たないとき、又は期間に１日未満の端数があるときは、１日として計算する。
募金、物品の販売その他営業行為	１平方メートルにつき １日	１７０円	
競技会、展示会、集会その他これらに類する催し	１平方メートルにつき １日	１５円	

			3 競技会、展示会、集会、その他これらに類する催しのため仮設工作物（規則で定めるものに限る。）を設ける場合の当該仮設工作物を設置する面積に係る金額は、1平方メートルにつき1日32円とする。
--	--	--	---

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条、第8条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後にする利用の許可について適用し、同日前にする使用の許可については、なお従前の例による。

参考 北九州市平尾台自然の郷条例新旧対照表

新	旧
(行為の制限) 第3条 自然の郷において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。</u>）の許可を受けなければならない。 (1) ～ (3) 略 (利用の許可) 第6条 <u>別表第1</u>に掲げる自然の郷の施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者の許可を受けなければならない。</u> 2 略 (利用料金) 第8条 <u>別表第1</u>に掲げる自然の郷の施設を利用しようとする者及び<u>別表第2の左欄</u>に掲げる行為をしようとする者は、その利用に係る料金（以下「<u>利用料金</u>」と_{いう。}）を<u>指定管理者に支払わなければならない。</u> 2 略 3 <u>利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</u> 4 略 (指定管理者が行う業務)	(行為の制限) 第3条 自然の郷において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 (1) ～ (3) 略 (利用の許可) 第6条 <u>別表</u>に掲げる自然の郷の施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。</u>）の許可を受けなければならない。 2 略 (利用料金) 第8条 <u>別表</u>に掲げる自然の郷の施設を利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「<u>利用料金</u>」と_{いう。}）を<u>指定管理者に支払わなければならない。</u> 2 略 3 <u>利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</u> 4 略 (指定管理者が行う業務)

新			旧		
第13条 指定管理者が行う自然の郷の管理の業務は、次のとおりとする。			第13条 指定管理者が行う自然の郷の管理の業務は、次のとおりとする。		
(1)	略		(1)	略	
(2)	略		(2)	略	
(3)	自然の郷の利用の許可に關すること。		(3)	自然の郷の施設の利用の許可に關すること。	
(4)	略		(4)	略	
(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)			(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)		
第16条 略			第16条 略		
2 略			2 略		
3 第1項の場合において、別表第1に掲げる自然の郷の施設を使用しようとする者及び別表第2の左欄に掲げる行為をしようとする者は、第8条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。			3 第1項の場合において、別表に掲げる自然の郷の施設を使用しようとする者は、第8条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。		
4 第3条、第6条、第7条第2項、第8条第4項、第9条及び第10条の規定は、前3項の場合について準用する。			4 第6条、第7条第2項、第8条第4項、第9条及び第10条の規定は、前3項の場合について準用する。		
別表第1 (第6条、第8条関係)			別表 (第6条、第8条関係)		
施設		金額	備考	施設	
		略		金額	
				備考	
				略	

別表第2 (第8条関係)			
種別	金額		備考
業としての写真撮影	1台につき1日	170円	1 面積が1平方メートルに満たないとき、又は而

新			旧
募金、物品の販売その他 営業行為	1平方メートルにつき1日	170円	積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
競技会、展示会、集会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	15円	
2 期間が1日に満たないとき、又は期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。 3 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため仮設工作物（規則で定めるものに限る。）を設ける場合の当該仮設工作物を設置する面積に係る金額は、1平方メートルにつき1日32円とする。			

議案第 1 5 5 号

北九州市火災予防条例の一部改正について

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 林野火災の予防に関する事項を定める等のため、関係規定を改める
必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和４８年北九州市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

目次中「警報」の次に「及び注意報」を加え、「第３２条）」を「第３２条・第３２条の２）」に、「第３２条の２」を「第３２条の２の２」に改める。

第３章第４節の節名中「警報」の次に「及び注意報」を加える。

第３２条各号列記以外の部分中「火災」を「法第２２条第３項に規定する火災」に改め、同条第６号を削り、同条に次の１項を加える。

２ 市長は、前項の警報を発したときは、山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の発生の危険性を勘案して、前項各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第３２条の２を第３２条の２の２とする。

第３章中第３２条の次に次の１条を加える。

（林野火災に関する注意報の発令中における火の使用の制限）

第３２条の２ 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

２ 前項の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、前条第１項各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

３ 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の制限の対象となる区域を指定することができる。

第３２条の５各号列記以外の部分及び第３２条の６中「第３２条の２」を「第３２条の２の２」に改める。

第７２条第１項第１号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の１項を加える。

３ 消防長は、第１項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

付 則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

参考 北九州市火災予防条例新旧対照表

新	旧
目次 第1章 略 第2章 略 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第1節～第3節 略 第4節 火災に関する警報及び注意報の発令中における火の使用の制限 (第3条第2項第2号・第32条の2) 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第32条の2の2～第32条の7) 第4章～第9章 略 付則 第4節 火災に関する警報及び注意報の発令中における火の使用の制限 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第32条 法第22条第3項に規定する火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) ～ (5) 略 2 市長は、前項の警報を発したときは、山林、原野等における火災 (以下「林野火災」という。) の発生の危険性を勘案して、前項各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。	目次 第1章 略 第2章 略 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第1節～第3節 略 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (第32条) 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第32条の2～第32条の7) 第4章～第9章 略 付則 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第32条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) ～ (5) 略 (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

新	旧
(林野火災に関する注意報の発令中における火の使用の制限) 第32条の2 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。 2 前項の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、前条第1項各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。 3 市長は、林野火災の発生^{の危険性を勘案して、前項の制限の対象となる区域を指定することができる。} (住宅用防災機器) 第32条の2の2 略 (設置の免除) 第32条の5 第32条の2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1) ～ (7) 略 (基準の特例) 第32条の6 第32条の2から第32条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらずとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、住宅における火	(住宅用防災機器) 第32条の2 略 (設置の免除) 第32条の5 第32条の2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1) ～ (7) 略 (基準の特例) 第32条の6 第32条の2から第32条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらずとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、住宅における火

新	旧
る火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。 (その他の届出) 第72条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火災を発生させるおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u> (2) ～ (8) 略 2 略 3 消防長は、第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、<u>届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u>	災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。 (その他の届出) 第72条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火災を発生させるおそれのある行為 (2) ～ (8) 略 2 略

議案第 156 号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 一般乗合自動車の普通旅客運賃を改定する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和３９年北九州市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項第１号アの表の１区の項中「１９０円」を「２４０円」に改め、同表の２区の項中「２３０円」を「２８０円」に改め、同表の３区の項中「２７０円」を「３２０円」に改め、同表の４区の項中「３００円」を「３５０円」に改め、同表の５区の項中「３３０円」を「３８０円」に改め、同表の６区の項中「３６０円」を「４１０円」に改め、同表の７区の項及び８区以上の項中「３９０円」を「４４０円」に改め、同条第１項第４号中「７００円」を「１，０００円」に、「３５０円」を「５００円」に改める。

第２条第５項中「割引く」を「割り引く」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

- ５ 前各項の規定にかかわらず、管理者は、一般乗合自動車の利用の促進を図る等のため特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、特定の区及び期間に特定の者が乗車する場合の運賃を割り引き、又は無料とすることができる。

別表第１の１ 通常期間定期旅客運賃の表中

「

指定地域 フリー敬 老定期旅 客運賃		８，０００円	１４，０００円	２４，０００円
-----------------------------	--	--------	---------	---------

を

」

「

指定地域 フリー敬 老定期旅 客運賃 ７５歳以		８，０００円	１４，０００円	２４，０００円
-------------------------------------	--	--------	---------	---------

」

上の者				
指定地域 フリー敬 老定期旅 客運賃 70歳以 上75歳 未満の者		16,000円	28,000円	48,000円

に

」

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年3月28日から施行する。ただし、第2条第5項の改正規定及び同項を同条第6項とし、同条第4項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の規定により発行された指定地域フリー敬老定期乗車券については、なお従前の例による。

新	旧																																				
(一般乗合自動車の運賃及び料金) 第1条 一般乗合自動車の運賃及び料金は、次のとおりとする。 (1) 普通旅客運賃 (消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。以下同じ。) ア 大人 (12歳以上の者をいう。以下同じ。) 次の表の左欄に掲げる乗市区数に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる金額の範囲内において管理者が定める額とする。 <table> <tr> <th>乗市区数</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>1区</td><td>240円</td></tr> <tr> <td>2区</td><td>280円</td></tr> <tr> <td>3区</td><td>320円</td></tr> <tr> <td>4区</td><td>350円</td></tr> <tr> <td>5区</td><td>380円</td></tr> <tr> <td>6区</td><td>410円</td></tr> <tr> <td>7区</td><td>440円</td></tr> <tr> <td>8区以上</td><td>7区から1区増すごとに20円を440円に加えた額</td></tr> </table> イ 略 (2) 略 (3) 略 (4) 特殊旅客運賃	乗市区数	金額	1区	240円	2区	280円	3区	320円	4区	350円	5区	380円	6区	410円	7区	440円	8区以上	7区から1区増すごとに20円を440円に加えた額	(一般乗合自動車の運賃及び料金) 第1条 一般乗合自動車の運賃及び料金は、次のとおりとする。 (1) 普通旅客運賃 (消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。以下同じ。) ア 大人 (12歳以上の者をいう。以下同じ。) 次の表の左欄に掲げる乗市区数に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる金額の範囲内において管理者が定める額とする。 <table> <tr> <th>乗市区数</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>1区</td><td>190円</td></tr> <tr> <td>2区</td><td>230円</td></tr> <tr> <td>3区</td><td>270円</td></tr> <tr> <td>4区</td><td>300円</td></tr> <tr> <td>5区</td><td>330円</td></tr> <tr> <td>6区</td><td>360円</td></tr> <tr> <td>7区</td><td>390円</td></tr> <tr> <td>8区以上</td><td>7区から1区増すごとに20円を390円に加えた額</td></tr> </table> イ 略 (2) 略 (3) 略 (4) 特殊旅客運賃	乗市区数	金額	1区	190円	2区	230円	3区	270円	4区	300円	5区	330円	6区	360円	7区	390円	8区以上	7区から1区増すごとに20円を390円に加えた額
乗市区数	金額																																				
1区	240円																																				
2区	280円																																				
3区	320円																																				
4区	350円																																				
5区	380円																																				
6区	410円																																				
7区	440円																																				
8区以上	7区から1区増すごとに20円を440円に加えた額																																				
乗市区数	金額																																				
1区	190円																																				
2区	230円																																				
3区	270円																																				
4区	300円																																				
5区	330円																																				
6区	360円																																				
7区	390円																																				
8区以上	7区から1区増すごとに20円を390円に加えた額																																				

新	旧																				
全線1日旅客運賃とし、大人にあつては1人につき<u>1,000円</u>の範囲内、小児にあつては1人につき<u>500円</u>の範囲内において管理者が定める額とする。 (5) 略 (6) 略 2 略 3 略 (運賃の割引) 第2条 略 2～4 略 5 前各項の規定にかかわらず、管理者は、<u>一般乗合自動車の利用の促進を図る等のため特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、特定のH及び期間に特定の者が乗車する場合の運賃を割り引き、又は無料とすることができる</u>	全線1日旅客運賃とし、大人にあつては1人につき<u>700円</u>の範囲内、小児にあつては1人につき<u>350円</u>の範囲内において管理者が定める額とする。 (5) 略 (6) 略 2 略 3 略 (運賃の割引) 第2条 略 2～4 略 5 前各項の規定により運賃を<u>割り引く場合において、運賃計算上10円未満の端数を生じたときは、5円以上10円未満の端数金額は10円とし、5円未満の端数金額は切り捨てる。</u>																				
6 前各項の規定により運賃を<u>割り引く場合において、運賃計算上10円未満の端数を生じたときは、5円以上10円未満の端数金額は10円とし、5円未満の端数金額は切り捨てる。</u> 別表第1（第1条関係） 1 通常期間定期旅客運賃 <table><tr><td>通用期間</td><td>1月</td><td>3月</td><td>6月</td><td>1年</td></tr><tr><td>種別</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	通用期間	1月	3月	6月	1年	種別					5 前各項の規定により運賃を<u>割り引く場合において、運賃計算上10円未満の端数を生じたときは、5円以上10円未満の端数金額は10円とし、5円未満の端数金額は切り捨てる。</u> 別表第1（第1条関係） 1 通常期間定期旅客運賃 <table><tr><td>通用期間</td><td>1月</td><td>3月</td><td>6月</td><td>1年</td></tr><tr><td>種別</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	通用期間	1月	3月	6月	1年	種別				
通用期間	1月	3月	6月	1年																	
種別																					
通用期間	1月	3月	6月	1年																	
種別																					

新		旧																					
<table><tr><th colspan="4">略</th></tr><tr><td>指定地域フリ ー敬老定期旅 客運賃 75 歳以上の者</td><td>8, 000円</td><td>14, 000円</td><td>24, 000円</td></tr><tr><td>指定地域フリ ー敬老定期旅 客運賃 70 歳以上75歳 未満の者</td><td>16, 000円</td><td>28, 000円</td><td>48, 000円</td></tr></table>		略				指定地域フリ ー敬老定期旅 客運賃 75 歳以上の者	8, 000円	14, 000円	24, 000円	指定地域フリ ー敬老定期旅 客運賃 70 歳以上75歳 未満の者	16, 000円	28, 000円	48, 000円	<table><tr><th colspan="4">略</th></tr><tr><td>指定地域フリ ー敬老定期旅 客運賃</td><td>8, 000円</td><td>14, 000円</td><td>24, 000円</td></tr></table>		略				指定地域フリ ー敬老定期旅 客運賃	8, 000円	14, 000円	24, 000円
略																							
指定地域フリ ー敬老定期旅 客運賃 75 歳以上の者	8, 000円	14, 000円	24, 000円																				
指定地域フリ ー敬老定期旅 客運賃 70 歳以上75歳 未満の者	16, 000円	28, 000円	48, 000円																				
略																							
指定地域フリ ー敬老定期旅 客運賃	8, 000円	14, 000円	24, 000円																				
備考 略 2 略		備考 略 2 略																					

議案第 157 号

北九州市モーターボート競走実施条例の一部改正について

北九州市モーターボート競走実施条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 有料遊具施設を新設するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市モーターボート競走実施条例の一部を改正する条例

北九州市モーターボート競走実施条例（昭和 39 年北九州市条例第 62 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「特別料金」の次に「及び有料遊具施設の入場料金」を加える。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

参考 北九州市モーターボート競走実施条例新旧対照表

新	旧
(入場料等) 第3条 法第9条本文の規定により入場者から徴収する入場料は、100円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）とする。ただし、<u>特</u>に設けた観覧席の特別料金及び有料遊具施設の入場料金は、別に管理者が定める。	(入場料等) 第3条 法第9条本文の規定により入場者から徴収する入場料は、100円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）とする。ただし、<u>特</u>に設けた観覧席の特別料金は、別に管理者が定める。

議案第 158 号

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別
措置に関する条例等の一部改正について

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する
条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等
の一部改正等に伴い、教職調整額の引上げ等の教員の処遇改善を行うため、
関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別
措置に関する条例等の一部を改正する条例

（北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「教育職員」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から同条第4項の認定の日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改め、同条第3項中「者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項本文（各号列記以外の部分に限る。）中「教育職員」の次に「（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から同条第4項の認定の日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの間にあるものを除く。）」を加える。

第37条第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「応じて」を「応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

第38条第2項第3号を削り、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第1のア 教育職給料表（3）の表の備考第2項を次のように改める。

2 この表の適用を受ける教職員のうち、次の各号に掲げる教職員の給料月額、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

（1） 職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるもの 30,700円

（2） 職務の級が4級である教職員で人事委員会規則で定めるもの 23,000円

別表第1のイ 教育職給料表（4）の表の備考第2項を次のように改める。

2 この表の適用を受ける教職員のうち、次の各号に掲げる教職員の給料月額、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

（1） 職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるもの 31,700円

（2） 職務の級が4級である教職員で人事委員会規則で定めるもの 24,200円

別表第7の1の項中「7,500円」を「8,000円」に改め、同表の3の項を削り、同表中4の項を3の項とし、5の項を4の項とする。

（北九州市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条の3第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「応じて」を「応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第3のア 教育職給料表（1）の表の備考第2項を次のように改める。

2 この表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員の給料月額は、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

（1） 職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるもの 30,700円

（2） 職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるもの 23,000円

（北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表の 11 の項中「7, 500 円」を「8, 000 円」に改める。

(北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第 5 条 北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年北九州市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「義務教育等教員特別手当」の次に「（人事委員会規則で定める額を除く。）」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(令和 12 年 12 月 31 日までの間における教職調整額の支給率の特例)

2 次の表の左欄に掲げる期間における北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100 分の 10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 5
令和 9 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 6
令和 10 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 7
令和 11 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 8
令和 12 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 9

(令和 12 年 12 月 31 日までの間における備考加算額の特例)

3 次の表の左欄に掲げる期間における北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例別表第 1 のア 教育職給料表（3）の表の備考第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「30, 700 円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額に、同項第 2 号中「23, 000 円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる額に読み替えるものとする。

令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	11, 500 円	3, 800 円
令和 9 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	15, 400 円	7, 700 円
令和 10 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	19, 200 円	11, 500 円
令和 11 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	23, 000 円	15, 300 円

令和１２年１月１日から同年１２月３１日まで	２６，９００円	１９，２００円
-----------------------	---------	---------

- ４ 次の表の左欄に掲げる期間における北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例別表第１のイ 教育職給料表（４）の表の備考第２項の規定の適用については、同項第１号中「３１，７００円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額に、同項第２号中「２４，２００円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる額に読み替えるものとする。

令和８年１月１日から同年１２月３１日まで	１１，５００円	４，０００円
令和９年１月１日から同年１２月３１日まで	１５，６００円	８，１００円
令和１０年１月１日から同年１２月３１日まで	１９，６００円	１２，１００円
令和１１年１月１日から同年１２月３１日まで	２３，６００円	１６，１００円
令和１２年１月１日から同年１２月３１日まで	２７，７００円	２０，２００円

- ５ 次の表の左欄に掲げる期間における北九州市職員の給与に関する条例別表第３のア 教育職給料表（１）の表の備考第２項の規定の適用については、同項第１号中「３０，７００円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額に、同項第２号中「２３，０００円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる額に読み替えるものとする。

令和８年１月１日から同年１２月３１日まで	１１，５００円	３，８００円
令和９年１月１日から同年１２月３１日まで	１５，４００円	７，７００円
令和１０年１月１日から同年１２月３１日まで	１９，２００円	１１，５００円
令和１１年１月１日から同年１２月３１日まで	２３，０００円	１５，３００円
令和１２年１月１日から同年１２月３１日まで	２６，９００円	１９，２００円

参考 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
(教職調整額の支給等) 第3条 次に掲げる教育職員（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から同条第4項の認定の日の属する月の前日（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額<u>の100分の10</u>に相当する額の教職調整額を支給する。 (1) 略 (2) 略 2 略 3 教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第7条において同じ。）については、給与条例第18条及び第19条第2項の規定にかかわらず、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。	(教職調整額の支給等) 第3条 次に掲げる教育職員には、その者の給料月額<u>の100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。 (1) 略 (2) 略 2 略 3 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第7条において同じ。）については、給与条例第18条及び第19条第2項の規定にかかわらず、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

北九州市立の小・中学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
(時間外勤務手当) 第25条 教職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日の属する月の翌月（その日の属する月の翌月であるときは、その日の属する月）から同条第4項の認定の日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの間にあるものを除く。）以外の教職員（以下「事務職員等」という。）で正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたものには、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、監視又は断続的労働に従事する事務職員等については、勤務1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に教育委員会の定める割合を乗じて得た額を支給する。 (1) ～ (3) 略 2 ～ 4 略 (義務教育等教員特別手当) 第37条 略 2 義務教育等教員特別手当の月額、8,600円を超えない範囲内で、職務の	(時間外勤務手当) 第25条 教職員以外の教職員（以下「事務職員等」という。）で正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたものには、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、監視又は断続的労働に従事する事務職員等については、勤務1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に教育委員会の定める割合を乗じて得た額を支給する。 (1) ～ (3) 略 2 ～ 4 略 (義務教育等教員特別手当) 第37条 略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の

新	旧
級及び号給（定年前任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級）の別に<u>応じ</u>、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。 3 略 （特殊勤務手当） 第38条 略 2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 略 (3) 夜間中学指導業務手当 (4) 災害応急対策等業務手当 3～5 略	級及び号給（定年前任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級）の別に<u>応じ</u>て、人事委員会規則で定める。 3 略 （特殊勤務手当） 第38条 略 2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 略 (3) 多学年学級担当手当 (4) 夜間中学指導業務手当 (5) 災害応急対策等業務手当 3～5 略

新		旧						
別表第 1（第 7 条関係） 教育職給料表 ア 教育職給料表（3）		別表第 1（第 7 条関係） 教育職給料表 ア 教育職給料表（3）						
教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級		
	月給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略								
備考								
1 略								
2 この表の適用を受ける教職員のうち、次の各号に掲げる教職員の給料月額 は、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。								
(1) 職務の級が 3 級である教職員で人事委員会規則で定めるもの 3 0 ， 7 0 0 円								
(2) 職務の級が 4 級である教職員で人事委員会規則で定めるもの 2 3 ， 0 0 0 円								
3 略								

新		旧																																							
イ 教育職給料表（４）		イ 教育職給料表（４）																																							
<table><tr><th rowspan="2">教職 員の 区分</th><th rowspan="2">職務 の級</th><th colspan="5">略</th></tr><tr><th>1 級</th><th>2 級</th><th>特 2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th></tr><tr><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td></tr></table>	教職 員の 区分	職務 の級	略					1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	略	<table><tr><th rowspan="2">教職 員の 区分</th><th rowspan="2">職務 の級</th><th colspan="5">略</th></tr><tr><th>1 級</th><th>2 級</th><th>特 2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th></tr><tr><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td></tr></table>	教職 員の 区分	職務 の級	略					1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	略
教職 員の 区分			職務 の級	略																																					
	1 級	2 級		特 2 級	3 級	4 級																																			
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																			
教職 員の 区分	職務 の級	略																																							
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級																																			
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																			
備考		備考																																							
1 略		1 略																																							
2 この表の適用を受ける教職員のうち、次の各号に掲げる教職員の給料月額は、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。		2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が 3 級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7，500円をそれぞれ加算した額とする。																																							
(1) 職務の級が 3 級である教職員で人事委員会規則で定めるもの ， 7 0 0 円	3 1																																								
(2) 職務の級が 4 級である教職員で人事委員会規則で定めるもの ， 2 0 0 円	2 4																																								
3 略		3 略																																							

新				旧			
別表第 7 (第 3 8 条関係)				別表第 7 (第 3 8 条関係)			
種類	支給範囲	手当額	備考	種類	支給範囲	手当額	備考
1 教員 特殊業 務手当	(2) 小学校等の教員が、 学校の管理下において行う 非常災害時等の緊急業務で 児童若しくは生徒の負傷、 疾病等に伴う緊急の業務又 は児童若しくは生徒に対す る緊急の補導業務に従事し たとき（その業務が心身に 著しい負担を与えると教育 委員会が認める程度に及ぶ ときに限る。）に支給する 。	従事した 1 日につき 8 , 0 0 0 円	略	1 教員 特殊業 務手当	(2) 小学校等の教員が、 学校の管理下において行う 非常災害時等の緊急業務で 児童若しくは生徒の負傷、 疾病等に伴う緊急の業務又 は児童若しくは生徒に対す る緊急の補導業務に従事し たとき（その業務が心身に 著しい負担を与えると教育 委員会が認める程度に及ぶ ときに限る。）に支給する 。	従事した 1 日につき 7 , 5 0 0 円	略
				略			
略				略			
3 多学 年学級 担当手	小学校又は中学校の 2 の学年 の児童又は生徒で編制されて いる学級を担当する教育職員	従事した 1 Hにつき 2 9 0 円	(1) 第 1 6 条 の規定による給 料の調整額、第	3 多学 年学級 担当手	小学校又は中学校の 2 の学年 の児童又は生徒で編制されて いる学級を担当する教育職員	従事した 1 Hにつき 2 9 0 円	(1) 第 1 6 条 の規定による給 料の調整額、第

新	旧
略	当 が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。 17条の規定による管理職手当又は第38条第2項第4号に掲げる夜間中学指導業務手当の支給を受ける教育職員には支給しない。 (2) 当該学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間の2分の1に満たない者及び当該学級における担当授業時間が1週間につき12時間に

新		旧			
					満たない者には 支給しない。
	3 夜間 中学指 導業務 手当 略	4 夜間 中学指 導業務 手当 略			
	4 災害 応急対 策等業 務手当	5 災害 応急対 策等業 務手当			

北九州市職員の給与に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
(義務教育等教員特別手当) 第25条の3 略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び給（定年前任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に</u><u>心じ、人事委員会規則で定める勤務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。</u> 3 略 4 略	(義務教育等教員特別手当) 第25条の3 略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び給（定年前任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に</u><u>心じて、人事委員会規則で定める。</u> 3 略 4 略

新	旧																																						
別表第3（第5条関係） 教育職給料表 ア 教育職給料表（1）	別表第3（第5条関係） 教育職給料表 ア 教育職給料表（1）																																						
<table><tr><th rowspan="2">職員 の 分</th><th rowspan="2">職務 の 級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>特2級</th><th>3級</th><th>4級</th></tr><tr><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr><tr><td colspan="7">略</td></tr></table>	職員 の 分	職務 の 級	1級	2級	特2級	3級	4級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	略							<table><tr><th rowspan="2">職員 の 分</th><th rowspan="2">職務 の 級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>特2級</th><th>3級</th><th>4級</th></tr><tr><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr><tr><td colspan="7">略</td></tr></table>	職員 の 分	職務 の 級	1級	2級	特2級	3級	4級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	略						
職員 の 分			職務 の 級	1級	2級	特2級	3級	4級																															
	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額																																	
略																																							
職員 の 分	職務 の 級	1級	2級	特2級	3級	4級																																	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																	
略																																							
備考	備考																																						
1 略	1 略																																						
2 この表の適用を受ける職員のうち、次の各々に掲げる職員の給料月額は、 この表の額に当該各々に定める額をそれぞれ加算した額とする。 (1) 職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるもの 30, 700円 (2) 職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるもの 23, 000円	2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事 委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8, 200円をそれぞ れ加算した額とする。																																						
3 略	3 略																																						

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第４条関係）

新					旧				
別表（第２条関係）					別表（第２条関係）				
種類	支給範囲	手当額	備考		種類	支給範囲	手当額	備考	
略					略				
1 1 教 員特殊 業務手 当	(2) 高等学校の教員が、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務又は生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき（その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに限る。）に支給する。	従事した1 日につき8 , 0 0 0 円			1 1 教 員特殊 業務手 当	(2) 高等学校の教員が、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務又は生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき（その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに限る。）に支給する。	従事した1 日につき7 , 5 0 0 円		
略					略				

北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例新旧対照表（第5条関係）

新	旧
（高齢者部分休業をしている職員の給与の減額） 第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該勤務をしない1時間につき、当該職員の勤務1時間当たりの給与額（北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の規定により算定する当該職員の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。））、管理職手当、初任給調整手当、地域手当（扶養手当に対するものを除く。））、義務教育等教員特別手当（人事委員会規則で定める額を除く。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額合計額に12を乗じ、その額を当該職員の1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額をいう。）を減額して給与を支給する。	（高齢者部分休業をしている職員の給与の減額） 第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該勤務をしない1時間につき、当該職員の勤務1時間当たりの給与額（北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の規定により算定する当該職員の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。））、管理職手当、初任給調整手当、地域手当（扶養手当に対するものを除く。））、義務教育等教員特別手当及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額合計額に12を乗じ、その額を当該職員の1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額をいう。）を減額して給与を支給する。

議案第 159 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に
関する条例の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の
地方公共団体の教職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係
規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2, 900円」を「1万3, 500円」に改め、同号カ中「1万5, 800円」を「1万6, 600円」に改め、同号キ中「1万8, 700円」を「1万9, 700円」に改め、同号ク中「2万1, 600円」を「2万2, 800円」に改め、同号ケ中「2万4, 400円」を「2万5, 900円」に改め、同号コ中「2万6, 200円」を「2万9, 100円」に改め、同号サ中「2万8, 000円」を「3万2, 300円」に改め、同号シ中「2万9, 800円」を「3万5, 500円」に改め、同号ス中「3万1, 600円」を「3万8, 700円」に改める。

第29条第1項中「5, 300円」を「5, 400円」に、「7, 900円」を「8, 100円」に改め、同条第2項本文中「7, 400円」を「7, 700円」に、「1万1, 100円」を「1万1, 550円」に改め、同項ただし書中「3, 700円」を「3, 850円」に改める。

付則第29項中「当分の間」を「令和8年3月31日までの間」に改める。

付則別表及び別表第1から別表第3までを次のように改める。

付則別表

行 政 職 給 料 表

職務 の級	特 3 級
	給料月額
号給	円
1	301,000
2	303,100
3	305,000
4	307,300
5	309,100
6	311,400
7	313,500
8	315,600
9	317,400
10	319,200
11	321,000
12	322,600
13	324,400
14	326,700
15	328,900
16	330,600
17	332,700
18	334,600
19	336,600
20	338,800
21	340,600
22	342,400
23	344,100
24	346,200
25	347,500
26	349,700
27	351,500
28	353,400
29	355,000
30	357,000
31	358,800
32	361,000
33	362,600
34	364,000
35	365,700
36	367,300
37	368,700
38	370,800
39	372,700
40	374,700
41	376,400
42	378,300
43	380,200
44	382,100
45	383,400
46	385,500
47	386,900
48	388,500
49	389,800
50	391,700
51	393,300
52	395,100

53	396,900
54	398,700
55	400,400
56	402,200
57	403,500
58	405,000
59	406,500
60	408,000
61	409,400
62	410,600
63	411,800
64	413,000
65	414,000
66	415,000
67	416,000
68	416,900
69	417,700
70	418,600
71	419,500
72	420,300
73	421,000
74	421,900
75	422,600
76	423,500
77	424,200
78	425,100
79	425,900
80	426,800
81	427,500
82	428,300
83	429,100
84	430,000
85	430,600
86	431,500
87	432,400
88	433,300
89	433,800
90	434,600
91	435,300
92	436,200
93	436,800
94	437,600
95	438,500
96	439,400
97	440,000
98	440,700
99	441,200
100	441,500
101	441,600
102	441,900
103	442,100
104	442,200
105	442,500
106	442,600
107	442,700
108	442,900
109	443,200
110	443,400
111	443,600

112	443, 700
113	443, 800
114	444, 000
115	444, 600
116	445, 400
117	446, 200

別表第1（第7条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表（3）

教職 員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	213,900	243,400	315,300	342,100	410,600
	2	215,400	245,700	317,300	344,700	412,800
	3	216,900	248,100	319,300	347,500	415,100
	4	218,400	250,400	321,300	350,400	417,400
	5	220,000	252,700	323,200	352,600	420,000
	6	222,700	255,800	324,700	355,000	421,800
	7	225,100	258,800	326,200	357,400	423,400
	8	227,500	261,500	327,900	359,900	424,900
	9	229,900	264,600	329,400	362,700	426,600
	10	232,400	265,400	331,000	364,400	428,300
	11	234,800	266,200	332,900	366,000	430,000
	12	237,100	267,200	334,000	367,500	431,400
	13	239,600	268,200	336,000	369,100	432,900
	14	241,900	269,300	337,500	370,700	434,700
	15	244,300	270,400	338,600	372,300	436,500
	16	246,600	271,500	340,200	373,400	438,300
	17	248,800	272,900	342,000	375,200	440,100
	18	251,800	274,300	344,200	376,400	441,800
	19	254,500	275,600	346,400	378,300	443,500
	20	257,000	277,200	349,100	379,900	445,000
	21	259,800	278,100	351,000	381,100	446,400
	22	260,600	279,800	353,100	383,000	447,700
	23	261,400	281,200	355,100	384,700	449,600
	24	262,400	282,900	357,500	386,000	451,400
	25	263,100	284,300	360,000	387,700	453,100
	26	264,000	286,400	361,600	389,100	454,800
	27	265,100	288,600	363,200	390,600	456,500
	28	266,200	291,200	364,500	392,000	458,200
	29	267,100	293,700	365,900	393,200	459,900
	30	268,400	297,000	367,000	395,100	461,800
	31	269,600	300,000	368,600	396,700	463,600
	32	270,900	303,100	369,800	398,500	465,400
	33	271,700	306,100	371,000	400,100	467,100
	34	273,000	309,100	372,600	402,100	468,900
	35	274,300	312,100	374,300	404,200	470,700
	36	275,500	315,000	375,700	406,300	472,500
	37	276,500	317,800	377,500	408,600	474,100
	38	277,700	319,900	379,400	410,800	475,800
	39	278,700	322,300	381,200	412,800	477,700
	40	280,100	324,900	382,600	414,700	479,400
	41	281,500	327,600	384,000	416,600	481,000
	42	282,800	328,800	385,600	418,100	482,600

	43	283,800	330,100	386,900	419,500	484,200
	44	284,500	331,100	388,500	420,900	485,700
	45	285,400	332,400	389,800	422,000	487,200
	46	285,800	334,200	391,500	423,200	488,300
	47	286,400	335,800	392,600	424,500	489,600
	48	286,900	337,800	394,000	425,700	490,900
	49	287,500	339,400	395,100	427,300	492,100
	50	288,400	341,700	396,800	428,500	492,700
	51	288,900	343,600	398,600	429,700	493,400
	52	289,900	346,100	400,300	431,000	494,100
	53	290,400	348,100	402,300	432,400	494,600
	54	290,800	350,300	404,200	433,600	495,200
	55	291,600	352,400	405,900	435,000	495,800
	56	291,800	354,400	407,400	436,600	496,400
	57	292,500	356,500	408,900	438,100	497,000
	58	292,800	357,700	411,100	439,500	497,500
	59	293,100	359,100	413,100	440,900	498,000
	60	293,800	360,300	415,000	442,300	498,500
	61	294,600	361,400	416,700	444,000	499,000
	62	295,300	363,000	417,400	445,500	499,500
	63	296,300	364,500	418,700	447,100	499,900
	64	297,100	365,700	419,900	448,600	500,300
	65	298,100	367,300	421,100	450,100	500,700
	66	299,100	368,900	422,400	451,600	
	67	300,200	370,700	423,700	452,800	
	68	301,600	372,400	424,800	454,000	
	69	302,800	373,800	426,000	455,200	
	70	303,500	375,700	427,100	456,500	
	71	304,000	377,300	428,400	457,800	
	72	304,400	378,800	429,700	459,000	
	73	304,700	380,200	430,700	460,100	
	74	305,400	381,500	431,800	461,300	
	75	306,200	382,900	432,900	462,500	
	76	306,500	384,400	434,200	463,700	
	77	307,200	385,600	435,500	464,900	
	78	307,900	387,000	436,700	465,900	
	79	308,600	388,100	437,700	467,100	
	80	309,400	389,400	438,800	468,300	
	81	310,000	390,700	439,900	469,400	
	82	310,800	392,300	441,100	469,900	
	83	311,500	394,000	442,300	470,400	
定年	84	312,200	395,500	443,300	470,900	
前再	85	312,800	397,100	444,300	471,300	
任用	86	313,400	398,700	445,300	471,700	
短時	87	313,900	400,100	446,300	472,200	
間勤	88	314,500	401,400	447,300	472,700	
務教	89	315,100	402,600	448,100	473,100	
職員	90	315,800	404,300	448,900	473,500	
以外	91	316,800	406,000	449,700	473,900	

の教 職員	92	317, 200	407, 700	450, 500	474, 300
	93	317, 500	409, 000	451, 200	474, 700
	94	318, 300	409, 700	451, 400	475, 100
	95	319, 100	410, 900	451, 800	475, 500
	96	320, 000	411, 900	452, 200	475, 900
	97	321, 000	413, 300	452, 600	476, 200
	98	321, 800	414, 200	452, 800	
	99	322, 400	415, 100	453, 100	
	100	322, 900	416, 000	453, 400	
	101	323, 500	416, 800	453, 600	
	102	324, 500	417, 300	453, 900	
	103	325, 400	418, 200	454, 200	
	104	326, 100	419, 000	454, 400	
	105	326, 600	419, 700	454, 600	
	106	327, 300	420, 500	454, 900	
	107	327, 900	421, 200	455, 100	
	108	328, 700	421, 900	455, 300	
	109	329, 600	422, 600	455, 500	
	110	329, 900	423, 500	455, 800	
	111	330, 300	424, 300	456, 000	
	112	330, 800	424, 900	456, 200	
	113	331, 300	425, 500	456, 400	
	114	331, 600	426, 200	456, 700	
	115	332, 000	426, 900	457, 000	
	116	332, 500	427, 500	457, 200	
	117	333, 000	428, 100	457, 400	
	118	333, 500	428, 500		
	119	333, 800	428, 900		
	120	334, 200	429, 200		
	121	334, 600	429, 500		
	122	335, 000	429, 800		
	123	335, 500	430, 100		
	124	336, 000	430, 300		
	125	336, 500	430, 500		
	126	336, 800	430, 600		
	127	337, 100	430, 800		
	128	337, 400	431, 000		
	129	337, 600	431, 200		
	130	337, 800	431, 400		
	131	338, 100	431, 600		
	132	338, 300	431, 800		
	133	338, 500	432, 000		
	134	338, 700	432, 200		
	135	338, 900	432, 500		
	136	339, 100	432, 700		
	137	339, 200	432, 900		
	138	339, 400	433, 200		
	139	339, 700	433, 400		
	140	340, 000	433, 600		

	141	340, 200	433, 800			
	142	340, 400	434, 100			
	143	340, 700	434, 300			
	144	340, 900	434, 500			
	145	341, 100	434, 700			
	146	341, 300	435, 000			
	147	341, 600	435, 300			
	148	341, 900	435, 500			
	149	342, 100	435, 700			
	150	342, 300	435, 900			
	151	342, 600	436, 200			
	152	342, 900	436, 400			
	153	343, 100	436, 600			
	154	343, 400				
	155	343, 700				
	156	343, 900				
	157	344, 100				
	158	344, 400				
	159	344, 700				
	160	344, 900				
	161	345, 100				
	162	345, 300				
	163	345, 600				
	164	345, 800				
	165	346, 000				
	166	346, 300				
	167	346, 600				
	168	346, 800				
	169	347, 000				
	170	347, 300				
	171	347, 600				
	172	347, 800				
	173	348, 000				
	174	348, 300				
	175	348, 600				
	176	348, 800				
	177	349, 000				
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		264, 400	301, 600	330, 800	359, 400	403, 100

備考

- この表は、特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舍指導員に適用する。
- この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が３級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に７，７００円をそれぞれ加算した額とする。
- 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2 級 3 号給の給料月額に相当する額
- (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1 級 5 号給の給料月額に相当する額

イ 教育職給料表（４）

教職 員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	213,900	233,300	315,100	323,400	410,200
	2	215,400	235,800	317,500	324,800	411,300
	3	216,900	238,300	319,400	326,200	412,400
	4	218,400	240,800	321,500	327,700	413,800
	5	220,000	243,400	323,400	329,500	414,600
	6	222,700	245,700	324,800	331,300	415,800
	7	225,100	248,100	326,200	333,300	416,600
	8	227,500	250,400	327,700	335,200	417,500
	9	229,900	252,600	329,200	337,300	418,800
	10	232,400	255,800	330,700	339,100	419,800
	11	234,800	258,800	332,500	341,600	420,800
	12	237,100	261,500	333,900	343,600	421,900
	13	239,600	264,600	336,000	345,900	422,900
	14	241,900	265,400	337,100	348,000	423,800
	15	244,300	266,200	338,700	349,800	425,100
	16	246,600	267,200	340,200	351,900	426,400
	17	248,800	268,200	342,000	353,900	427,500
	18	251,800	269,400	344,200	356,200	429,000
	19	254,500	270,600	346,300	358,500	430,400
	20	257,000	271,700	348,800	361,500	431,800
	21	259,800	272,900	350,500	363,800	433,200
	22	260,600	274,400	352,800	365,300	434,600
	23	261,400	275,700	354,700	366,600	436,100
	24	262,400	277,200	357,300	368,200	437,700
	25	263,100	278,000	359,800	369,200	439,100
	26	264,000	279,800	361,600	370,600	440,500
	27	265,000	281,300	363,300	371,900	441,900
	28	266,000	282,900	365,000	373,200	443,200
	29	267,000	284,300	366,100	375,000	444,500
	30	268,300	287,600	367,000	376,500	445,800
	31	269,500	290,800	368,400	378,300	447,200
	32	270,600	294,300	369,700	379,800	448,600
	33	271,400	297,800	371,000	381,000	449,700
	34	272,800	301,200	372,600	382,400	451,000
	35	273,700	304,400	374,400	383,600	452,200
	36	274,900	307,500	375,700	384,900	453,500
	37	275,900	310,500	377,400	386,300	454,400
	38	277,000	313,500	378,800	387,700	455,600
	39	277,900	316,400	380,100	389,400	456,900
	40	279,200	319,300	381,400	391,000	458,200
	41	280,400	322,000	382,400	392,600	459,500
	42	281,500	323,200	383,900	394,000	460,600
	43	282,400	324,600	385,100	395,600	461,600
	44	283,300	325,700	386,200	397,100	462,700

	45	284,400	327,500	387,500	398,800	463,900
	46	285,200	328,600	388,700	400,400	464,700
	47	285,900	329,900	390,000	402,100	465,500
	48	286,700	331,200	391,400	403,900	466,400
	49	287,300	332,500	392,700	405,100	467,300
	50	287,900	333,900	394,200	406,500	467,700
	51	288,600	336,000	395,800	407,600	468,100
	52	289,200	337,900	397,200	408,700	468,600
	53	289,600	339,600	398,600	409,600	469,100
	54	290,100	341,700	400,400	410,700	469,600
	55	290,600	343,600	401,800	411,800	470,100
	56	291,000	345,900	403,400	413,200	470,500
	57	291,600	347,800	404,500	414,000	470,900
	58	291,800	350,100	405,300	415,100	471,300
	59	292,600	352,100	406,300	415,900	471,700
	60	293,100	354,300	407,200	416,500	472,100
	61	294,100	356,400	407,800	417,800	472,500
	62	294,500	357,800	408,700	418,800	472,900
	63	295,300	359,300	409,500	419,900	473,300
	64	295,700	360,900	410,300	421,000	473,700
	65	296,100	361,700	411,400	422,100	474,000
	66	297,400	363,100	412,200	423,000	
	67	298,100	364,400	413,100	424,300	
	68	299,300	365,700	414,000	425,500	
	69	300,700	367,400	414,800	426,600	
	70	301,800	369,100	415,900	427,700	
	71	302,500	370,800	416,800	428,800	
	72	303,100	372,400	417,900	429,800	
	73	303,300	373,600	418,700	430,800	
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員 以外 の教 職員	74	303,600	375,200	419,600	432,000	
	75	304,000	376,100	420,500	433,100	
	76	304,400	377,300	421,300	434,300	
	77	305,200	378,700	422,100	434,900	
	78	305,800	380,100	422,900	435,700	
	79	306,500	381,000	423,600	436,400	
	80	307,200	382,400	424,400	436,900	
	81	307,800	383,000	425,000	437,200	
	82	308,200	384,100	425,800	437,500	
	83	308,700	385,300	426,500	437,800	
	84	309,400	386,300	427,100	438,200	
	85	309,800	387,900	427,700	438,400	
	86	310,400	389,100	428,300	438,800	
	87	310,700	390,400	428,800	439,100	
	88	311,200	391,700	429,500	439,400	
	89	311,800	392,800	429,800	439,500	
	90	312,300	394,100	430,200	439,900	
	91	312,900	395,100	430,400	440,200	
	92	313,200	396,300	430,700	440,500	
	93	313,500	397,400	430,800	440,700	

94	313, 700	398, 000	431, 000	440, 900
95	314, 000	398, 700	431, 300	441, 100
96	314, 400	399, 600	431, 400	441, 300
97	314, 700	400, 000	431, 500	441, 500
98	315, 200	400, 600	431, 700	441, 700
99	315, 700	401, 200	431, 900	442, 000
100	316, 000	402, 000	432, 100	442, 200
101	316, 600	402, 800	432, 300	442, 400
102	316, 800	403, 400	432, 500	442, 600
103	317, 000	404, 300	432, 800	442, 800
104	317, 200	405, 100	433, 000	443, 000
105	317, 400	405, 500	433, 200	443, 200
106	317, 600	406, 300	433, 500	443, 500
107	317, 800	407, 000	433, 700	443, 800
108	318, 000	407, 900	433, 900	444, 000
109	318, 200	408, 500	434, 100	444, 200
110	318, 400	409, 200	434, 300	
111	318, 600	409, 900	434, 600	
112	318, 800	410, 500	434, 800	
113	318, 900	411, 100	435, 000	
114	319, 100	411, 900	435, 300	
115	319, 300	412, 600	435, 600	
116	319, 500	413, 300	435, 800	
117	319, 700	413, 800	436, 000	
118	319, 900	414, 500		
119	320, 100	415, 000		
120	320, 300	415, 600		
121	320, 500	416, 200		
122	320, 700	416, 700		
123	320, 900	417, 200		
124	321, 100	417, 700		
125	321, 300	417, 900		
126	321, 500	418, 200		
127	321, 800	418, 400		
128	322, 000	418, 700		
129	322, 200	419, 000		
130	322, 400	419, 300		
131	322, 700	419, 600		
132	322, 900	419, 800		
133	323, 100	420, 100		
134	323, 300	420, 300		
135	323, 600	420, 500		
136	323, 800	420, 700		
137	324, 000	420, 900		
138		421, 100		
139		421, 400		
140		421, 600		
141		421, 800		
142		422, 100		

	143		422,300			
	144		422,500			
	145		422,700			
	146		423,000			
	147		423,200			
	148		423,400			
	149		423,600			
	150		423,700			
	151		424,000			
	152		424,200			
	153		424,400			
	154		424,700			
	155		425,000			
	156		425,200			
	157		425,400			
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		255,000	297,800	325,100	351,900	380,000

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級5号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第2（第7条関係）

行政職給料表

教職 員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	202,100	268,000	293,800	301,000
	2	203,200	269,600	295,500	303,100
	3	204,300	271,000	297,400	305,000
	4	206,000	272,700	299,300	307,300
	5	207,700	274,400	301,000	309,100
	6	209,500	275,800	303,100	311,400
	7	211,200	277,400	305,000	313,500
	8	212,800	279,100	307,300	315,600
	9	214,200	280,800	308,900	317,400
	10	216,200	282,300	311,200	319,200
	11	218,000	283,600	313,300	321,000
	12	219,800	284,800	315,400	322,600
	13	221,700	285,400	316,900	324,400
	14	223,500	286,700	318,700	326,700
	15	225,200	288,100	320,600	328,900
	16	227,200	289,600	322,200	330,600
	17	229,000	291,000	323,600	332,700
	18	230,900	292,400	325,900	334,600
	19	232,800	294,000	328,000	336,600
	20	234,000	295,600	329,700	338,800
	21	235,100	297,200	331,700	340,600
	22	236,400	299,000	333,700	342,400
	23	237,500	300,700	335,300	344,100
	24	239,000	302,600	337,400	346,200
	25	240,500	303,800	338,900	347,500
	26	242,100	305,800	340,500	349,700
	27	243,600	307,500	341,900	351,500
	28	245,100	309,400	343,500	353,400
	29	246,500	310,700	344,800	355,000
	30	248,000	312,100	346,600	357,000
	31	249,300	313,700	348,100	358,800
	32	250,900	315,000	349,800	361,000
	33	252,500	316,600	351,300	362,600
	34	254,000	318,200	352,900	364,000
	35	255,500	319,900	354,300	365,700
	36	257,300	321,300	356,300	367,300
	37	258,700	323,300	357,700	368,700
	38	260,500	324,600	359,000	370,800
	39	262,000	326,100	360,500	372,700
	40	263,700	328,100	361,700	374,700
	41	264,900	329,700	362,700	376,400
	42	266,300	331,200	364,200	378,300
	43	267,700	332,500	365,700	380,200
	44	269,000	334,200	367,200	382,100
	45	270,100	335,600	368,500	383,400

	46	271,700	337,200	369,800	385,500
	47	273,000	338,900	371,200	386,900
	48	274,600	340,400	372,600	388,500
	49	275,700	342,100	373,800	389,800
	50	276,900	343,500	374,900	391,700
	51	277,700	344,700	376,100	393,300
	52	278,300	346,400	377,000	395,100
	53	278,600	347,700	377,800	396,900
	54	279,100	348,800	379,100	398,700
	55	279,600	350,100	380,300	400,400
	56	280,500	351,300	381,600	402,200
	57	281,100	352,400	383,100	403,500
	58	281,900	353,500	384,300	405,000
	59	282,900	354,300	385,400	406,500
	60	284,000	355,300	386,700	408,000
	61	284,800	356,200	387,500	409,400
	62	285,400	357,200	388,600	410,600
	63	285,900	358,000	389,800	411,800
定年	64	287,000	358,900	391,000	413,000
前再	65	287,900	359,400	392,000	414,000
任用	66	289,000	360,100	392,800	415,000
短時	67	290,100	360,900	393,500	416,000
間勤	68	291,300	361,500	394,500	416,900
務教	69	292,100	362,100	395,300	417,700
職員	70	292,800	363,100	396,200	418,600
以外	71	293,400	363,800	396,800	419,500
の教	72	294,400	364,700	397,700	420,300
職員	73	295,200	366,000	398,500	421,000
	74	296,000	367,100	399,200	421,900
	75	296,900	368,200	400,000	422,600
	76	297,500	369,400	400,800	423,500
	77	298,100	370,200	401,500	424,200
	78	298,800	371,100	402,300	425,100
	79	299,600	372,000	402,900	425,900
	80	300,300	372,800	403,700	426,800
	81	300,800	373,600	404,000	427,500
	82	301,300	374,500	404,700	428,300
	83	301,800	375,200	405,400	429,100
	84	302,400	376,000	406,200	430,000
	85	302,900	376,800	406,800	430,600
	86	303,400	377,500	407,400	431,500
	87	303,900	377,900	407,900	432,400
	88	304,700	378,700	408,600	433,300
	89	305,300	379,600	409,200	433,800
	90	305,600	380,400	409,900	434,600
	91	305,800	381,100	410,600	435,300
	92	306,000	381,800	411,300	436,200
	93	306,100	382,400	411,800	436,800
	94	306,400	383,100	412,400	437,600
	95	306,700	383,700	412,900	438,500
	96	306,900	384,500	413,600	439,400

	97	307, 200	384, 900	413, 900	440, 000
	98	307, 400	385, 600	414, 600	440, 700
	99	307, 700	386, 200	415, 300	441, 200
	100	307, 900	386, 900	416, 000	441, 500
	101	308, 100	387, 600	416, 600	441, 600
	102	308, 400	388, 300	417, 000	441, 900
	103	308, 900	388, 900	417, 300	442, 100
	104	309, 400	389, 600	417, 500	442, 200
	105	309, 600	390, 100	417, 600	442, 500
	106		390, 800	417, 700	442, 600
	107		391, 500	417, 800	442, 700
	108		392, 200	417, 900	442, 900
	109		392, 700	418, 000	443, 200
	110		393, 400	418, 100	443, 400
	111		394, 000	418, 200	443, 600
	112		394, 700	418, 300	443, 700
	113		395, 100	418, 400	443, 800
	114		395, 800	418, 500	444, 000
	115		396, 400	418, 600	444, 600
	116		397, 100	418, 700	445, 400
	117		397, 600	418, 800	446, 200
	118		398, 200	418, 900	
	119		398, 700	419, 000	
	120		399, 400	419, 100	
	121		399, 900	419, 200	
	122		400, 500	419, 300	
	123		401, 200	419, 400	
	124		401, 900	419, 500	
	125		402, 400	419, 600	
	126		402, 900		
	127		403, 400		
	128		404, 100		
	129		404, 500		
	130		404, 900		
	131		405, 300		
	132		405, 600		
	133		405, 900		
	134		406, 100		
	135		406, 300		
	136		406, 400		
	137		406, 500		
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		256, 700	275, 000	303, 600	330, 500

備考

- この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校事務職員に適用する。
- 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、１級３号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3（第7条関係）

医 療 職 給 料 表 （2）

教職 員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	202,100	268,000	293,800
	2	203,200	269,600	295,500
	3	204,300	271,000	297,400
	4	206,000	272,700	299,300
	5	207,700	274,400	301,000
	6	209,500	275,800	303,100
	7	211,200	277,400	305,000
	8	212,800	279,100	307,300
	9	214,200	280,800	308,900
	10	216,200	282,300	311,200
	11	218,000	283,600	313,300
	12	219,800	284,800	315,400
	13	221,700	285,400	316,900
	14	223,500	286,700	318,700
	15	225,200	288,100	320,600
	16	227,200	289,600	322,200
	17	229,000	291,000	323,600
	18	230,900	292,400	325,900
	19	232,800	294,000	328,000
	20	234,000	295,600	329,700
	21	235,100	297,200	331,700
	22	236,400	299,000	333,700
	23	237,500	300,700	335,300
	24	239,000	302,600	337,400
	25	240,500	303,800	338,900
	26	242,100	305,800	340,500
	27	243,600	307,500	341,900
	28	245,100	309,400	343,500
	29	246,500	310,700	344,800
	30	248,000	312,100	346,600
	31	249,300	313,700	348,100
	32	250,900	315,000	349,800
	33	252,500	316,600	351,300
	34	254,000	318,200	352,900
	35	255,500	319,900	354,300
	36	257,300	321,300	356,300
	37	258,700	323,300	357,700
	38	260,500	324,600	359,000
	39	262,000	326,100	360,500
	40	263,700	328,100	361,700
	41	264,900	329,700	362,700
	42	266,300	331,200	364,200

	43	267,700	332,500	365,700
	44	269,000	334,200	367,200
	45	270,100	335,600	368,500
	46	271,700	337,200	369,800
	47	273,000	338,900	371,200
	48	274,600	340,400	372,600
	49	275,700	342,100	373,800
	50	276,900	343,500	374,900
	51	277,700	344,700	376,100
	52	278,300	346,400	377,000
	53	278,600	347,700	377,800
	54	279,500	348,800	379,100
	55	280,500	350,100	380,300
	56	281,500	351,300	381,600
	57	282,400	352,400	383,100
	58	283,500	353,500	384,300
	59	284,900	354,300	385,400
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員 以外 の教 職員	60	286,400	355,300	386,700
	61	287,600	356,200	387,500
	62	288,500	357,200	388,600
	63	289,500	358,000	389,800
	64	291,000	358,900	391,000
	65	291,900	359,400	392,000
	66	293,400	360,100	392,800
	67	294,800	360,900	393,500
	68	296,400	361,500	394,500
	69	297,700	362,100	395,300
	70	298,900	363,100	396,200
	71	299,700	363,800	396,800
	72	301,000	364,700	397,700
	73	302,400	366,000	398,500
	74	303,400	367,100	399,200
	75	304,500	368,200	400,000
	76	305,400	369,400	400,800
	77	306,700	370,200	401,500
	78	307,900	371,100	402,300
	79	309,000	372,000	402,900
	80	310,000	372,800	403,700
	81	311,100	373,600	404,000
	82	311,800	374,500	404,700
	83	312,600	375,200	405,400
	84	313,700	376,000	406,200
	85	314,500	376,800	406,800
	86	315,100	377,500	407,400
	87	315,900	377,900	407,900
	88	316,800	378,700	408,600
	89	318,000	379,600	409,200
	90	318,500	380,400	409,900
	91	319,000	381,100	410,600

	92	319,700	381,800	411,300
	93	320,000	382,400	411,800
	94	320,200	383,100	412,400
	95	320,400	383,700	412,900
	96	320,600	384,500	413,600
	97	320,800	384,900	413,900
	98		385,600	414,600
	99		386,200	415,300
	100		386,900	416,000
	101		387,600	416,600
	102		388,300	417,000
	103		388,900	417,300
	104		389,600	417,500
	105		390,100	417,600
	106		390,800	417,700
	107		391,500	417,800
	108		392,200	417,900
	109		392,700	418,000
	110		393,400	418,100
	111		394,000	418,200
	112		394,700	418,300
	113		395,100	418,400
	114		395,800	418,500
	115		396,400	418,600
	116		397,100	418,700
	117		397,600	418,800
	118		398,200	
	119		398,700	
	120		399,400	
	121		399,900	
	122		400,500	
	123		401,200	
	124		401,900	
	125		402,400	
	126		402,900	
	127		403,400	
	128		404,100	
	129		404,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 259,500	円 275,000	円 303,600

備考

- この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校栄養職員に適用する。
- 任期付短時間勤務教職員である学校栄養職員の基礎となる給料月額は、1級13号給の給料月額に相当する額とする。

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号本文中「以下この号」を「第3項及び第5項」に、「)。」を「)」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号アからスまで以外の部分中「次に掲げる教職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で」に、「その額から」を「当該人事委員会規則で定める額から」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるとときは、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第9項とし、第3項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の3項を加える。

3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる教職員のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める者を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額（次項において「駐車場料金等相当額」という。）を支給する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び駐車場料金等相当額の合計額が15万円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第35条第2項中「、教育委員会が定める割合を乗じて得た額に、」を削り、同条第3項中「扶養手当の月額並びにこれら」を「これ」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第29項の改正規定は公布の日から、第2条並びに付則第8項及び付則第9項の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（以下「改正後の教職員給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 令和7年4月1日（次項において「適用日」という。）からこの条例の施行の日（第6項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（以下「改正前の教職員給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員のうち、教育委員会の定める教職員の改正後の教職員給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に教育委員会の定めるところによる。

（適用日前の異動者の号給の調整）

4 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（教職員が受けていた号給等の基礎）

- 5 前2項の規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の教職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 6 施行日から令和8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある教職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の教職員給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の教職員給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の教職員給与条例の規定を適用する場合において、改正前の教職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(通勤手当に関する経過措置)

- 8 第2条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第22条第3項の規定は、令和8年4月1日前に公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員にも適用する。

(令和8年6月1日を基準日とする勤勉手当に関する経過措置)

- 9 令和8年6月1日を基準日とする勤勉手当に関する第2条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第35条第3項の規定の適用については、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第17条の管理職手当の支給を受ける教職員を除き、同項中「これ」とあるのは、「扶養手当の月額並びにこれら」とする。

(委任)

- 10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

参考 北九州市立の小・中学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
(通勤手当) 第22条 略	(通勤手当) 第22条 略
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務教職員等、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた教職員、定年前再任用短時間勤務教職員、任期付短時間勤務教職員及び任期付条例第4条教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める教職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 略 イ 略 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務教職員等、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた教職員、定年前再任用短時間勤務教職員、任期付短時間勤務教職員及び任期付条例第4条教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める教職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 略 イ 略 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員

新	旧
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 <u>1万6,600円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 <u>1万5,800円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 <u>1万9,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 <u>1万8,700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 <u>2万2,800円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 <u>2万1,600円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 <u>2万5,900円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 <u>2万4,400円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 <u>2万9,100円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 <u>2万6,200円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 <u>3万2,300円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 <u>2万8,000円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 <u>3万5,500円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 <u>2万9,800円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 <u>3万8,700円</u> (3) 略 3～6 略 (宿口直手当)	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 <u>3万1,600円</u> (3) 略 3～6 略 (宿口直手当)
第29条 宿直勤務又は口直勤務を命ぜられた教職員（次項に定める教職員を除く。）には、その勤務1回につき、 <u>5,400円</u> （年末年始における勤務にあつては、 <u>8,100円</u> ）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿口	第29条 宿直勤務又は口直勤務を命ぜられた教職員（次項に定める教職員を除く。）には、その勤務1回につき、 <u>5,300円</u> （年末年始における勤務にあつては、 <u>7,900円</u> ）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿口

新	旧
直手当として支給する。 2 人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務を命ぜられた教職員には、その勤務1回につき、<u>7,700円</u>（勤務が行われる時間が正規の勤務日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、<u>1万1,550円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回につき<u>3,850円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿直手当として支給する。 3 略 付 則 1～28 略 (地域手当に関する特例措置) 29 令和8年3月31日までの間、第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。	直手当として支給する。 2 人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務を命ぜられた教職員には、その勤務1回につき、<u>7,400円</u>（勤務が行われる時間が正規の勤務日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、<u>1万1,100円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回につき<u>3,700円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿直手当として支給する。 3 略 付 則 1～28 略 (地域手当に関する特例措置) 29 当分の間、第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。

新

付則別表

行政職給料表

職務 の級 号	給 料	特 3 級	
		給料月額	
1		361,000	
2		363,100	
3		365,000	
4		367,300	
5		369,100	
6		311,400	
7		313,500	
8		315,600	
9		317,400	
10		319,200	
11		321,000	
12		322,600	
13		324,400	
14		326,700	
15		328,900	
16		330,600	
17		332,700	
18		334,600	
19		336,600	
20		338,800	
21		340,600	
22		342,400	
23		344,100	
24		346,200	
25		347,500	
26		349,700	
27		351,500	
28		353,400	
29		355,000	
30		357,000	
31		358,800	
32		361,000	
33		362,600	
34		364,000	
35		365,700	
36		367,300	
37		368,700	
38		370,800	
39		372,700	
40		374,700	

旧

付則別表

行政職給料表

職務 の級 号	給 料	特 3 級	
		給料月額	
1		288,300	
2		290,400	
3		292,300	
4		294,600	
5		296,400	
6		298,700	
7		300,800	
8		302,900	
9		304,700	
10		306,500	
11		308,300	
12		309,900	
13		311,700	
14		314,000	
15		316,200	
16		317,900	
17		320,000	
18		321,900	
19		323,900	
20		326,100	
21		327,900	
22		329,700	
23		331,400	
24		333,500	
25		334,800	
26		337,000	
27		338,800	
28		340,700	
29		342,300	
30		344,300	
31		346,100	
32		348,300	
33		349,900	
34		351,300	
35		353,000	
36		354,600	
37		356,000	
38		358,100	
39		360,000	
40		362,000	

新		旧	
41	376,400	41	383,700
42	378,300	42	385,600
43	380,200	43	387,500
44	382,100	44	389,500
45	383,400	45	370,900
46	385,500	46	373,000
47	386,900	47	374,400
48	388,500	48	376,000
49	389,800	49	377,300
50	391,700	50	379,200
51	393,300	51	380,800
52	395,100	52	382,600
53	396,900	53	384,400
54	398,700	54	386,200
55	400,400	55	387,900
56	402,200	56	389,700
57	403,500	57	391,000
58	405,000	58	392,500
59	406,500	59	394,000
60	408,000	60	395,500
61	409,400	61	396,900
62	410,600	62	398,100
63	411,800	63	399,300
64	413,000	64	400,600
65	414,000	65	401,700
66	415,000	66	402,700
67	416,000	67	403,800
68	416,900	68	404,800
69	417,700	69	405,700
70	418,600	70	406,600
71	419,500	71	407,300
72	420,300	72	408,400
73	421,000	73	409,100
74	421,900	74	410,000
75	422,600	75	410,700
76	423,500	76	411,600
77	424,200	77	412,300
78	425,100	78	413,200
79	425,900	79	414,000
80	426,800	80	414,900
81	427,500	81	415,600
82	428,300	82	416,400
83	429,100	83	417,300
84	430,000	84	418,200
85	430,600	85	418,800
86	431,500	86	419,700
87	432,400	87	420,600
88	433,300	88	421,500

新		旧	
89	433,800	89	422,000
90	434,600	90	422,800
91	435,300	91	423,500
92	436,200	92	424,400
93	436,800	93	425,000
94	437,600	94	425,800
95	438,500	95	426,700
96	439,400	96	427,600
97	440,000	97	428,200
98	440,700	98	429,000
99	441,200	99	429,600
100	441,500	100	429,900
101	441,600	101	430,000
102	441,900	102	430,300
103	442,100	103	430,500
104	442,200	104	430,600
105	442,500	105	430,900
106	442,600	106	431,000
107	442,700	107	431,100
108	442,900	108	431,300
109	443,200	109	431,600
110	443,400	110	431,800
111	443,600	111	432,000
112	443,700	112	432,100
113	443,800	113	432,200
114	444,000	114	432,400
115	444,600	115	433,000
116	445,400	116	433,800
117	446,200	117	434,600

新										旧									
教 育 職 給 料 表										教 育 職 給 料 表									
別表第1(第7条関係)										別表第1(第7条関係)									
ア 教育職給料表(3)										ア 教育職給料表(3)									
教職 員の 区分	職 務 の 級 号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特 2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額					教職 員の 区分	職 務 の 級 号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特 2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額		
	1	213,900	243,400	315,300	342,100	410,600						1	200,600	229,800	301,400	328,200	397,000		
	2	215,400	245,700	317,300	344,700	412,800						2	202,100	232,100	303,400	330,400	399,200		
	3	216,900	248,100	319,300	347,500	415,100						3	203,600	234,500	305,400	333,600	401,500		
	4	218,400	250,400	321,300	350,400	417,400						4	205,100	236,800	307,500	336,500	403,800		
	5	220,000	252,700	323,200	352,600	420,000						5	206,700	239,100	309,400	338,700	406,400		
	6	222,700	255,800	324,700	355,000	421,800						6	208,400	242,200	310,900	341,100	408,200		
	7	225,100	258,800	326,200	357,400	423,400						7	211,800	245,200	312,400	343,500	409,800		
	8	227,500	261,500	327,900	359,900	424,900						8	214,200	247,900	314,100	346,000	411,300		
	9	229,900	264,600	329,400	362,700	426,600						9	216,600	251,000	315,600	348,800	413,000		
	10	232,400	265,400	331,000	364,400	428,300						10	219,100	251,800	317,200	350,500	414,700		
	11	234,800	266,200	332,900	366,000	430,000						11	221,500	252,600	319,100	352,100	416,400		
	12	237,100	267,200	334,600	367,500	431,400						12	223,800	253,600	320,200	353,600	417,900		
	13	239,600	268,200	336,000	369,100	432,900						13	226,300	254,600	322,200	355,200	419,400		
	14	241,900	269,300	337,500	370,700	434,700						14	228,600	255,700	323,700	356,800	421,200		
	15	244,300	270,400	338,600	372,300	436,500						15	231,000	256,800	324,800	358,400	423,100		
	16	246,600	271,500	340,200	373,400	438,300						16	233,300	257,900	326,400	359,500	424,900		
	17	248,800	272,900	342,000	375,200	440,100						17	235,500	259,300	328,200	361,400	426,700		
	18	251,800	274,300	344,200	376,400	441,800						18	238,500	260,700	330,400	362,600	428,400		
	19	254,500	275,600	346,400	378,300	443,500						19	241,200	262,000	332,600	364,500	430,100		
	20	257,000	277,200	349,100	379,900	445,000						20	243,700	263,600	335,300	366,100	431,600		
	21	259,800	278,100	351,000	381,100	446,400						21	246,500	264,500	337,200	367,400	433,000		
	22	260,600	279,800	353,100	383,000	447,700						22	247,300	266,200	339,300	369,300	434,400		
	23	261,400	281,200	355,100	384,700	449,600						23	248,100	267,600	341,300	371,000	436,300		
	24	262,400	282,900	357,500	386,000	451,400						24	249,100	269,300	343,700	372,400	438,200		
	25	263,100	284,300	360,000	387,700	453,100						25	249,800	270,700	346,200	374,100	439,900		
	26	264,000	286,400	361,600	389,100	454,800						26	250,700	272,800	347,800	375,600	441,600		
	27	265,100	288,600	363,200	390,600	456,500						27	251,800	275,000	349,400	377,100	443,300		
	28	266,200	291,200	364,500	392,000	458,200						28	253,000	277,600	350,700	378,600	445,100		
	29	267,100	293,700	365,900	393,200	459,900						29	253,900	280,100	352,100	379,800	446,800		
	30	268,400	297,000	367,600	395,100	461,800						30	255,300	283,400	353,200	381,800	448,700		
	31	269,600	300,000	368,600	396,700	463,600						31	256,500	286,400	354,800	383,400	450,500		
	32	270,900	303,100	369,800	398,500	465,400						32	257,800	289,500	356,000	385,300	452,300		
	33	271,700	306,100	371,000	400,100	467,100						33	258,600	292,500	357,300	386,900	454,000		
	34	272,000	309,100	372,600	402,100	468,900						34	260,000	295,500	358,900	388,900	455,800		
	35	274,300	312,100	374,300	404,200	470,700						35	261,300	298,500	360,600	391,000	457,600		
	36	275,500	315,000	375,700	406,300	472,500						36	262,600	301,400	362,100	393,100	459,400		

新										旧									
37	276,500	317,800	377,500	408,600	474,100					263,600	304,200	363,900	395,400	461,000					
38	277,700	319,900	379,400	410,800	475,800					264,800	306,300	365,800	397,600	462,700					
39	278,700	322,300	381,200	412,800	477,700					265,900	308,700	367,600	399,600	464,600					
40	280,100	324,900	382,600	414,700	479,400					267,300	311,300	369,000	401,500	466,300					
41	281,500	327,600	384,000	416,600	481,000					268,700	314,000	370,500	403,600	467,900					
42	282,800	328,800	385,600	418,100	482,600					270,100	315,200	372,100	405,100	469,500					
43	283,800	330,100	386,900	419,500	484,200					271,100	316,500	373,500	406,500	471,100					
44	284,500	331,100	388,500	420,900	485,700					271,900	317,500	375,100	407,900	472,600					
45	285,400	332,400	389,800	422,000	487,200					272,800	318,800	376,500	409,000	474,100					
46	285,800	334,200	391,500	423,200	488,300					273,200	320,600	378,200	410,200	475,200					
47	286,400	335,800	392,600	424,500	489,600					273,800	322,200	379,400	411,500	476,500					
48	286,900	337,800	394,000	425,700	490,900					274,400	324,200	380,900	412,700	477,800					
49	287,500	339,400	395,100	427,300	492,100					275,000	325,800	382,000	414,400	479,000					
50	288,400	341,700	396,800	428,500	492,700					275,900	328,100	383,700	415,600	479,600					
51	288,900	343,600	398,600	429,700	493,400					276,400	330,000	385,500	416,800	480,300					
52	289,900	346,100	400,300	431,000	494,100					277,400	332,500	387,300	418,100	481,000					
53	290,400	348,100	402,300	432,400	494,600					277,900	334,500	389,300	419,500	481,500					
54	290,800	350,300	404,200	433,600	495,200					278,300	336,700	391,200	420,700	482,100					
55	291,600	352,400	405,900	435,000	495,800					279,100	338,800	392,900	422,200	482,700					
56	291,800	354,400	407,400	436,600	496,400					279,300	340,800	394,500	423,800	483,300					
57	292,500	356,500	408,900	438,100	497,000					280,000	342,900	396,100	425,400	483,900					
58	292,800	357,700	411,100	439,500	497,500					280,400	344,100	398,300	426,800	484,400					
59	293,100	359,100	413,100	440,900	498,000					280,700	345,500	400,300	428,200	484,900					
60	293,800	360,300	415,000	442,300	498,500					281,400	346,700	402,200	429,600	485,400					
61	294,600	361,400	416,700	444,000	499,000					282,200	347,800	404,000	431,300	485,900					
62	295,300	363,000	417,400	445,500	499,500					283,000	349,400	404,700	432,800	486,400					
63	296,300	364,500	418,700	447,100	499,900					284,100	350,900	406,000	434,400	486,800					
64	297,100	365,700	419,900	448,600	500,300					284,900	352,100	407,200	435,900	487,200					
65	298,100	367,300	421,100	450,100	500,700					286,000	353,700	408,400	437,400	487,600					
66	299,100	368,900	422,400	451,600						287,000	355,400	409,700	438,900						
67	300,200	370,700	423,700	452,800						288,200	357,200	411,000	440,100						
68	301,600	372,400	424,800	454,000						289,600	358,900	412,100	441,300						
69	302,800	373,800	426,000	455,200						290,900	360,300	413,300	442,500						
70	303,500	375,700	427,100	456,500						291,600	362,300	414,400	443,800						
71	304,000	377,300	428,400	457,800						292,300	363,900	415,800	445,100						
72	304,400	378,800	429,700	459,000						292,800	365,400	417,100	446,300						
73	304,700	380,200	430,700	460,100						293,200	366,900	418,200	447,400						
74	305,100	381,500	431,800	461,300						293,900	368,200	419,300	448,600						
75	306,200	382,900	432,900	462,500						294,700	369,700	420,400	449,800						
76	306,500	384,400	434,200	463,700						295,000	371,200	421,800	451,000						
77	307,200	385,600	435,500	464,900						295,800	372,500	423,100	452,200						
78	307,900	387,000	436,700	465,900						296,500	374,000	424,300	453,200						
79	308,600	388,100	437,700	467,100						297,300	375,100	425,300	454,400						
80	309,400	389,400	438,800	468,300						298,100	376,500	426,400	455,600						

新		旧									
81	310,000	390,700	439,900	469,400	81	298,800	377,800	427,600	456,700		
82	310,800	392,300	441,100	469,900	82	299,600	379,400	428,000	457,200		
83	311,500	394,000	442,300	470,400	83	300,400	381,100	430,000	457,700		
84	312,200	395,500	443,300	470,900	84	301,100	382,600	431,000	458,200		
85	312,800	397,100	444,300	471,300	85	301,800	384,300	432,000	458,700		
86	313,400	398,700	445,300	471,700	86	302,400	385,900	433,000	459,100		
87	313,900	400,100	446,300	472,200	87	303,000	387,300	434,000	459,600		
88	314,500	401,400	447,300	472,700	88	303,600	388,600	435,000	460,100		
89	315,100	402,600	448,100	473,100	89	304,400	389,800	435,800	460,500		
90	315,800	404,300	448,900	473,500	90	305,200	391,500	436,600	460,900		
91	316,800	406,000	449,700	473,900	91	306,200	393,200	437,400	461,300		
92	317,200	407,700	450,500	474,300	92	306,700	394,900	438,200	461,700		
93	317,500	409,000	451,200	474,700	93	307,000	396,200	439,000	462,100		
94	318,300	409,700	451,400	475,100	94	307,800	397,000	439,200	462,500		
95	319,100	410,900	451,800	475,500	95	308,600	398,200	439,600	462,900		
96	320,000	411,900	452,200	475,900	96	309,600	399,200	440,000	463,300		
97	321,000	413,300	452,600	476,200	97	310,600	400,600	440,400	463,600		
98	321,800	414,200	452,800		98	311,400	401,500	440,600			
99	322,400	415,100	453,100		99	312,000	402,400	440,900			
100	322,900	416,000	453,400		100	312,600	403,300	441,200			
101	323,500	416,800	453,600		101	313,200	404,100	441,500			
102	324,500	417,300	453,900		102	314,200	404,700	441,800			
103	325,400	418,200	454,200		103	315,200	405,800	442,100			
104	326,100	419,000	454,400		104	315,900	406,800	442,300			
105	326,600	419,700	454,600		105	316,500	407,500	442,500			
106	327,300	420,500	454,900		106	317,200	408,400	442,800			
107	327,900	421,200	455,100		107	317,900	409,100	443,000			
108	328,700	421,900	455,300		108	318,700	409,900	443,200			
109	329,600	422,600	455,500		109	319,600	410,600	443,400			
110	329,900	423,500	455,800		110	320,000	411,500	443,700			
111	330,300	424,300	456,000		111	320,400	412,300	443,900			
112	330,800	424,900	456,200		112	320,900	413,000	444,100			
113	331,300	425,500	456,400		113	321,500	413,600	444,300			
114	331,600	426,200	456,700		114	321,800	414,300	444,600			
115	332,000	426,900	457,000		115	322,300	415,000	444,900			
116	332,500	427,500	457,200		116	322,800	415,600	445,100			
117	333,000	428,100	457,400		117	323,400	416,200	445,300			
118	333,500	428,500			118	323,900	416,700				
119	333,800	428,900			119	324,200	417,100				
120	334,200	429,200			120	324,700	417,500				
121	334,600	429,500			121	325,100	417,800				
122	335,000	429,800			122	325,500	418,100				
123	335,500	430,100			123	326,000	418,400				
124	336,000	430,300			124	326,500	418,600				

新		旧			
125	336,500	430,500	125	327,100	418,800
126	336,800	430,600	126	327,400	418,900
127	337,100	430,800	127	327,700	419,200
128	337,400	431,000	128	328,000	419,400
129	337,600	431,200	129	328,200	419,600
130	337,800	431,400	130	328,500	419,800
131	338,100	431,600	131	328,800	420,000
132	338,300	431,800	132	329,100	420,200
133	338,500	432,000	133	329,300	420,400
134	338,700	432,200	134	329,500	420,700
135	338,900	432,500	135	329,700	421,000
136	339,100	432,700	136	329,900	421,200
137	339,200	432,900	137	330,000	421,400
138	339,400	433,200	138	330,200	421,700
139	339,700	433,400	139	330,500	421,900
140	340,000	433,600	140	330,800	422,100
141	340,200	433,800	141	331,000	422,300
142	340,400	434,100	142	331,200	422,600
143	340,700	434,300	143	331,500	422,800
144	340,900	434,500	144	331,700	423,000
145	341,100	434,700	145	332,000	423,200
146	341,300	435,000	146	332,200	423,500
147	341,600	435,300	147	332,500	423,800
148	341,900	435,500	148	332,800	424,000
149	342,100	435,700	149	333,000	424,200
150	342,300	435,900	150	333,200	424,400
151	342,600	436,200	151	333,500	424,700
152	342,900	436,400	152	333,800	424,900
153	343,100	436,600	153	334,000	425,100
154	343,400		154	334,300	
155	343,700		155	334,600	
156	343,900		156	334,800	
157	344,100		157	335,000	
158	344,400		158	335,300	
159	344,700		159	335,600	
160	344,900		160	335,800	
161	345,100		161	336,000	
162	345,300		162	336,200	
163	345,600		163	336,500	
164	345,800		164	336,700	
165	346,000		165	336,900	
166	346,300		166	337,200	
167	346,600		167	337,500	
168	346,800		168	337,700	

169	347,000				
170	347,300				
171	347,600				
172	347,800				
173	348,000				
174	348,300				
175	348,600				
176	348,800				
177	349,000				
定年前任用短時間勤務教職員	基進給料月額	基進給料月額	基進給料月額	基進給料月額	基進給料月額
	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
	264,400	301,600	330,800	359,400	403,100

169	337,900				
170	338,200				
171	338,500				
172	338,700				
173	338,900				
174	339,200				
175	339,500				
176	339,700				
177	339,900				
定年前任用短時間勤務教職員	基進給料月額	基進給料月額	基進給料月額	基進給料月額	基進給料月額
	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
	252,900	289,500	318,200	346,300	390,000

備考

- 1 この表は、特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び宿舎指導員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の級に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 | 2級3号給の給料月額に相当する額 |
| (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 | 1級5号給の給料月額に相当する額 |

備考

- 1 この表は、特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び宿舎指導員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の級に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 | 2級3号給の給料月額に相当する額 |
| (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 | 1級5号給の給料月額に相当する額 |

新										旧												
イ 教育職給料表(4)										イ 教育職給料表(4)												
職 務 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級		職 務 の 級 号	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額			給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
	1	213,900	233,300	315,100	323,400	410,200	410,200	301,300	303,700	397,200	397,200		1	200,600	219,700	301,300	303,700	397,200	397,200	397,200	397,200	397,200
	2	215,400	235,800	317,500	324,800	411,300	411,300	303,700	311,100	398,400	398,400		2	202,100	222,200	303,700	303,700	398,400	398,400	398,400	398,400	398,400
	3	216,900	238,300	319,400	326,200	412,400	412,400	305,700	312,500	399,500	399,500		3	203,600	224,700	305,700	305,700	399,500	399,500	399,500	399,500	399,500
	4	218,400	240,800	321,500	327,700	413,800	413,800	307,800	314,000	400,900	400,900		4	205,100	227,200	307,800	307,800	400,900	400,900	400,900	400,900	400,900
	5	220,000	243,400	323,400	329,500	414,600	414,600	309,700	315,800	401,800	401,800		5	206,700	229,800	309,700	309,700	401,800	401,800	401,800	401,800	401,800
	6	222,700	245,700	324,800	331,300	415,800	415,800	311,100	317,600	403,600	403,600		6	209,400	232,100	311,100	311,100	403,600	403,600	403,600	403,600	403,600
	7	225,100	248,100	326,200	333,300	416,600	416,600	312,500	319,600	403,900	403,900		7	211,800	234,500	312,500	312,500	403,900	403,900	403,900	403,900	403,900
	8	227,500	250,400	327,700	335,200	417,500	417,500	314,000	321,500	404,800	404,800		8	214,200	236,800	314,000	314,000	404,800	404,800	404,800	404,800	404,800
	9	229,900	252,600	329,200	337,300	418,800	418,800	315,500	323,600	406,200	406,200		9	216,600	239,000	315,500	315,500	406,200	406,200	406,200	406,200	406,200
	10	232,400	255,800	330,700	339,100	419,800	419,800	317,000	325,400	407,200	407,200		10	219,100	242,200	317,000	317,000	407,200	407,200	407,200	407,200	407,200
	11	234,800	258,800	332,500	341,600	420,800	420,800	318,800	327,900	408,300	408,300		11	221,500	245,200	318,800	318,800	408,300	408,300	408,300	408,300	408,300
	12	237,100	261,500	333,900	343,600	421,900	421,900	320,200	329,900	409,400	409,400		12	223,800	247,900	320,200	320,200	409,400	409,400	409,400	409,400	409,400
	13	239,600	264,600	336,000	345,900	422,900	422,900	322,300	332,200	410,500	410,500		13	226,300	251,000	322,300	322,300	410,500	410,500	410,500	410,500	410,500
	14	241,900	265,400	337,100	348,000	423,800	423,800	323,400	334,300	411,400	411,400		14	228,600	251,800	323,400	323,400	411,400	411,400	411,400	411,400	411,400
	15	244,300	266,200	338,700	349,800	425,100	425,100	325,000	336,100	412,700	412,700		15	231,000	252,600	325,000	325,000	412,700	412,700	412,700	412,700	412,700
	16	246,600	267,200	340,200	351,900	426,400	426,400	326,500	338,200	414,000	414,000		16	233,300	253,600	326,500	326,500	414,000	414,000	414,000	414,000	414,000
	17	248,800	268,200	342,000	353,900	427,500	427,500	328,300	340,200	415,100	415,100		17	235,500	254,600	328,300	328,300	415,100	415,100	415,100	415,100	415,100
	18	251,800	269,400	344,200	356,200	429,000	429,000	330,500	342,500	416,600	416,600		18	238,800	255,800	330,500	330,500	416,600	416,600	416,600	416,600	416,600
	19	254,500	270,600	346,300	358,500	430,400	430,400	332,600	344,800	418,000	418,000		19	241,200	257,000	332,600	332,600	418,000	418,000	418,000	418,000	418,000
	20	257,000	271,700	348,800	361,500	431,700	431,700	335,100	347,800	419,400	419,400		20	243,700	258,100	335,100	335,100	419,400	419,400	419,400	419,400	419,400
	21	259,800	272,900	350,500	363,800	433,200	433,200	336,800	350,100	420,800	420,800		21	246,500	259,300	336,800	336,800	420,800	420,800	420,800	420,800	420,800
	22	260,600	274,400	352,800	365,300	434,600	434,600	339,100	351,600	422,200	422,200		22	247,300	260,800	339,100	339,100	422,200	422,200	422,200	422,200	422,200
	23	261,400	275,700	354,700	366,600	436,100	436,100	341,000	352,900	423,700	423,700		23	248,100	262,100	341,000	341,000	423,700	423,700	423,700	423,700	423,700
	24	262,400	277,200	357,300	368,200	437,700	437,700	343,600	354,500	425,300	425,300		24	249,100	263,600	343,600	343,600	425,300	425,300	425,300	425,300	425,300
	25	263,100	278,000	359,800	369,200	439,100	439,100	346,100	355,900	426,700	426,700		25	249,800	264,400	346,100	346,100	426,700	426,700	426,700	426,700	426,700
	26	264,000	279,800	361,600	370,600	440,500	440,500	347,900	356,900	428,100	428,100		26	250,700	266,200	347,900	347,900	428,100	428,100	428,100	428,100	428,100
	27	265,000	281,300	363,800	371,900	441,900	441,900	349,600	358,200	429,500	429,500		27	251,700	267,700	349,600	349,600	429,500	429,500	429,500	429,500	429,500
	28	266,000	282,900	365,000	373,200	443,200	443,200	351,800	359,500	430,800	430,800		28	252,800	269,300	351,800	351,800	430,800	430,800	430,800	430,800	430,800
	29	267,000	284,300	366,100	375,000	444,500	444,500	352,400	361,300	432,100	432,100		29	253,800	270,700	352,400	352,400	432,100	432,100	432,100	432,100	432,100
	30	268,300	287,600	367,000	376,500	445,800	445,800	353,800	362,800	433,400	433,400		30	255,200	271,000	353,800	353,800	433,400	433,400	433,400	433,400	433,400
	31	269,500	290,800	368,400	378,300	447,200	447,200	354,700	364,600	434,800	434,800		31	256,100	272,200	354,700	354,700	434,800	434,800	434,800	434,800	434,800
	32	270,600	294,300	369,700	379,800	448,600	448,600	356,000	366,100	436,200	436,200		32	257,500	280,700	356,000	356,000	436,200	436,200	436,200	436,200	436,200
	33	271,400	297,800	371,000	381,000	449,700	449,700	357,300	367,400	437,300	437,300		33	258,800	284,200	357,300	357,300	437,300	437,300	437,300	437,300	437,300
	34	272,800	301,200	372,600	382,400	451,000	451,000	359,000	368,800	438,600	438,600		34	259,800	287,600	359,000	359,000	438,600	438,600	438,600	438,600	438,600
	35	273,700	304,400	374,400	383,600	452,200	452,200	360,800	370,000	439,800	439,800		35	260,700	290,800	360,800	360,800	439,800	439,800	439,800	439,800	439,800
	36	274,900	307,500	375,700	384,900	453,500	453,500	362,100	371,300	441,100	441,100		36	262,000	293,900	362,100	362,100	441,100	441,100	441,100	441,100	441,100
	37	275,900	310,500	377,400	386,300	454,400	454,400	363,800	372,800	442,000	442,000		37	263,400	296,900	363,800	363,800	442,000	442,000	442,000	442,000	442,000
	38	277,000	313,500	378,800	387,700	455,600	455,600	365,300	374,200	443,200	443,200		38	264,200	299,900	365,300	365,300	443,200	443,200	443,200	443,200	443,200
	39	277,900	316,400	380,100	389,400	456,900	456,900	366,600	375,900	444,500	444,500		39	265,100	302,800	366,600	366,600	444,500	444,500	444,500	444,500	444,500
	40	279,200	319,300	381,400	391,000	458,200	458,200	367,900	377,600	445,800	445,800		40	266,500	305,700	367,900	367,900	445,800	445,800	445,800	445,800	445,800

新				旧						
41	280,406	322,000	382,400	392,600	459,500	41	267,700	308,400	369,100	447,100
42	281,500	323,200	383,900	394,000	460,600	42	268,900	309,600	370,600	448,200
43	282,400	324,600	385,100	395,600	461,600	43	269,800	311,000	371,800	449,200
44	283,300	325,700	386,200	397,100	462,700	44	270,800	312,100	373,000	450,300
45	284,400	327,500	387,500	398,800	463,900	45	271,900	313,900	374,300	451,500
46	285,200	328,600	388,700	400,400	464,700	46	272,700	315,000	375,600	452,300
47	285,900	329,900	390,000	402,100	465,500	47	273,400	316,300	376,900	453,100
48	286,700	331,200	391,400	403,900	466,400	48	274,200	317,600	378,400	454,000
49	287,300	332,500	392,700	405,100	467,300	49	274,800	318,900	379,800	454,900
50	287,900	333,900	394,200	406,500	467,700	50	275,400	320,300	381,300	455,300
51	288,600	336,000	395,800	407,600	468,100	51	276,100	322,400	382,900	455,700
52	289,200	337,900	397,200	408,700	468,600	52	276,700	324,300	384,300	456,200
53	289,600	339,600	398,600	409,600	469,100	53	277,100	325,000	385,700	456,700
54	290,100	341,700	400,400	410,700	469,600	54	277,600	328,100	387,500	457,200
55	290,600	343,600	401,800	411,800	470,100	55	278,100	330,000	389,000	457,700
56	291,000	345,900	403,400	413,200	470,500	56	278,500	332,300	390,600	458,100
57	291,600	347,800	404,500	414,000	470,900	57	279,200	334,200	391,700	458,500
58	291,800	350,100	405,300	415,100	471,300	58	279,400	336,500	392,600	458,900
59	292,600	352,100	406,300	415,900	471,700	59	280,200	338,500	393,600	459,300
60	293,100	354,300	407,200	416,500	472,100	60	280,800	340,700	394,500	459,700
61	293,400	356,400	407,800	417,800	472,500	61	281,400	342,800	395,200	460,100
62	294,500	357,800	408,700	418,800	472,900	62	282,300	344,200	396,100	460,500
63	295,300	359,300	409,500	419,900	473,300	63	283,100	345,700	397,000	460,900
64	295,700	360,900	410,300	421,000	473,700	64	283,600	347,300	397,800	461,300
65	296,100	361,700	411,400	422,100	474,000	65	284,100	348,100	399,000	461,600
66	297,400	363,100	412,200	423,000		66	285,400	349,500	399,800	410,600
67	298,100	364,400	413,100	424,300		67	286,200	350,800	400,800	411,900
68	299,300	365,700	414,000	425,500		68	286,900	352,100	401,700	413,200
69	300,700	367,400	414,800	426,600		69	288,900	353,800	402,600	414,300
70	301,800	369,100	415,900	427,700		70	290,000	355,500	403,700	415,400
71	302,500	370,800	416,800	428,800		71	290,800	357,300	404,700	416,500
72	303,100	372,400	417,900	429,800		72	291,600	358,900	405,800	417,500
73	303,300	373,600	418,700	430,800		73	291,800	360,200	406,600	418,500
74	303,600	375,200	419,600	432,000		74	292,100	361,800	407,500	419,700
75	304,000	376,100	420,500	433,100		75	292,600	362,800	408,400	420,900
76	304,400	377,300	421,300	434,300		76	293,000	364,000	409,300	422,100
77	305,200	378,700	422,100	434,900		77	293,900	365,500	410,100	422,700
78	305,800	380,100	422,900	435,700		78	294,500	366,900	410,900	423,500
79	306,500	381,000	423,600	436,400		79	295,300	367,900	411,600	424,200
80	307,200	382,400	424,200	436,900		80	296,000	369,300	412,400	424,700
81	307,800	383,000	425,000	437,200		81	296,700	370,000	413,100	425,000
82	308,200	384,100	425,800	437,500		82	297,100	371,100	413,900	425,300
83	308,700	385,300	426,500	437,800		83	297,700	372,400	414,600	425,700
84	309,400	386,300	427,100	438,200		84	298,500	373,500	415,200	426,100

新				旧			
85	309,800	387,900	427,700	438,400	85	299,000	375,100
86	310,400	389,100	428,300	438,800	86	299,500	376,300
87	310,700	390,400	428,800	439,100	87	300,000	377,600
88	311,200	391,700	429,500	439,400	88	300,500	378,900
89	311,800	392,800	429,800	439,500	89	301,200	380,000
90	312,300	394,100	430,200	439,900	90	301,800	381,400
91	312,900	395,100	430,400	440,200	91	302,400	382,500
92	313,200	396,300	430,700	440,500	92	302,800	383,700
93	313,500	397,400	430,800	440,700	93	303,100	384,800
94	313,700	398,000	431,000	440,900	94	303,300	385,500
95	314,000	398,700	431,300	441,100	95	303,600	386,200
96	314,400	399,600	431,400	441,300	96	304,200	387,100
97	314,700	400,000	431,500	441,500	97	304,500	387,600
98	315,200	400,600	431,700	441,700	98	305,100	388,300
99	315,700	401,200	431,900	442,000	99	305,600	389,000
100	316,000	402,000	432,100	442,200	100	306,000	389,800
101	316,600	402,800	432,300	442,400	101	306,600	390,600
102	316,800	403,400	432,500	442,600	102	306,900	391,300
103	317,000	404,300	432,800	442,800	103	307,100	392,200
104	317,200	405,100	433,000	443,000	104	307,600	393,000
105	317,400	405,500	433,200	443,200	105	307,900	393,500
106	317,600	406,300	433,500	443,500	106	308,100	394,300
107	317,800	407,000	433,700	443,800	107	308,300	395,100
108	318,000	407,900	433,900	444,000	108	308,500	396,000
109	318,200	408,500	434,100	444,200	109	308,700	396,700
110	318,400	409,200	434,300	444,400	110	308,900	397,400
111	318,600	409,900	434,600	444,600	111	309,000	398,100
112	318,800	410,500	434,800	444,800	112	309,300	398,800
113	318,900	411,100	435,000	445,000	113	309,400	399,400
114	319,100	411,900	435,300	445,300	114	309,600	400,200
115	319,300	412,600	435,600	445,600	115	309,800	400,900
116	319,500	413,300	435,800	445,800	116	310,000	401,600
117	319,700	413,800	436,000	446,000	117	310,300	402,200
118	319,900	414,500			118	310,600	402,900
119	320,100	415,000			119	310,900	403,400
120	320,300	415,600			120	311,200	404,000
121	320,500	416,200			121	311,400	404,600
122	320,700	416,700			122	311,600	405,200
123	320,900	417,200			123	311,800	405,700
124	321,100	417,700			124	312,000	406,200
125	321,300	417,900			125	312,300	406,400
126	321,500	418,200			126	312,500	406,700
127	321,800	418,400			127	312,800	407,000
128	322,000	418,700			128	313,000	407,300

新					旧				
別表第2(第7条関係)					別表第2(第7条関係)				
行政職給料表					行政職給料表				
職員の 区分	職 の 級 分	1 級			2 級			3 級	
		給料月額			給料月額			給料月額	
	1	202,100	268,000	283,800	255,700	189,800	281,100	288,300	288,300
	2	203,200	269,600	285,500	257,300	190,900	282,800	290,400	290,400
	3	204,300	271,000	287,400	258,700	192,000	284,700	292,300	292,300
	4	206,000	272,700	289,300	260,400	193,700	286,600	294,600	294,600
	5	207,700	274,400	301,000	262,100	195,400	288,300	296,400	296,400
	6	209,500	275,800	303,100	263,500	197,200	290,400	298,700	298,700
	7	211,200	277,400	305,000	265,100	199,000	292,300	300,800	300,800
	8	212,800	279,100	307,300	266,800	200,600	294,600	302,900	302,900
	9	214,200	280,800	308,900	268,500	202,000	296,200	304,700	304,700
	10	216,200	282,300	311,200	270,000	204,000	298,500	306,500	306,500
	11	218,000	283,600	313,300	271,300	205,900	300,600	308,300	308,300
	12	219,800	284,800	315,400	272,500	207,700	302,700	309,900	309,900
	13	221,700	285,100	316,900	273,100	209,600	304,200	311,700	311,700
	14	223,500	286,700	318,700	274,400	211,400	306,000	314,000	314,000
	15	225,200	288,100	320,600	275,800	213,200	307,900	316,200	316,200
	16	227,200	289,600	322,200	277,300	215,200	309,500	317,900	317,900
	17	229,000	291,000	323,600	278,700	217,000	310,900	320,000	320,000
	18	230,900	292,400	325,900	289,100	218,900	313,200	321,900	321,900
	19	232,800	294,000	328,000	281,700	220,800	315,300	323,900	323,900
	20	234,000	295,600	329,700	283,300	222,000	317,000	326,100	326,100
	21	235,100	297,200	331,700	284,900	223,100	319,000	327,900	327,900
	22	236,400	299,000	333,700	286,700	224,400	321,000	329,700	329,700
	23	237,500	300,700	335,300	288,400	225,500	322,600	331,400	331,400
	24	239,000	302,600	337,400	290,300	227,000	324,700	333,300	333,300
	25	240,500	303,800	338,900	291,500	228,500	326,200	334,800	334,800
	26	242,100	305,800	340,500	293,500	230,100	327,800	337,000	337,000
	27	243,600	307,500	341,900	295,200	231,600	329,300	338,800	338,800
	28	245,100	309,400	343,500	297,100	233,100	331,000	340,700	340,700
	29	246,500	310,700	344,800	298,400	234,500	332,300	342,300	342,300
	30	248,000	312,100	346,600	299,800	236,000	334,100	344,300	344,300
	31	249,300	313,700	348,100	301,400	237,300	335,600	346,100	346,100
	32	250,900	315,000	349,800	302,700	238,900	337,300	348,300	348,300
	33	252,500	316,600	351,300	304,300	240,500	338,800	349,900	349,900
	34	254,000	318,200	352,900	305,900	242,100	340,400	351,300	351,300
	35	255,500	319,900	354,300	307,600	243,600	341,800	353,000	353,000
	36	257,300	321,300	356,300	309,300	245,400	343,800	354,600	354,600
	37	258,700	323,300	357,700	311,000	246,800	345,200	356,000	356,000
	38	260,500	324,600	359,000	312,300	248,600	346,500	358,100	358,100
	39	262,000	326,100	360,500	313,800	250,100	348,000	360,000	360,000
	40	263,700	328,100	361,700	315,800	251,800	349,200	362,000	362,000

新				旧			
41	264,900	329,700	362,700	376,400	41	253,000	317,400
42	266,300	331,200	364,200	378,300	42	254,500	318,900
43	267,700	332,500	365,700	380,200	43	255,900	320,300
44	269,000	334,200	367,200	382,100	44	257,200	322,000
45	270,100	335,600	368,500	383,400	45	258,300	323,400
46	271,700	337,200	369,800	385,500	46	259,900	325,000
47	273,000	338,900	371,200	386,900	47	261,200	326,700
48	274,600	340,400	372,600	388,500	48	262,800	328,200
49	275,700	342,100	373,800	389,800	49	263,900	329,900
50	276,900	343,500	374,900	391,700	50	265,100	331,300
51	277,700	344,700	376,100	393,300	51	266,000	332,500
52	278,300	346,400	377,000	395,100	52	266,700	334,200
53	278,600	347,700	377,800	396,900	53	267,000	335,500
54	279,100	348,800	379,100	398,700	54	267,500	336,600
55	279,600	350,100	380,300	400,400	55	268,100	337,900
56	280,500	351,300	381,600	402,200	56	269,100	339,100
57	281,100	352,400	383,100	403,500	57	269,800	340,200
58	281,900	353,500	384,300	405,000	58	270,800	341,300
59	282,900	354,300	385,400	406,500	59	272,000	342,300
60	284,000	355,300	386,700	408,000	60	273,300	343,300
61	284,800	356,200	387,500	409,400	61	274,200	344,200
62	285,400	357,200	388,600	410,600	62	274,800	345,200
63	285,900	358,800	389,800	411,800	63	275,300	346,000
64	287,000	358,900	391,000	413,000	64	276,600	347,000
65	287,900	359,400	392,000	414,000	65	277,500	347,600
66	288,000	360,100	392,800	415,000	66	278,700	348,300
67	289,100	360,900	393,500	416,000	67	279,900	349,100
68	291,300	361,500	394,500	416,900	68	281,300	349,700
69	292,100	362,100	395,300	417,700	69	282,200	350,300
70	292,800	363,100	396,200	418,600	70	283,000	351,400
71	293,400	363,800	396,800	419,500	71	283,600	352,200
72	294,400	364,700	397,700	420,300	72	284,700	353,200
73	295,200	366,000	398,500	421,000	73	285,600	354,300
74	296,000	367,100	399,200	421,900	74	286,400	355,600
75	296,900	368,200	400,000	422,600	75	287,400	356,700
76	297,500	369,400	400,800	423,500	76	288,000	357,900
77	298,100	370,200	401,500	424,200	77	288,700	358,700
78	298,800	371,100	402,300	425,100	78	289,500	359,600
79	299,600	372,000	402,900	425,900	79	290,400	360,500
80	300,300	372,800	403,700	426,800	80	291,200	361,300
81	300,800	373,600	404,000	427,500	81	291,700	362,100
82	301,300	374,500	404,700	428,300	82	292,200	363,000
83	302,400	375,200	405,400	429,100	83	292,700	363,900
84	303,000	376,000	406,200	430,000	84	293,400	364,800
85	302,900	376,800	406,800	430,600	85	294,000	365,600
86	303,400	377,500	407,400	431,500	86	294,500	366,300
87	303,900	377,900	407,900	432,400	87	295,100	366,900
88	304,700	378,700	408,600	433,300	88	296,000	367,700

新					旧				
89	365,300	379,600	409,200	433,800	89	296,700	368,600	398,000	422,000
90	365,600	380,400	409,900	434,600	90	297,000	369,400	398,700	422,800
91	365,800	381,100	410,600	435,300	91	297,200	370,200	399,400	423,500
92	366,000	381,800	411,300	436,200	92	297,400	371,000	400,100	424,400
93	366,100	382,400	411,800	436,800	93	297,500	371,600	400,600	425,000
94	366,400	383,100	412,400	437,600	94	297,800	372,300	401,200	425,800
95	366,700	383,700	412,900	438,500	95	298,100	372,900	401,700	426,700
96	366,900	384,500	413,600	439,400	96	298,300	373,700	402,400	427,600
97	367,200	384,900	413,900	440,000	97	298,600	374,100	402,700	428,200
98	367,400	385,600	414,600	441,000	98	298,800	374,800	403,400	429,000
99	367,700	386,200	415,300	441,200	99	299,200	375,100	404,100	429,600
100	367,900	386,900	416,000	441,500	100	299,500	376,100	404,800	429,900
101	368,100	387,600	416,600	441,600	101	299,700	376,800	405,400	430,000
102	368,400	388,300	417,000	441,900	102	300,000	377,500	406,000	430,300
103	368,900	388,900	417,300	442,100	103	300,600	378,200	406,400	430,500
104	369,400	389,600	417,500	442,200	104	301,100	378,900	406,600	430,600
105	369,600	390,100	417,600	442,500	105	301,300	379,400	406,700	430,900
106	369,800	390,800	417,700	442,600	106		380,100	406,800	431,000
107	369,900	391,500	417,800	442,700	107		380,800	406,900	431,100
108	369,900	392,200	417,900	442,900	108		381,500	407,000	431,300
109	369,900	392,700	418,000	443,200	109		382,000	407,100	431,600
110	369,900	393,400	418,100	443,400	110		382,700	407,200	431,800
111	369,900	394,000	418,200	443,600	111		383,300	407,300	432,000
112	369,900	394,700	418,300	443,700	112		384,000	407,400	432,100
113	369,900	395,100	418,400	443,800	113		384,400	407,500	432,200
114	369,900	395,800	418,500	444,000	114		385,100	407,600	432,400
115	369,900	396,400	418,600	444,600	115		385,700	407,700	433,000
116	369,900	397,100	418,700	445,400	116		386,400	407,800	433,800
117	369,900	397,600	418,800	446,200	117		386,900	407,900	434,600
118	369,900	398,200	418,900		118		387,500	408,000	
119	369,900	398,700	419,000		119		388,200	408,100	
120	369,900	399,400	419,100		120		388,900	408,200	
121	369,900	399,900	419,200		121		389,400	408,300	
122	369,900	400,500	419,300		122		390,000	408,400	
123	369,900	401,200	419,400		123		390,700	408,500	
124	369,900	401,900	419,500		124		391,400	408,600	
125	369,900	402,400	419,600		125		391,900	408,700	
126	369,900	402,900			126		392,400		
127	369,900	403,400			127		392,900		
128	369,900	404,100			128		393,600		
129	369,900	404,500			129		394,000		
130	369,900	404,900			130		394,400		
131	369,900	405,300			131		394,800		
132	369,900	405,600			132		395,100		
133	369,900	405,900			133		395,400		
134	369,900	406,100			134		395,600		
135	369,900	406,300			135		395,800		

新										旧									
136 137		406,400 406,500								136 137		395,900 396,000							
新任 主 任 教 員	基礎 給料 月額	基礎給料月額		H		256,700		H		基礎給料月額		H		246,200		基礎給料月額		H	

新					旧				
別表第3(第7条関係)					別表第3(第7条関係)				
医療職給料表(2)					医療職給料表(2)				
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	号	給	給料月額	給料月額	
1	1	202,100	268,000	293,800	1	1	189,800	255,700	281,100
2	2	203,200	269,600	295,500	2	2	190,900	257,300	282,800
3	3	204,300	271,000	297,400	3	3	192,000	258,700	284,700
4	4	206,800	272,700	299,300	4	4	193,700	260,400	286,600
5	5	207,700	274,400	301,000	5	5	195,400	262,100	288,300
6	6	209,500	275,800	303,100	6	6	197,200	263,500	290,400
7	7	211,200	277,400	305,000	7	7	199,000	265,100	292,300
8	8	212,800	279,100	307,300	8	8	200,600	266,800	294,600
9	9	214,200	280,800	308,900	9	9	202,000	268,500	296,200
10	10	216,200	282,300	311,200	10	10	204,000	270,000	298,500
11	11	218,000	283,600	313,300	11	11	205,900	271,300	300,600
12	12	219,800	284,800	315,400	12	12	207,700	272,500	302,700
13	13	221,700	285,400	316,900	13	13	209,600	273,100	304,200
14	14	223,500	286,700	318,700	14	14	211,400	274,400	306,000
15	15	225,200	288,100	320,600	15	15	213,200	275,800	307,900
16	16	227,300	289,600	322,200	16	16	215,200	277,300	309,500
17	17	229,000	291,000	323,600	17	17	217,000	278,700	310,900
18	18	230,900	292,400	325,900	18	18	218,900	280,100	313,200
19	19	232,800	294,000	328,000	19	19	220,800	281,700	315,300
20	20	234,000	295,600	329,700	20	20	222,000	283,300	317,000
21	21	235,100	297,200	331,700	21	21	223,100	284,900	319,000
22	22	236,400	299,000	333,700	22	22	224,400	286,700	321,000
23	23	237,500	300,700	335,300	23	23	225,500	288,400	322,600
24	24	239,000	302,600	337,400	24	24	227,000	290,300	324,700
25	25	240,500	303,800	338,900	25	25	228,500	291,500	326,200
26	26	242,100	305,800	340,500	26	26	230,100	293,500	327,800
27	27	243,600	307,500	341,900	27	27	231,600	295,200	329,300
28	28	245,100	309,400	343,500	28	28	233,100	297,100	331,000
29	29	246,500	310,700	344,800	29	29	234,500	298,400	332,300
30	30	248,000	312,100	346,600	30	30	236,000	299,800	334,100
31	31	249,300	313,700	348,100	31	31	237,300	301,400	335,600
32	32	250,900	315,000	349,800	32	32	238,900	302,700	337,300
33	33	252,500	316,600	351,300	33	33	240,500	304,300	338,800
34	34	254,000	318,200	352,900	34	34	242,100	305,900	340,400
35	35	255,500	319,900	354,300	35	35	243,600	307,600	341,800
36	36	257,300	321,300	356,300	36	36	245,400	309,000	343,800
37	37	258,700	323,300	357,700	37	37	246,800	311,000	345,200
38	38	260,500	324,600	359,000	38	38	248,600	312,300	346,500
39	39	262,000	326,100	360,500	39	39	250,100	313,800	348,000
40	40	263,700	328,100	361,700	40	40	251,800	315,800	349,200

新			旧		
41	264,900	329,700	362,700	41	253,000
42	266,300	331,200	364,200	42	254,500
43	267,700	332,500	365,700	43	255,900
44	269,000	334,200	367,200	44	257,200
45	270,100	335,600	368,500	45	258,300
46	271,700	337,200	369,800	46	259,900
47	273,000	338,900	371,200	47	261,200
48	274,600	340,400	372,600	48	262,800
49	275,700	342,100	373,800	49	263,900
50	276,900	343,500	374,900	50	265,100
51	277,700	344,700	376,100	51	266,000
52	278,300	346,400	377,000	52	266,700
53	278,600	347,700	377,800	53	267,000
54	279,500	348,800	379,100	54	268,000
55	280,500	350,100	380,300	55	269,000
56	281,500	351,300	381,600	56	270,100
57	282,400	352,400	383,100	57	271,100
58	283,500	353,500	384,300	58	272,400
59	284,900	354,300	385,400	59	273,900
60	286,400	355,300	386,700	60	275,600
61	287,600	356,200	387,500	61	276,800
62	288,500	357,200	388,600	62	277,700
63	289,500	358,000	389,800	63	278,700
64	291,000	358,900	391,000	64	280,300
65	291,900	359,400	392,000	65	281,400
66	293,400	360,100	392,800	66	283,000
67	294,800	360,900	393,500	67	284,500
68	296,400	361,500	394,500	68	286,100
69	297,700	362,100	395,300	69	287,500
70	298,900	363,100	396,200	70	288,700
71	299,700	363,800	396,800	71	289,600
72	301,000	364,700	397,700	72	291,000
73	302,400	366,000	398,500	73	292,400
74	303,400	367,100	399,200	74	293,500
75	304,500	368,200	400,000	75	294,700
76	305,400	369,400	400,800	76	295,600
77	306,700	370,200	401,500	77	297,000
78	307,900	371,100	402,300	78	298,300
79	309,000	372,000	402,900	79	299,500
80	310,000	372,800	403,700	80	300,600
81	311,100	373,600	404,000	81	301,700
82	311,800	374,500	404,700	82	302,500
83	312,600	375,200	405,400	83	303,300
84	313,700	376,000	406,200	84	304,400
85	314,500	376,800	406,800	85	305,300
86	315,100	377,500	407,400	86	306,000
87	315,900	377,900	407,900	87	306,800
88	316,800	378,700	408,600	88	307,800
41	264,900	329,700	362,700	41	253,000
42	266,300	331,200	364,200	42	254,500
43	267,700	332,500	365,700	43	255,900
44	269,000	334,200	367,200	44	257,200
45	270,100	335,600	368,500	45	258,300
46	271,700	337,200	369,800	46	259,900
47	273,000	338,900	371,200	47	261,200
48	274,600	340,400	372,600	48	262,800
49	275,700	342,100	373,800	49	263,900
50	276,900	343,500	374,900	50	265,100
51	277,700	344,700	376,100	51	266,000
52	278,300	346,400	377,000	52	266,700
53	278,600	347,700	377,800	53	267,000
54	279,500	348,800	379,100	54	268,000
55	280,500	350,100	380,300	55	269,000
56	281,500	351,300	381,600	56	270,100
57	282,400	352,400	383,100	57	271,100
58	283,500	353,500	384,300	58	272,400
59	284,900	354,300	385,400	59	273,900
60	286,400	355,300	386,700	60	275,600
61	287,600	356,200	387,500	61	276,800
62	288,500	357,200	388,600	62	277,700
63	289,500	358,000	389,800	63	278,700
64	291,000	358,900	391,000	64	280,300
65	291,900	359,400	392,000	65	281,400
66	293,400	360,100	392,800	66	283,000
67	294,800	360,900	393,500	67	284,500
68	296,400	361,500	394,500	68	286,100
69	297,700	362,100	395,300	69	287,500
70	298,900	363,100	396,200	70	288,700
71	299,700	363,800	396,800	71	289,600
72	301,000	364,700	397,700	72	291,000
73	302,400	366,000	398,500	73	292,400
74	303,400	367,100	399,200	74	293,500
75	304,500	368,200	400,000	75	294,700
76	305,400	369,400	400,800	76	295,600
77	306,700	370,200	401,500	77	297,000
78	307,900	371,100	402,300	78	298,300
79	309,000	372,000	402,900	79	299,500
80	310,000	372,800	403,700	80	300,600
81	311,100	373,600	404,000	81	301,700
82	311,800	374,500	404,700	82	302,500
83	312,600	375,200	405,400	83	303,300
84	313,700	376,000	406,200	84	304,400
85	314,500	376,800	406,800	85	305,300
86	315,100	377,500	407,400	86	306,000
87	315,900	377,900	407,900	87	306,800
88	316,800	378,700	408,600	88	307,800

新				旧			
89	318,000	379,600	409,200	89	309,000	363,600	398,000
90	318,500	380,400	409,900	90	309,500	369,400	398,700
91	319,000	381,100	410,600	91	310,000	370,200	399,400
92	319,700	381,800	411,300	92	310,700	371,000	400,100
93	320,000	382,400	411,800	93	311,000	371,600	400,600
94	320,200	383,100	412,400	94	311,200	372,300	401,200
95	320,400	383,700	412,900	95	311,400	372,900	401,700
96	320,600	384,500	413,600	96	311,600	373,700	402,400
97	320,800	384,900	413,900	97	311,800	374,100	402,700
98		385,600	414,600	98		374,800	403,400
99		386,200	415,300	99		375,400	404,100
100		386,900	416,000	100		376,100	404,800
101		387,600	416,600	101		376,800	405,400
102		388,300	417,000	102		377,500	406,000
103		388,900	417,300	103		378,200	406,400
104		389,600	417,500	104		378,900	406,600
105		390,100	417,600	105		379,400	406,700
106		390,800	417,700	106		380,100	406,800
107		391,500	417,800	107		380,800	406,900
108		392,200	417,900	108		381,500	407,000
109		392,700	418,000	109		382,000	407,100
110		393,400	418,100	110		382,700	407,200
111		394,000	418,200	111		383,300	407,300
112		394,700	418,300	112		384,000	407,400
113		395,100	418,400	113		384,400	407,500
114		395,800	418,500	114		385,100	407,600
115		396,400	418,600	115		385,700	407,700
116		397,100	418,700	116		386,400	407,800
117		397,600	418,800	117		386,900	407,900
118		398,200		118		387,500	
119		398,700		119		388,200	
120		399,400		120		388,900	
121		399,900		121		389,400	
122		400,500		122		390,000	
123		401,200		123		390,700	
124		401,900		124		391,400	
125		402,400		125		391,900	
126		402,900		126		392,400	
127		403,400		127		392,900	
128		404,100		128		393,600	
129		404,500		129		394,000	
定年 前月 任用 期間 満了 迄教	某準給料月額	某準給料月額	某準給料月額	定年 前月 任用 期間 満了 迄教	某準給料月額	某準給料月額	某準給料月額
	259,500	275,000	303,600		248,800	264,100	292,000

新	旧
【職員】 備考 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校栄養職員に適用する。 1 任期付短時間勤務職員である学校栄養職員は、1級13月給の給料月額に相当する額とする。 2 任期付短時間勤務職員である学校栄養職員は、1級13月給の給料月額に相当する額とする。	【職員】 備考 この表は、小学校、中学校、中学校及び特別支援学校の学校栄養職員に適用する。 1 任期付短時間勤務職員である学校栄養職員は、1級13月給の給料月額に相当する額とする。 2 任期付短時間勤務職員である学校栄養職員は、1級13月給の給料月額に相当する額とする。

北九州市立の小・中学校、中等学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
(通勤手当) 第22条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第3項及び第5項において「<u>運賃等相当額</u>」という。） (2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額（育児短時間勤務教職員等、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた教職員、定年前任用短時間勤務の承認を受けた教職員、任期付短時間勤務教職員、任期付短時間勤務教職員及び任期付条例第4条教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める教職員にあ	(通勤手当) 第22条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該教職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務教職員等、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた教職員、定年前任用短時間勤務教職員、任期付短時間勤務教職員及び任期付条例第4条教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める教職員にあ

新	旧
考慮して人事委員会規則で定める教職員にあっては、当該人事委員会規則で定める額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	<u>つては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</u> ア <u>自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5キロメートル未満である教職員 2, 000円</u> イ <u>使用距離が片道 5キロメートル以上 10キロメートル未満である教職員 4, 200円</u> ウ <u>使用距離が片道 10キロメートル以上 15キロメートル未満である教職員 7, 300円</u> エ <u>使用距離が片道 15キロメートル以上 20キロメートル未満である教職員 1万400円</u> オ <u>使用距離が片道 20キロメートル以上 25キロメートル未満である教職員 1万3, 500円</u> カ <u>使用距離が片道 25キロメートル以上 30キロメートル未満である教職員 1万6, 600円</u> キ <u>使用距離が片道 30キロメートル以上 35キロメートル未満である教職員 1万9, 700円</u> ク <u>使用距離が片道 35キロメートル以上 40キロメートル未満である教職員 2万2, 800円</u> ケ <u>使用距離が片道 40キロメートル以上 45キロメートル未満である教職員 2万5, 900円</u>

新	旧
(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に 応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額 3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとな ったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で人事委員会規 則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の 直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む 。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車（第1号及び第5項におい て「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用 に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減	コ <u>使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員</u> <u>2万9,100円</u> サ <u>使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員</u> <u>3万2,300円</u> シ <u>使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員</u> <u>3万5,500円</u> ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 3万8,700円</u> (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利 用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分 に 応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額 の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該教職員の通勤手当に係る支 給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給 単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

新	旧
じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当</u> <u>支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額</u> (第5項において「特別料金等相当額」という。) (2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当</u> <u>前項の規定による額</u> 4 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる教職員のうち、自動車の駐市のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするもの</u> (人事委員会規則で定める者を除く。)に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額 (次項において「<u>駐市場料金等相当額</u>」という。)を支給する。 5 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額</u> (交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、<u>第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額</u> (新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額) 及び<u>駐市場料金等相当額の合計額が15万円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>	3～6 略

新	旧
(勤勉手当) 第35条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って教育委員会が定める割合を乗じて得た額とする。 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料及び<u>これに</u>対する地域手当の月額の合計額とする。 4 略 5 略	(勤勉手当) 第35条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額<u>に、教育委員会規則で定める基準に従って教育委員会が定める割合を乗じて得た額とする。</u> 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料及び<u>扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額</u>の合計額とする。 4 略 5 略

議案第 160 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に
関する条例の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費につ
いて、北九州市旅費条例を準用することを基本とするため、関係規定を改め
る必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に
関する条例の一部を改正する条例

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例
(平成28年北九州市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「北九州市旅費条例」の次に「(昭和38年北九州市条例第102号)」を加え、同条を第2条とする。

第5条を第3条とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例(以下「新教職員旅費条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新教職員旅費条例第2条の規定によりその例によることとされる北九州市旅費条例の一部を改正する条例(令和7年北九州市条例第 号。以下「改正条例」という。)による改正後の北九州市旅費条例(昭和38年北九州市条例第102号)第4条第1項の規定により旅行命令等が発せられた旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例第4条の規定によりその例によることとされる改正条例による改正前の北九州市旅費条例第5条第1項の規定により旅行命令等が発せられた旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項の規定により旅行命令等が発せられ、かつ、施行日以後に新教職員旅費条例第2条の規定によりその例によることとされる改正条例による改正後の北九州市旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等が変更された旅行については、新教職員旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

参考 北九州市立の小中学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例新旧対照表

新	旧
(自家用車による旅費) <u>第2条</u> 教職員が、教育委員会又はその委任を受けた者の承認を受けて、自家用車（教育委員会が定める基準に基づいて登録を受けた自家用車に限る。）を使用して旅行をした場合は、市賃を支給する。 <u>2</u> 前項の市賃の額は、路程に応じ教育委員会規則で定める1キロメートル当たりの定額によるものとする。 (勤務地内出張の旅費) <u>第3条</u> 勤務地内において出張する場合の旅費の額は、交通費の実費額とする。ただし、当該出張が、片道1キロメートル未満であるときは又は公用車を利用したものであるときは、旅費を支給しない。 <u>2</u> 前条第1項に規定する自家用車を使用して旅行した場合にあっては、前項中「交通費の実費額」とあるのは「前条第2項の規定による市賃の額」とする。 <u>3</u> 交通費は、実費に代え、回数乗車券又は定期乗車券をもって支給することができる。 <u>4</u> 公務上の必要又は大災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号）別表第2に定める宿泊料と同額の宿泊料を支給することができる。 (準用) <u>第2条</u> この条例その他別に定めるもののほか、旅費の支給、計算その他の教職員の旅費の取扱いについては、北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第10	(自家用車による旅費) <u>第2条</u> 教職員が、教育委員会又はその委任を受けた者の承認を受けて、自家用車（教育委員会が定める基準に基づいて登録を受けた自家用車に限る。）を使用して旅行をした場合は、市賃を支給する。 <u>2</u> 前項の市賃の額は、路程に応じ教育委員会規則で定める1キロメートル当たりの定額によるものとする。 (勤務地内出張の旅費) <u>第3条</u> 勤務地内において出張する場合の旅費の額は、交通費の実費額とする。ただし、当該出張が、片道1キロメートル未満であるときは又は公用車を利用したものであるときは、旅費を支給しない。 <u>2</u> 前条第1項に規定する自家用車を使用して旅行した場合にあっては、前項中「交通費の実費額」とあるのは「前条第2項の規定による市賃の額」とする。 <u>3</u> 交通費は、実費に代え、回数乗車券又は定期乗車券をもって支給することができる。 <u>4</u> 公務上の必要又は大災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号）別表第2に定める宿泊料と同額の宿泊料を支給することができる。 (準用) <u>第4条</u> この条例その他別に定めるもののほか、旅費の支給、計算その他の教職員の旅費の取扱いについては、北九州市旅費条例第1条に規定する職員の旅費の取

新	旧
2号) <u>第1条</u>に規定する職員の旅費の取扱いの例による。 (委任) <u>第3条</u> この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。	扱いの例による。 (委任) <u>第5条</u> この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議案第 161 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間について、勤務時間を割り振らない日を設定できることとするため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成２８年北九州市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第４条の見出し中「週休日」の次に「等」を加え、同条に次の１項を加える。

- ４ 教育委員会は、教職員（人事委員会規則で定める教職員を除く。以下この項において同じ。）について、公務の運営に支障がないと認める場合には、次条第１項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、第１項の規定による週休日のほかに当該教職員の勤務時間を割り振らない日を設けることができる。

第８条本文中「週休日」の次に「、第４条第４項の規定により勤務を割り振らない日」を加える。

第１２条の見出し中「週休日」の次に「等」を加え、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定は、教職員に第４条第４項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。
（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正）
- ２ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成２８年北九州市条例第５７号）の一部を次のように改正する。
第１５条第４項中「の規定による」を「第４条第１項から第３項までに規定する」に、「以下」を「第３０条第１項において」に改める。
第２５条第２項中「第１２条第１項」の次に「又は同条第２項の規定にお

いて読み替えて準用する同条第1項」を加える。

第26条第3項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

第30条第1項中「により週休日」の次に「、教職員勤務時間等条例第4条第4項に規定する勤務時間を割り振らない日」を加える。

参考 北九州市立の小中学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

新		旧
(週休H等) 第4条 略 2 略 3 略 4 教育委員会は、教職員（人事委員会規則で定める教職員を除く。以下この項において同じ。）について、公務の運営に支障がないと認められる場合には、次条第1項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、第1項の規定による週休日のほかに当該教職員の勤務時間を割り振らない日を設けることができる。	(週休H) 第4条 略 2 略 3 略	(時間外勤務及び休日勤務) 第8条 公務のため、臨時に必要があるときは、教育委員会は、教職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日に勤務することを命じ、当該教職員が育児短時間勤務教職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日に勤務することができる。
(週休H等の振替及び休日代休) 第12条 略 2 前項の規定は、教職員に第4条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日	(週休日の振替及び休日の代休) 第12条 略	

新	旧
とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。<u>この場合において、前項中「週休Hに」とあるのは、「勤務時間を割り振らないHに」と読み替えるものとする。</u> <u>3 略</u>	<u>2 略</u>

議案第 162 号

若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約の一部変更
について

令和 7 年 2 月北九州市議会定例会において議決を経た若戸大橋（吊橋部）橋
梁補修工事（6－2）請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約について、工
期を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決工期

令和 7 年 3 月 1 2 日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで

変更工期

令和 7 年 3 月 1 2 日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 163 号

若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7－1）請負契約締結について

若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7－1）請負契約を次のとおり締結する。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7－1）請負契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工 事 名 若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7－1）
- 2 契 約 金 額 24 億 9, 104 万 9, 000 円
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 上 期 契約締結の日から令和 11 年 1 月 31 日まで
- 5 契約の相手方 I H I ・横河・松田特定建設工事共同企業体
代表者 福岡市中央区高砂一丁目 11 番 3 号
株式会社 I H I インフラシステム九州支店
支店長 松永 勉
構成員 福岡市博多区博多駅東一丁目 17 番 25 号
株式会社横河ブリッジ福岡営業所
所長 小畠貴浩
構成員 北九州市若松区大字安瀬 62 番地 3
松田建設工業株式会社
代表取締役 松川正市

議案第 164 号

公有水面埋立てによる土地確認について

次のとおり公有水面埋立てによる土地を確認する。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

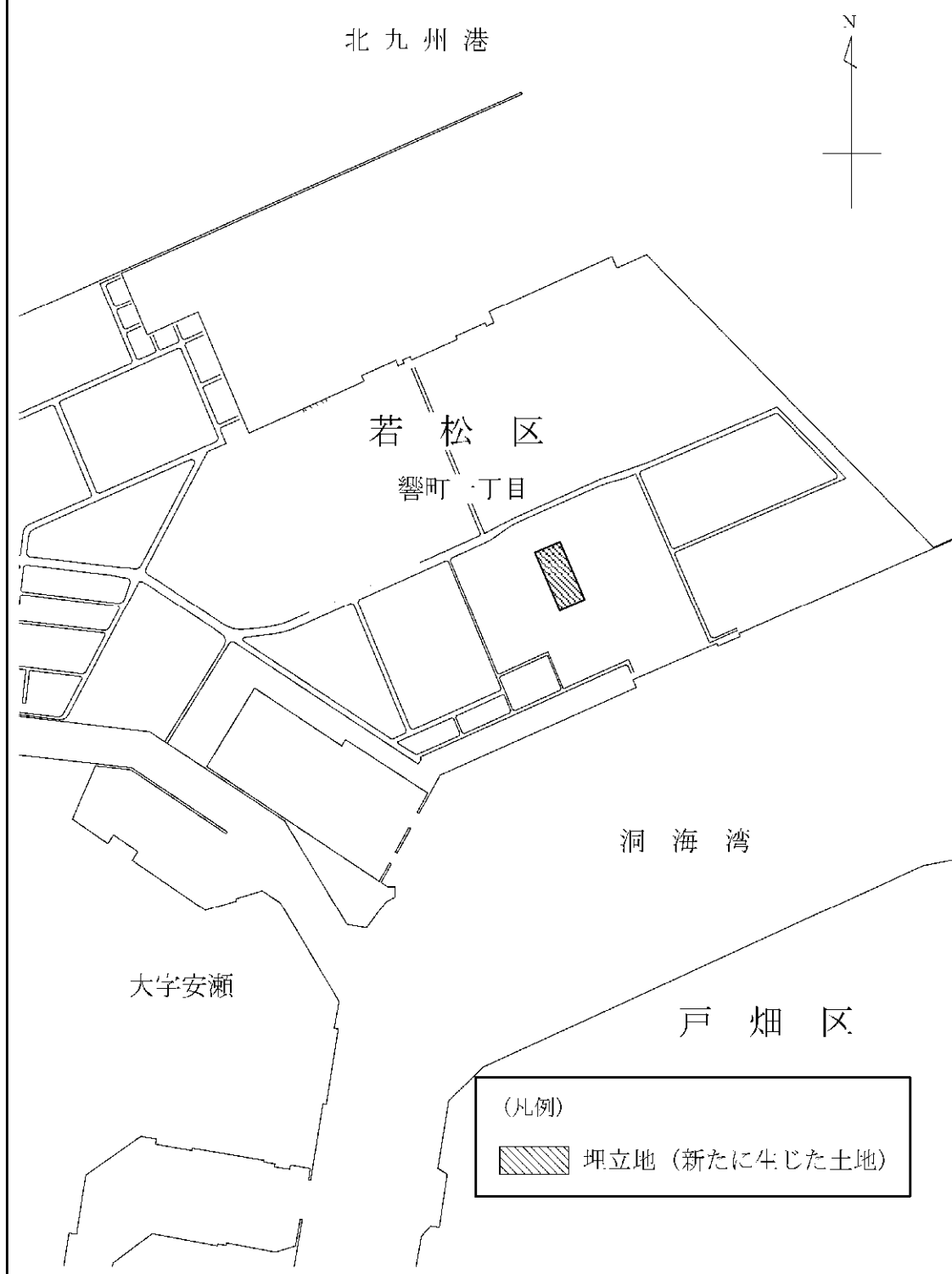
提案理由 公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認する必要があるので、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、この案を提出する。

記

市の区域内に新たに生じた土地

北九州市若松区響町一丁目 94 の 1、94 の 3、94 の 4、94 の 5、104 の 1、104 の 11、129、131 地先 3 万 6,758.32 平方メートル

若松区響町一丁目地先埋立地付近図



地方自治法（抜粋）

（あらたに生じた土地の確認）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

2 略

議案第 1 6 5 号

町の区域の変更について

町の区域を次のとおり変更する。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

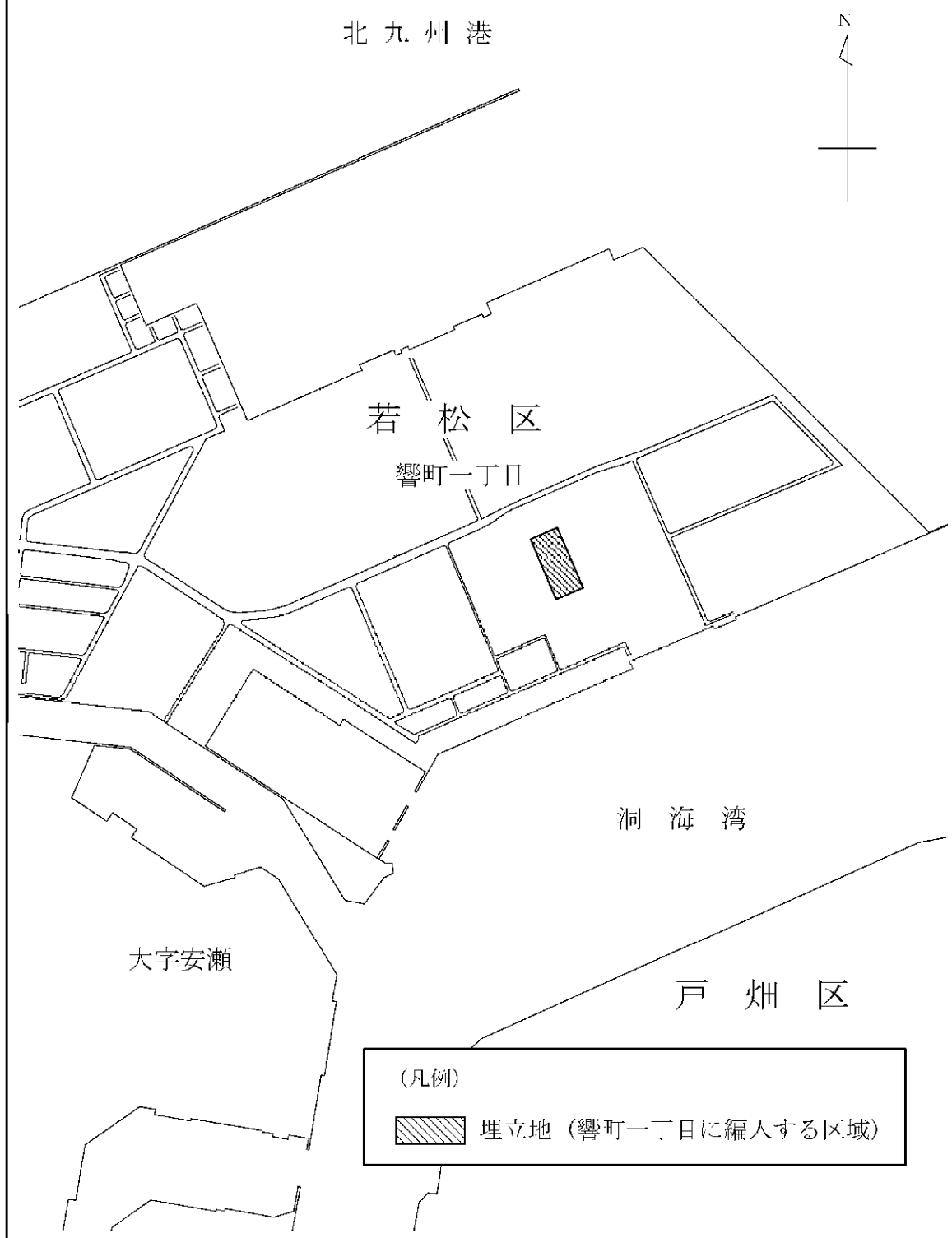
提案理由 公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地を生じたため、当該土地を町の区域に編入する必要があるので、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

記

町の区域の変更

北九州市若松区響町一丁目 9 4 の 1、9 4 の 3、9 4 の 4、9 4 の 5、1 0 4 の 1、1 0 4 の 1 1、1 2 9、1 3 1 地先 3 万 6, 7 5 8. 3 2 平方メートルを北九州市若松区響町一丁目の町区域に編入する。

若松区響町一丁目地先埋立地付近図



地方自治法（抜粋）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第 2 6 0 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 略

3 略

議案第 166 号

当せん金付証票の発売について

令和 8 年度において次のとおり当せん金付証票を発売する。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 当せん金付証票法第 4 条第 1 項に規定する公共事業等の費用の財源に充てるため、令和 8 年度において本市が発売する当せん金付証票の発売総額の範囲を定める必要があるので、同項の規定により、この案を提出する。

記

発売総額

120 億円以内

参 考

当せん金付証票法（抜粋）

（都道府県等の当せん金付証票の発売）

第4条 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第6条第3項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

2～4 略

議案第 167 号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線の認定及び廃止をする。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 市道路線の整備を図るため、路線の認定及び廃止の必要があるので、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

記

路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長 (m)
6430	上 石 田 3 2 号 線	小倉南区上石田三丁目	小倉南区上石田三丁目	76
6431	上 石 田 3 3 号 線	小倉南区上石田三丁目	小倉南区上石田三丁目	403
6432	上 石 田 3 4 号 線	小倉南区上石田三丁目	小倉南区上石田三丁目	77
6433	徳 吉 東 4 7 号 線	小倉南区徳吉東五丁目	小倉南区徳吉東五丁目	36
6434	徳 力 1 1 6 号 線	小倉南区徳力一丁目	小倉南区徳力一丁目	35
6435	湯 川 新 町 1 3 0 号 線	小倉南区湯川新町一丁目	小倉南区湯川新町一丁目	79
7153	御 開 1 7 号 線	八幡西区御開三丁目	八幡西区御開三丁目	38
7154	下 畑 町 1 2 号 線	八幡西区下畑町	八幡西区下畑町	26
7155	野 面 1 2 7 号 線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目	25
7156	野 面 1 2 8 号 線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目	279
7157	野 面 1 2 9 号 線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目	162
7158	町 上 津 役 西 5 7 号 線	八幡西区町上津役西四丁目	八幡西区町上津役西四丁目	75
7159	町 上 津 役 西 5 8 号 線	八幡西区町上津役西四丁目	八幡西区町上津役西四丁目	47
7160	町 上 津 役 西 5 9 号 線	八幡西区町上津役西四丁目	八幡西区町上津役西四丁目	63

路線廃止調書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長 (m)
1172	有 毛 7 号 線	若松区大字有毛	若松区大字有毛	73
2397	上上津役 4 8 号 線	八幡西区上上津役三丁目	八幡西区上上津役三丁目	121
2709	楠 橋 1 0 7 号 線	八幡西区大字楠橋	八幡西区大字楠橋	41

参 考

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 略

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 ～ 5 略

（路線の廃止又は変更）

- 第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 略

- 3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 168 号

市有地の処分について

市有地を次のとおり売り払う。

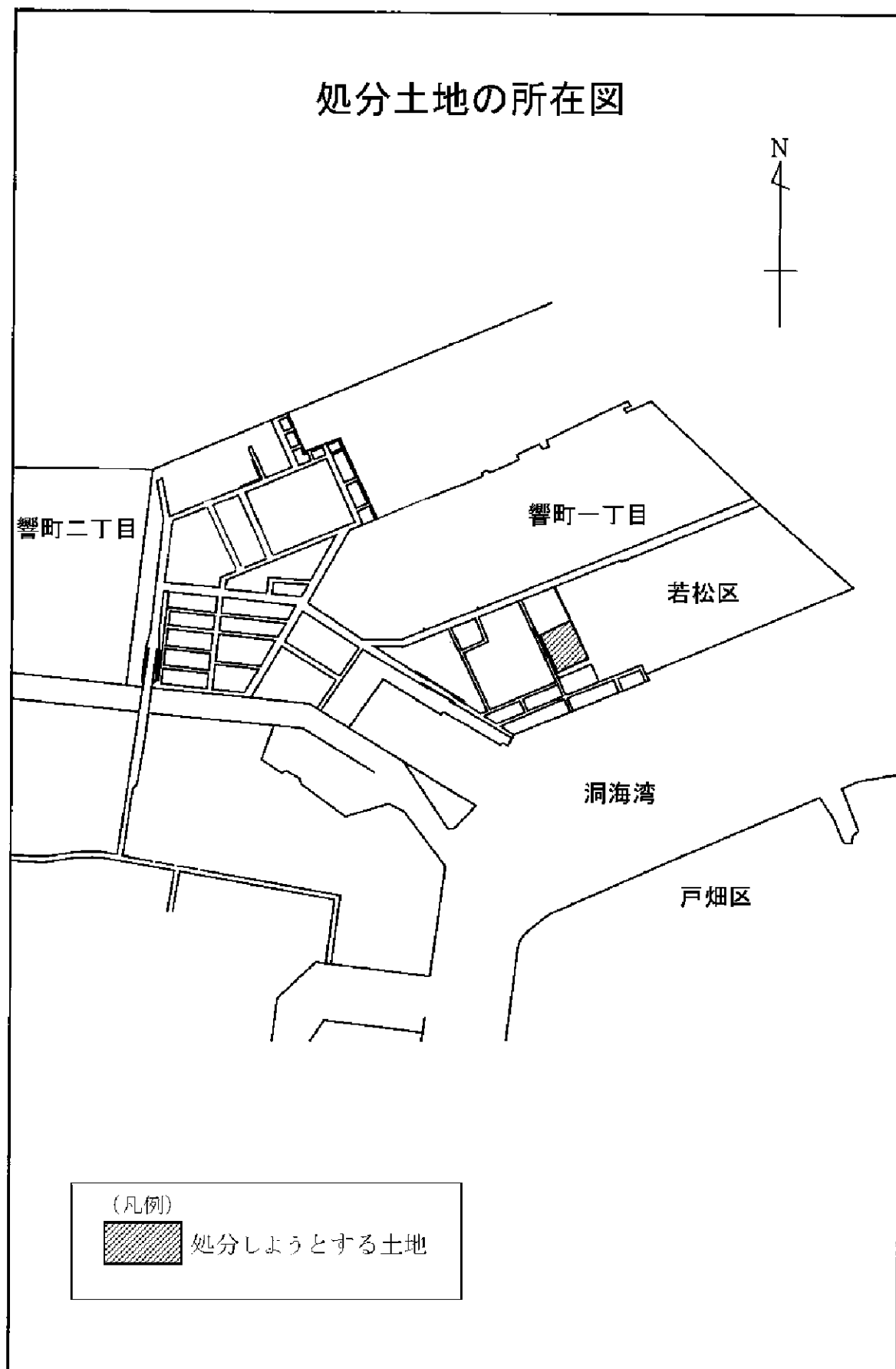
令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 若松区響町一丁目に所在する市有地を製造業用地として売り払うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 土地の地目及び所在地
雑種地
若松区響町一丁目 94 番 5
- 2 土地の面積
6 万 3, 225.36 平方メートル
- 3 売払い予定金額
15 億 8, 063 万 4, 000 円



北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第169号

芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する
協議について

芦屋町との協議により、次のとおり規約を定め、公共下水道事業に係る事務
を受託し、及び代替執行する。

令和7年12月4日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 芦屋町の公共下水道事業に係る事務を受託し、及び代替執行するた
め、芦屋町と協議する必要があるので、地方自治法第252条の14第3項
及び第252条の16の2第3項において準用する同法第252条の2の2
第3項本文の規定により、この案を提出する。

記

芦屋町の公共下水道事業に係る事務の委託及び代替執行に関する 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項及び第252条の16の2第1項の規定に基づき、芦屋町の汚水処理に関する公共下水道事業に係る事務の委託及び代替執行について、必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 北九州市は、芦屋町の汚水処理に関する公共下水道事業に係る事務のうち事業管理に関する事務（以下「委託事務」という。）を管理し、及び執行する。

(代替執行事務の範囲)

第3条 北九州市は、芦屋町の汚水処理に関する公共下水道事業に係る事務のうち次に掲げる事務（以下「代替執行事務」という。）を、芦屋町長（以下「町長」という。）の名において管理し、及び執行する。

(1) 公共下水道の修繕及び維持の事実行為に関する事務

(2) 公共下水道の設置及び改築の事実行為に関する事務

(3) その他の管理の事実行為に関する事務

(管理及び執行の方法)

第4条 委託事務及び代替執行事務の管理及び執行については、別に定めるものを除き、北九州市の条例及び規則（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第5条 委託事務及び代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、芦屋町の負担とし、芦屋町は、あらかじめ北九州市に交付するものとする。

2 委託事務及び代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、北九州市の事務費を含めるものとする。

3 第1項に規定する経費の額及び交付の時期は、町長と北九州市上下水道局長（以下「局長」という。）が協議して定める。

(収入及び支出の経理)

第6条 局長は、委託事務及び代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の精算)

第7条 局長は、毎年度終了後、速やかに委託事務及び代替執行事務に係る収

人及び支出の精算を行い、その明細を町長に通知する。

（相互の協力及び連絡会議）

第 8 条 委託事務及び代替執行事務の管理及び執行について北九州市及び芦屋町は、相互に協力するものとする。

2 委託事務及び代替執行事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、北九州市又は芦屋町の中出により連絡会議を開くことができる。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第 9 条 北九州市は、委託事務及び代替執行事務の管理及び執行について適用される北九州市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ芦屋町に通知しなければならない。

（委託事務及び代替執行事務の管理及び執行の細目）

第 10 条 前各条に定めるもののほか、委託事務及び代替執行事務の管理及び執行に関し必要な事項は、町長及び局長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 略

（事務の委託）

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 略

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

（事務の代替執行）

第252条の16の2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。）ができる。

2 略

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により事務の代替執行をし、又は代替執行事務を変更し、若しくは事務の代替執行を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合に準用する。

議案第 170 号

指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立男女共同参画センター）

令和 2 年 12 月北九州市議会定例会において議決を経た北九州市立男女共同参画センターに係る指定管理者の指定の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立男女共同参画センターに係る指定管理者の指定について、指定する期間を変更する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

指定の変更内容

既決指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

変更指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 2 4 4 条の 2 略

2 ～ 4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 ～ 1 1 略

議案第 171 号～第 177 号

指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）

北九州市立特別養護老人ホームかざし園等について指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立特別養護老人ホームかざし園等について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

議案番号	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
第 171 号	北九州市立特別養護老人ホームかざし園	社会福祉法人北九州市福祉事業団	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
第 172 号	北九州市立本城リサイクル工房	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
第 173 号	北九州市立浅野社会復帰センター	社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
第 174 号	北九州市立洞海上芸舎	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
第 175 号	北九州市立門司障害者地域活動センター	社会福祉法人あすなる学園	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
第 176 号	北九州市立小倉南障害者地域活動センタ	社会福祉法人北九州あゆみの会	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13

	一		年 3 月 3 1 日 ま で
第177号	北九州市立八幡西障 害者地域活動センタ ー	社会福祉法人北 九州市手をつな ぐ育成会	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日 ま で

議案第 178 号

指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立到津ひまわり
学園等）

令和 2 年 1 2 月北九州市議会定例会において議決を経た北九州市立到津ひま
わり学園等に係る指定管理者の指定の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立到津ひまわり学園等に係る指定管理者の指定について、
指定する期間を変更する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項
の規定により、この案を提出する。

記

指定管理者に管理を 行わせる施設	指定の変更内容	
	既決指定期間	変更指定期間
北九州市立到津ひま わり学園	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日ま で	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 3 1 日 まで
北九州市立若松ひま わり学園		

議案第 179 号～第 182 号

指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）

北九州市立小倉北ふれあい保育所等について指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立小倉北ふれあい保育所等について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

議案番号	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
第 179 号	北九州市立小倉北ふれあい保育所 （乳児部） （夜間部）	社会福祉法人正善寺福祉会	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
第 180 号	北九州市立北方保育所	社会福祉法人北九州市保育事業協会	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
第 181 号	北九州市立千防保育所	社会福祉法人北九州市保育事業協会	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
第 182 号	北九州市立ユースステーション	特定非営利活動法人里山を考える会	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 183 号

指定管理者の指定の一部変更について（北九州市旧九州鉄道本社
）

令和 4 年 1 2 月北九州市議会定例会において議決を経た北九州市旧九州鉄道
本社に係る指定管理者の指定の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市旧九州鉄道本社に係る指定管理者の指定について、指定す
る期間を変更する必要があるので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定
により、この案を提出する。

記

指定の変更内容

既決指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

変更指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 184 号

指定管理者の指定について（北九州市立思永中学校温水プール）

北九州市立思永中学校温水プールについて指定管理者を次のとおり指定する。
。

令和 7 年 12 月 4 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立思永中学校温水プールについて、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
北九州市立思永中学校温水プール
- 2 指定管理者に指定するもの
スピナ・シンコースポーツ共同事業体
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

